

地方からの提案

(1)内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案(324件)

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
1	白山市 重点13	えりも町、花巻市、白河市、さいたま市、三浦市、新潟市、半田市、寝屋川市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、佐世保市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	○(3)以外	○	マイナンバーカードセンターの設置	マイナンバーカードセンターの設置に伴い、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律等を改正し、現在市町村が行うこととされているマイナンバーカードや電子証明書の発行、更新に係る事務を都道府県の事務に見直すとともに、各都道府県にマイナンバーカードセンターを設置することを求める。 なお、都道府県事務への見直しはあくまで提案の一つであり、何らかの運用方法で広域センター方式が実現できることが主目的である。	総務省
2	砥部町	盛岡市、仙台市、いわき市、豊田市、高松市、高知県、小都市、五島市、大分県、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	×	○	新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域未来交付金)における変更申請手続の見直し	新しい地方経済・生活環境創生交付金(令和8年2月から「地域未来交付金」に名称変更)における変更申請手続等の見直しを求める。	内閣府
3	朝日町	川崎市、横須賀市、上越市、名古屋市、豊橋市、半田市、稲沢市、寝屋川市、田原本町、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	×	×	×	特定空家等の行政代執行までの手続の迅速化	空家等対策の推進に関する特別措置法における特定空家等の行政代執行を行うに当たり、普通郵便で送付した書面が不着として返送されてこない限りは相手先に届いているものとして取り扱うようにできるようにすること。	総務省、国土交通省
4	北広島市	えりも町、盛岡市、花巻市、さいたま市、川崎市、厚木市、名古屋市、半田市、名張市、大阪市、枚方市、姫路市、芦屋市、小野市、諫早市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○	○(3)以外	×	仮特別徴収税額等の還付において公金受取口座情報の照会及び利用が可能な場合の明確化	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項第4号に規定される税等のうち年金所得に係る仮特別徴収税額の還付の支給事務を処理するために必要な情報であれば、還付対象者の公金受取口座の利用の意思に関わらず、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会が可能な旨をデジタル庁から各府省及び地方公共団体へ通知し、明確化すること。 仮特別徴収を実施している税等を所管する省庁から、還付発生時には上記運用が可能であり、下記プッシュ型還付を行って問題ない旨を地方公共団体へ通知し、明確化すること。 【プッシュ型還付の具体的なスキーム】 ①還付発生 ②(還付対象者の公金受取口座利用意思の確認を経ずに)情報提供NWSを通じて全還付対象者の公金受取口座の情報を照会 ③(公金受取口座の登録があった場合)公金受取口座へ振り込む予定である旨の通知を還付対象者へ送付(公金受取口座への振込を希望しない方のみ、期限内に振込を希望する口座情報の回答を求める) ④還付実施 なお、公金受取口座を登録していない方(②で公金受取口座の情報を取得できなかった方)については、従来通りの手法で還付を行う。	デジタル庁、総務省、厚生労働省
5	直方市	宮城県、富谷市、浜松市、久米南町、三原市、大野城市、長与町、熊本市、出水市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○	×	×	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条の支払い期限の見直し	政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第10条に規定される支払期限(15日以内)について、第14条で地方公共団体のなす契約についても準用するとされているが、地方公共団体については、契約に係る書面の有無を問わず第6条と同様の「工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日」に統合することを求める。	総務省、財務省
6	市川市	須賀川市、沼田市、高岡市、福井市、名古屋市、小牧市、大阪市、枚方市、高松市、春日市、佐世保市、熊本市、宮崎市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	妊婦支援給付金に係る不支給決定通知以外の通知の廃止	子ども・子育て支援法施行規則第1条の4の5において「市町村は、法第10条の9第2項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。」とされているが、不支給決定以外の通知については支給をもって決定通知とみなすこと等により、文書による決定通知等を省略することができるよう見直しを求める。	こども家庭庁
7	春日部市	上尾市、浜松市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者の兼務可能な範囲の拡大	認知症対応型共同生活介護の人員基準で配置が定められている介護支援専門員である計画作成担当者について、他の認知症対応型共同生活介護事業所においても職務に従事できるように、基準の緩和を求める。	厚生労働省
8	足利市	大阪市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	市町村社会福祉協議会が入所施設の経営を行うことを可能とすること	市町村社会福祉協議会が入所施設の経営を行うことを可能とすること。	こども家庭庁、厚生労働省
9	小牧市、福島市 重点28	北海道、花巻市、小諸市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和	市区町村が介護認定の訪問調査(新規申請を除く)を委託する際の調査員の資格要件を、介護支援専門員に限らず、「その他の保健、医療、または福祉に関する専門的知識を有する者」に緩和するよう求める。 ※(「要介護認定等の実施について」より抜粋) 介護支援専門員以外の保健、医療、福祉に関する専門的知識を有する者は、以下の①又は②のいずれかに該当する者とする。 ①介護保険法施行規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者 ②認定調査に従事した経験が1年以上である者	厚生労働省
10	春日井市	ひたちなか市、相模原市、寒川町、大阪市、高松市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	○	×	○	消防署等の用地取得事務における土地収用法第3条の適用区分(第19号・第31号)の判断基準及び照会手続の明確化	消防署、消防団警備詰所(以下消防署等という)について、過去の事例から土地収用法第3条の19号及び31号のそれぞれに該当する可能性があるが、19号と31号それぞれに該当する場合の違いの明確化を求める。併せて19号に該当する場合に必要な添付書類や照会手順の明確化も求める。	総務省、国土交通省
14	玉野市 重点14	寒川町、島田市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	○	×	×	「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定について、中核市未満に対する努力義務を廃止し、都道府県を実施主体とすること	地方公共団体実行計画(区域施策編)のうち、中核市未満について努力義務とされている事項について、当該努力義務を廃止し、都道府県が実施することとする。	環境省
15	湯梨浜町 重点16	花巻市、小諸市、岩美町、若桜町、智頭町、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	介護認定調査の法人委託先の拡大	介護保険法第176条に「認定調査事務」を追加する、又は第24条の2において規定する「指定市町村事務受託法人」と同等の事務を国保連合会に委託できるよう見直しを求めるもの。	厚生労働省
16	高知県、福島県、三重県、香川県、香美市、全国知事会	群馬県、岡山県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	IHEAT要員の任用要件の緩和	IHEAT運用要領について、「IHEAT要員を任用する際は、会計年度任用職員又は特別職非常勤職員として任用する」という要件を緩和するよう見直しを求める。	厚生労働省
17	北上市、栃木県、愛知県	岩手県、花巻市、川崎市、豊田市、三重県、佐賀県、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	04.雇用・労働	×	×	○	認定職業訓練助成事業費(運営費)の補助対象に係る算定基準の緩和	認定職業訓練助成事業費(運営費)において1訓練料あたり1人以上でも補助対象となるよう算定基準の緩和を求めるもの。	厚生労働省
18	佐世保市	旭川市、寒川町、新潟市、豊橋市、半田市、和歌山県、松山市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	○	×	×	大気汚染防止法等に基づく届出書に係る写しの提出に係る規定の削除	大気汚染防止法等の法令における届出業務について、届出者は届出書の正本にその写しを1部添えて提出しなければならない旨が規定されているが、2部提出させることは事業者への負担である。 また、行政側が2部管理することの必要性や意図が見出せないことから、当該規定に係る条文を削除することを求めるもの。	環境省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
19	茨木市	北海道、函館市、十和田市、盛岡市、奥州市、宮城県、ひたちなか市、佐野市、渋川市、川崎市、茅ヶ崎市、寒川町、福井市、富士市、掛川市、小牧市、鈴鹿市、亀岡市、城陽市、豊中市、枚方市、寝屋川市、小野市、穴西市、奈良県、観音寺市、砥部町、大野城市、伊万里市、大分県、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	12 その他	○	×	○	ふるさと納税制度における製造・加工品付加価値割合に係る公表事項等の見直し	ふるさと納税制度における製造・加工品について、価格によって算出した区域内における付加価値割合等を事業者が証明し、その内容について自治体が公表する必要があるが、「ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価格の割合に係る一覧表」について、例えば「地方団体における調達費用が」「一般販売価格」を下回る場合については公表をしないでよいとするなど、自治体の公表事項を見直していただきたい。 また、公表方法についても、地場産品基準を満たすか否かのみ止められるなど、事業者の機密情報の保護に配慮されたい。	総務省
20	茨木市	宮城県、大田原市、川崎市、寝屋川市、都城市	B 地方に対する規制緩和	12 その他	○	○(3)以外	×	オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際に相手方の同意を不要とすること	オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際は相手方の同意を不要とすることを求める。 具体的には、現行制度では、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項に基づく全てのオンライン処分通知等に対して相手方の同意が必要だが、「書面による申請等に対する処分通知等」と「申請等に基づかない処分通知等」をオンラインで行う場合に限り、相手方の同意を必要とすることを求める。	こども家庭庁、デジタル庁、総務省、経済産業省
21	伊佐市	湯沢市、いわき市、日立市、小諸市、島田市、高松市、佐世保市、八代市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	○	×	×	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期間に係る請求開始日の見直し	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期間について、請求開始日を5月1日とする。	厚生労働省
22	伊佐市	佐世保市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11 総務	○	×	○	指定施設での不在者投票において記載台への候補者名の掲示を可能とすること	指定施設での不在者投票において、市町村選挙管理委員会が作成した候補者名簿を、投票の記載台に掲示できるように公職選挙法のルールを明確にすること。	総務省
23	十津川村 重点6	岩手県、花巻市、郡山市、いわき市、さいたま市、川崎市、福井市、上田市、山口県、防府市、高松市、東温市	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	○	×	○	法務局における相続登記の完了をもって農地法及び森林法に基づく届出がなされたとみなすこと	令和6年4月1日より施行された改正不動産登記法による相続登記の義務化を契機として、農地法第3条の3及び森林法第10条の7の2第1項に基づく届出について、法務局における相続登記の完了をもって当該届出がなされたものとみなす規定(みなし規定)を設けることにより、自治体の事務負担及び住民負担の軽減を求めるもの。	法務省、農林水産省
24	宜野湾市	岩手県、白河市、大田原市、川崎市、須崎市、大村市	B 地方に対する規制緩和	11 総務	○	○(3)	○	共通SaaSによる電話DXの推進	ボイスポット、IVR及び通話録音機能を備えたシステムについて、共通SaaSとして国が構築すること。 なお、構築に当たっては、汎用的なボイスポット・IVRとして、標準的なサービスだけ提供し、各自治体で自由に学習させる(登録)することができるようにすること。	デジタル庁
25	南九州市	花巻市、北上市、郡山市、白河市、さいたま市、新潟市、豊橋市、堺市、豊中市、姫路市、西宮市、高松市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11 総務	×	×	×	「書かないワンストップ窓口システム」を使用する際の署名又は電子ペンによるサインを省略可能にすること	住民票の写し等の請求について、「書かないワンストップ窓口システム」を使用する際の、署名又は電子ペンによるサインを省略可能とするか、申請者本人によるシステム上の確認操作(確認ボタンやチェックボックス等)をもって署名又は電子ペンによるサインを省略可能とする。	デジタル庁、総務省
26	高取町	花巻市	B 地方に対する規制緩和	11 総務	×	×	×	管理監督職務上限年齢による管理監督職への任用制限の特例措置の拡大	人員不足等により管理監督職を占める職員の後任の補充が困難な場合に、任命権者である市町村長が、組織運営上の必要と当該職員の能力等を勘案し、管理監督職務上限年齢を超えて管理監督職の異動期間を延長できるよう制度改正を求める。	総務省
27	大和村 重点27	北海道	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	×	×	○	指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直し	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2章第2条第1項ただし書の「入所定員が40名を超えない指定介護老人福祉施設については、(略)第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないこと」という規定について、「入所定員が40名を超えない」という文言の撤廃又は入所定員の増員を求める。	厚生労働省
28	大和村 重点27	北海道	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	×	×	○	指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第9項において、「第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」と規定されているところ、他の居宅介護支援事業者での勤務を可能とするなど柔軟な勤務を可能とするため、「常勤」の撤廃、「当該指定介護老人福祉施設」の撤廃、また、介護支援専門員に「介護支援専門員と同等の能力を有する者」などを追加することを求める。	厚生労働省
29	横浜市	さいたま市、広島市、大野城市、大村市	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	○	○(3)以外	×	マイナンバーびったりサービス及びオンライン申請管理システムにおける仕様の見直し	オンライン申請管理システムで受領した申請データについて、住民からの各種申請に対する処理遅延を防止するため、管理画面上における機能を以下のとおり追加すること。 (1)申請の処理が遅れている場合に警告をする機能 (2)(1)の機能が実装出来ない場合、市町村が独自で遅延管理を行うシステムを実装することになる。そういった外付けシステムを導入した場合でも、オンライン申請管理システム一びったりサービス一申請者の流れで、申請に不備があった場合に処理ステータスを差し戻せる(再申請を依頼する)仕組みの導入	デジタル庁
30	松塩筑木曾老人福祉施設組合	—	B 地方に対する規制緩和	11 総務	×	×	○	地方公営企業の給与制度に関する自由度の拡大	地方公営企業法は、地方公共団体の経営する企業に関する特例を定めているが、地方公営企業の給与制度に関して、一定の自由度(民間企業に準じた手当を導入できる給与制度)を条例で設けることができるよう法改正をしていただきたい。 具体的には、地方自治法第204条第2項に限定列挙されている職員に支給する手当とは別の手当を必要に応じて支給できるよう、地方公営企業法に給与制度に関する特例を追加していただきたい。	総務省
31	射水市	北海道、宮古市、宮城県、白河市、ひたちなか市、朝霞市、須坂市、小諸市、小牧市、尾張旭市、姫路市、福岡県、熊本市、伊佐市	B 地方に対する規制緩和	11 総務	○	×	×	地方自治功労に関する叙勲上申に係る申請書類の簡素化	地方自治功労に関する叙勲上申において、申請書類を簡素化し、功績調書の提出を原則不要とする。	内閣府、総務省
32	三種町、能代市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市、にかほ市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、大湯村、美郷町、東成瀬村	小野市、久米南町、山口県、高松市、佐世保市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11 総務	○	×	×	選挙における投票所入場券を選挙期日の公示又は告示の日以前に配達可能とすること	選挙における投票所入場券について、選挙期日の公示又は告示の日より以前に交付することが可能となるよう、公職選挙法施行令の改正を求める。	総務省
33	桶川市	花巻市、ひたちなか市、前橋市、さいたま市、寝屋川市、羽曳野市、空岡市、大野城市、大村市、伊佐市	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	○	×	×	国民健康保険料(税)の減額に関する基準を市町村の条例で定めることの見直し	国民健康保険料(税)の減額に関する基準について、市町村の条例で定めることを不要とするか、条例で減額基準の数値を明記せず、政令に委任する規定を設けることで、減額基準の変更のたびに条例改正の必要がない形とすること。	総務省、厚生労働省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
34	福岡県、栃木県、三重県、全国知事会	花巻市、茨城県、川崎市、大阪府、熊本市、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)	×	地方自治体に対する各種調査のオンラインシステム化	地方自治体に対する各種調査(地方公務員給与実態調査、定数管理調査、勤務条件調査、会計年度任用職員の任用状況調査等)のオンラインシステム化及び都道府県經由事務の廃止を求める。 具体的には、国において地方自治体が共有で利用できるクラウド型調査照会プラットフォームを構築し、以下の運用への転換を求める。 【ダイレクトなデータ入力・提出】 市町村がシステムに直接ログインし、データの入力、CSVアップロード、またはAPI連携により報告を完了させる(将来的に「入力」ですら不要(自動抽出)にすることを指す)。 【リアルタイム・バリエーション機能】 入力時に「数値の論理的矛盾」「入力漏れ」「形式エラー」等をシステムが自動検知し、不備がある状態では送信できない仕様とすることで、事後の差し戻しを防止する。 【都道府県の事務負担軽減】 都道府県の役割を「ファイルの取りまとめ・転送」から「システム上での進捗管理・承認」へ変更し、単なるとりまとめや転送等に伴う形式的な事務を廃止する。 【過年度データの自動反映(プレプリント)】 前年度と変わらない基本項目や、組織情報などはあらかじめ反映された状態からスタートできる。 【EBPM(データに基づく政策立案)の加速】 収集されたデータが即座にデータベース化されるため、給与水準の比較分析や定員管理のシミュレーションがリアルタイムで可能になる。 仮に上記のクラウド型調査照会プラットフォームの構築が難しい場合については、人事・給与システムの共通化によるデータ抽出や、人事・給与システムの標準化により調査に必要なデータ抽出機能を実現するなど、負担軽減策を検討いただきたい。	総務省
35	福岡県、福島県、全国知事会	えりも町、盛岡市、花巻市、郡山市、白河市、茨城県、さいたま市、銚子市、柏市、相模原市、厚木市、新潟市、富士宮市、豊橋市、大阪府、豊中市、姫路市、安来市、佐世保市、熊本市、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)	×	住民基本台帳人口移動報告作成事務の効率化	「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」等に関する事務の自動化および報告事務の廃止を求める。 具体的には、住民基本台帳ネットワークシステムの全国サーバのデータを活用した統計作成プロセスを効率化し、都道府県や市区町村による報告事務の廃止を以下のとおり求める。 【住民基本台帳ネットワークシステムの原則化】 原則として、国が住民基本台帳の全国サーバから抽出したデータを「正」として統計を作成する運用に変更する。 【国とJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)との連携強化】 総務省はJ-LISと連携し、事前に統計作成に必要なデータクレンジング(重複排除や論理チェック)をシステム上で行うことによりデータの精度を向上させ、原則としてデジタルで作業を完了させることとし、もしデータに疑義が生じた場合は、システム上のエラーログや履歴参照により国が直接確認する運用とする。 なお、全国サーバの保有する情報と市区町村の住民記録システムに登録されたデータにズレが生じる要因は、年度末に住民記録システムに登録されたデータがCSに反映するまでに時間を要するためであると想定されるが、例えばデータが反映し終えた時期を見計らって、全国サーバから特定の日付(1月1日)時点の集計結果を抽出できる機能を設けることで、精度の高いデータを取得できるものとする。 【市区町村および都道府県による報告事務の廃止】 全国一律的な抽出データと突合および都道府県を経由した報告事務を廃止し、原因不明の異常値が検出された場合や特に疑義がある場合のみ、国から対象の市区町村に最小限の個別照会を行う「例外対応」に移行する。 【データ突合の自動化システムの提供】 どうしても市区町村側での確認が必要となる場合を想定し、紙やExcelではなく、住民基本台帳の端末上で自庁データとの差異を簡単に検出・表示可能な「自動突合機能」を、システムの標準仕様として実装する。 【その他の情報収集の自動化および効率化】 現在、Excel様式への記入等により、都道府県経由で市区町村から収集している関連情報についても、住民基本台帳のシステム改修等により、極力全国サーバにおいて自動で収集・抽出できる仕様に変更し、それが困難な場合でも、住民基本台帳や一斉通知・調査システムを活用して市区町村が国へ直接回答できるように改修・運用変更することにより、事務を効率化する。 また、J-LISが保有するデータの精度が向上することにより、地方公共団体が毎月実施している「住民基本台帳人口移動報告」に係る作業についても、市区町村から都道府県への情報提供及び都道府県における取りまとめが不要となることが考えられるため、併せて廃止を求める。	総務省
36	福岡県	宮城県、茨城県、福井市、名古屋市、堺市、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	国民生活基礎調査における国勢調査世帯一覧の閲覧目的及び閲覧対象者の範囲の拡大	「国勢調査調査世帯一覧閲覧取扱要領」(平成21年10月1日付け総務省統計局長決定)の閲覧目的及び閲覧対象者の範囲を拡大していただきたい。 (調査員(非常勤)が地区要図および地区別世帯名簿を作成する際にも、調査世帯一覧の閲覧を承認いただきたい)。	総務省、厚生労働省
37	矢吹町	北海道、白河市、大田原市、川崎市、須崎市、大村市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)	○	共通SaaSによる電話業務DXの推進	ボイスボットやIVR(自動音声応答)について、共通SaaSとして国が構築すること。 なお、構築に当たっては、汎用的なボイスボット・IVRとして、標準的なサービスだけ提供し、各自治体で自由に学習させる(登録)することができるようにすること。	デジタル庁
38	蕨市	羽曳野市、兵庫県、大野城市、長崎市、大村市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	×	○	4月2日以降に入学する留学生等に対する国民健康保険料の減額分について、国民健康保険料の賦課期日と関係なく、国民健康保険料の減額分を算定対象とすること	4月2日以降に入学する留学生等に対し、国内の前年所得が無いため、国民健康保険料を軽減しているが、国民健康保険料の減額分を算定対象とすること。また、国民健康保険料の賦課期日と関係なく、国民健康保険料の減額分を算定対象とすること。	総務省、厚生労働省
41	袖ヶ浦市	北見市、ひたちなか市、さいたま市、川崎市、三浦市、新潟市、名古屋、豊橋市、安来市、高松市、熊本市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	戸籍届出の24時間受付体制の廃止等	戸籍届出の24時間受付体制を廃止し、紙面による届出は市区町村が個別に定める窓口受付時間内とし、それ以外の時間帯の受付はオンライン届出のみとする制度の構築を提案する。 令和7年の分権提案「婚姻届等のオンライン化」において、各府省からの第1次回答として「御要望があった届出についてはいずれも制度上オンラインで行うことが許容されている(戸籍法施行規則第79条の2の4)」と回答があるところ、戸籍事務は「第一号法定受託事務」であることから、市区町村ごとに判断してオンライン化を導入するのではなく、適切な制度・仕組みを構築のうえ「法務省が」主体として取り組むべき内容である。 そこで、以下を提案する。 ①戸籍事務取扱準則で定める「24時間受付義務」の廃止と窓口の開庁時間内集約: 夜間・休日の対面窓口(宿直・警備員室での受領等)を廃止し、紙面の窓口受付は市区町村の定める開庁時間内に限定するよう、戸籍事務取扱準則(以下「準則」という。)を改訂する。 また、オンラインにより24時間受け付けする仕組みを法務省の責において構築し、市区町村に実施を求めること。 ②オンライン届出を自動処理する仕組みの構築: オンラインで提出された届出については、法務省の責により標準仕様書を改訂のうえ、自動で届書審査から入力までのプロセスが可能となるよう仕組みを構築し、職員は決裁段階のみ関わるものとする。	法務省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
44	旭川市、伯耆町	北見市、新ひだか町、ひたちなか市、前橋市、さいたま市、相模原市、寝屋川市、羽曳野市、兵庫県、智頭町、広島市、高松市、松山市、久留米市、大野城市、諫早市、大村市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	○	国民健康保険法に基づく療養費及び高額療養費に係る事務の国民健康保険団体連合会への委託	保険医療機関等の診療報酬の審査及び支払に関する事務については、国民健康保険法第45条において、国民健康保険団体連合会に委託することができる旨規定されている。一方、療養費(同法第54条)等の現金給付においては、「委託することができる」という規定が存在しないため、同法第45条と同様の規制緩和を求める。	厚生労働省
45	宝塚市 重点30	ひたちなか市、川崎市、稲沢市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	○	×	○	LABV方式を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業(法定建替)の適用拡大等	PPPの一手法であるLABV方式を活用した「既存公営住宅から借上げ公営住宅への建替え」について、公営住宅法の「公営住宅建替事業(法定建替)」に含めるとともに、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業における「民間事業者が実施する借上げ公営住宅等の建設等」の対象範囲に加えること。	内閣府、国土交通省
46	身延町	さいたま市、豊田市、佐世保市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	×	○	選挙の投票簿における男女別投票者数の記載欄の削除	選挙の際に作成する投票簿の様式を見直し、男女別投票者数の記載欄を削除する。	総務省
47	高知県、香川県、高知市、香美市、大豊町、全国知事会	新潟市、山口県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	障害福祉サービスにおけるサービス管理責任者の常勤要件の緩和	障害福祉サービスにおけるサービス管理責任者については、生活介護、就労系サービス等(以下「日中活動系サービス」という。)の一部サービスにおいて、常勤での配置が求められている。常勤の定義は、業務に支障が無い場合であっても、同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所での勤務時間数の合計が、常勤職員が勤務すべき時間に達していることとされているが、この範囲を見直し、業務に支障が無い場合は、サービス管理責任者については、移動時間が概ね10分程度の事業所での勤務時間数も常勤の勤務時間数に含むことができるよう見直しを求める。	厚生労働省
48	貝塚市、泉南市 重点11	熊本市	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	○	×	○	地域インフラ群再生戦略マネジメントにおける広域連携として特例一部事務組合が活用できること等の明確化	国土交通省が推進する地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)において、広域連携を適用するに当たり、以下のことについて、総務省・国土交通省が共同通知により明確化すること。 ①群マネにおける広域連携として、地方自治法第287条の2に基づく特例一部事務組合が活用できること。 ②当該組合の管理者が自律的に予算執行できる範囲・手続。 ③当該組合が「社会資本整備総合交付金交付要綱」及び「国土交通省所管補助金等交付規則」を根拠とする補助金等の交付対象であること。	総務省、国土交通省
49	明石市	花巻市、いわき市、白河市、柏市、川崎市、新潟市、名古屋市、小牧市、斑鳩町、安来市、都城市	B 地方に対する規制緩和	10.運輸・交通	○	○(3)以外	×	国に対する自動車臨時運行許可申請のオンライン化	臨時運行許可については、市区町村に加えて、地方運輸局長も行うとされているにもかかわらず、地方運輸局長への申請についてはオンライン化されていないため、国に対する自動車臨時運行許可申請についてもオンライン申請できるようにすることを求める。	デジタル庁、国土交通省
50	茅ヶ崎市、秋田県	旭川市、高崎市、平塚市、豊田市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	○	×	×	下水道法施行規則第11条による受理書交付規定の廃止	下水道法施行規則第11条により、「公共下水道管理者又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。)の管理者は、法第12条の3第1項又は法第12条の4の規定による届出を受理したときは、別記様式第9による受理書を当該届出した者に交付するものとする」とされているが、この受理書交付の規定廃止を求める。	国土交通省
53	村上市 重点29	石川県、小野市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の実施主体への社会医療法人ではない医療法人の追加	交通空白地における自家用有償運送を必要とする地域は過疎地が多く、このような地域で運営されている医療法人の多くは小規模であり、社会医療法人の認定要件を満たすのは難しいため、一般の医療法人でも可能となるように求めるもの。	厚生労働省、国土交通省
55	佐野市	高崎市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	×	×	×	市街化区域編入に伴う農林調整の円滑化	市街化区域編入の農林調整に当たり、各地域ごとの土地利用の状況や、耕作放棄地等の未利用土地による影響により編入スケジュール全体に著しく支障をきたす場合、実態に即した例外的な対応を求める。	農林水産省
56	松前町、愛媛県、今治市、西条市、伊予市、東温市、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町	北海道、横浜市、名古屋市、豊田市、大阪市、寝屋川市、笠岡市、福岡市、春日市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	児童手当に係る支給事務の実施主体の見直し	マイナポータル等の利用や、事務を集約して実施するセンター機能を整備することなどにより、国において児童手当事務を実施すること。	こども家庭庁、デジタル庁
57	新城市	島田市、名古屋市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	居宅介護支援事業所の新規開設に係る主任介護支援専門員の配置要件の緩和	主任介護支援専門員が不在であっても、介護支援専門員が主任研修を受講することを前提に、居宅介護支援事業所の新規開設を可能とする。	厚生労働省
58	新城市	浜松市、名古屋市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	小規模多機能型居宅介護支援事業所における人員基準の緩和	小規模多機能型居宅介護において、緊急時対応を確保した上で ①訪問サービスが発生しない日については、訪問人員の配置を必須としないこと ②訪問人員について、常勤換算1名ではなく、訪問時間帯に配置する形での運用を認めること のいずれかによる人員基準の緩和を求める。	厚生労働省
59	新城市	北海道、花巻市、浜松市、庄原市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	訪問介護に係る特別地域加算の算定要件及び中山間地域に係る訪問介護サービスの算定基準の見直し	①介護保険制度における訪問介護サービスの「特別地域加算」の算定要件について、事業所の所在地が対象地域であることを算定要件としているところ、障害福祉サービスと同様、利用者の居住地が対象地域であることを算定要件にするよう求める。 ②訪問系の介護サービスにおいては、中山間地域では移動に時間をとられ、訪問件数を増やすことが難しいため、サービス提供地域内の移動にかかる時間について、報酬加算できるような対応を求める。	厚生労働省
60	新城市	北海道、浜松市、庄原市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	通所介護において短時間の入浴介助利用も可能となるような基準の緩和	訪問入浴介護等が不足する地域における代替サービスとしての通所介護事業所における短時間の入浴介助の実施を可能とすることを求める。	厚生労働省
61	新城市	北海道、湯沢市、豊田市、高知県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	条件不利地域における就労移行支援事業所の安定運営に向けた人員基準の緩和と報酬算定方法の見直し	中山間地域や人口減少地域等の条件不利地域における就労移行支援事業について、安定した利用者の確保が難しい現状を鑑み、安定したサービス提供体制の確保に向け、以下の措置を求める。 ・就労移行支援事業において、多機能型事業所として事業を実施している場合の利用定員の下限について、現行の6名から3名への引き下げ。 ・基本報酬の算定について、現行の過去2年の実績に基づく評価ではなく、過去4年間の実績のうち実績の高い2年間で評価とする。	厚生労働省
62	新城市	北海道、豊田市、高知県、大村市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	障害福祉サービスにおける特別地域加算の見直し等	「特別地域加算」の対象地域を現状より拡大し、過疎化や人口減少が進行している地域も新たに加算対象に含めるよう以下のような内容について検討を求める。 ・市町村単位ではなく、旧町村単位又は中山間地域単位での算定 ・人口密度や可住地面積当たり人口等の客観指標の導入 ・事業所間距離や平均移動時間等のサービス提供実態を反映する基準 ・都道府県知事による個別認定制度の創設	厚生労働省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
63	池田町、福井県	花巻市、郡山市、いわき市、高崎市、さいたま市、川崎市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	○	×	○	森林の土地の所有者届出の一部廃止・簡素化	森林の土地の所有者届出について、登記済みの場合、税務部局で把握している情報を確認することで届出を不要とすること。また、登記をしていない場合、施行規則第7条第2項に規定する書面について、一部不要とすること。	農林水産省
65	茨城県	北海道	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	×	×	医療法人に関する情報の調査及び分析に係るデータの早期提供	医療法第69条の2第1項に基づく、医療法人の活動の状況等の調査及び分析にあたって、厚生労働省による医療法人の経営情報等の分析結果を待つのではなく、その分析の基礎となるデータを早期に各都道府県が活用できる形式で提供いただきたい。	厚生労働省
66	茨城県、福島県	宮城県	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定に係る事務の改善	地域再生法第17条の2に基づき事業者が作成する計画について、都道府県における認定事務において利用するチェックリストや事務フローの作成や、事業者向けの申請の手引きを作成することにより、認定に係る事務及び計画書の改善を求める。	内閣府
67	堺市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	北海道、高崎市、豊橋市、徳島市、今治市、鹿児島県	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	×	×	×	危険物施設における変更工事手続の合理化	消防法第11条第1項に基づく、危険物施設の変更許可申請に係る手続については、事業者の自主保安体制の状況を考慮し、変更許可を要しない工事範囲を整理・明確化する等、手続の合理化を図る措置を求める。具体的には、自主保安体制が一定の基準を満たしている事業所を対象に、保安上問題のない工事等については、変更許可を要しない工事とする制度を消防法令の改正によって導入することを求める。	総務省
68	津市	新発田市、豊橋市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	×	×	×	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の解釈および運用の考え方の明確化	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」について、制定から50年以上が経過した現在における同法の解釈および運用の考え方を明確にするため、法改正または指針・ガイドライン等の策定により、現時点における解釈を明示することを求める。	環境省
69	栃木県	富山県、豊橋市、三原市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	○	×	×	確保すべき農用地の都道府県面積目標の管理手法の見直し	農振法における農地の総量確保に係る都道府県面積目標を都道府県の裁量で主体的に管理できるようにするため、影響緩和措置の実施方法等について国が定めた農業振興地域制度に関するガイドライン(平成12年4月1日付け12構改C第261号(最終改正:令和7年6月27日)) (以下「ガイドライン」という。)の改正を求める。	農林水産省
70	長岡京市	前橋市、さいたま市、川崎市、相模原市、見附市、須城市、寝屋川市、羽曳野市、兵庫県、広島市、久米市、大野城市、諫早市、大村市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	○(3)以外	×	医療保険の二重加入対応の適正化および迅速化	国民健康保険脱退手続きがされないまま健康保険等社会保険に加入した人について、医療機関等での受診時に、オンライン資格確認システムにおける資格確認が行われたときに「社会保険」と初期表示されるように仕様を変更する(加入日で判断する仕様とする)こと。	厚生労働省
71	愛媛県、福島県、神奈川県、広島県、香川県、松山市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、上島町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県	花巻市、茨城県、大阪府	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)	×	地方公共団体の勤務条件等に関する都道府県経由調査の見直し 【提案と類似の支障を有する制度等】 その他類似の調査方式の見直し(例: 過疎対策・アスベスト調査・地域運営組織等)(大阪府/総務省)	総務省が都道府県を経由して市町村等の状況を照会する各種調査について、①総務省が用意したフォーム等に直接入力する方式とするなどによる調査方法の改善、②調査内容・実施期間の精査を求める。	総務省
72	愛媛県、埼玉県、広島県、香川県、松山市、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町	北海道、えりも町、十和田市、盛岡市、茨城県、ひたちなか市、東松山市、川崎市、茅ヶ崎市、富士市、小牧市、城陽市、寝屋川市、山口市、砥部町、大野城市、伊万里市、熊本市、大分県、宮崎県、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	「ふるさと納税に関する現況調査」及び「市町村税課税状況等の調」において重複する調査項目の統合	短期間で実施される同内容の調査・照会を統合すること	総務省
73	愛媛県、福島県、広島県、徳島県、香川県、西条市、伊予市、四国中央市、松野町、鬼北町、高知県	岩手県、川崎市、三重県、奈良県、佐賀県	B 地方に対する規制緩和	04_雇用・労働	○	○(3)	×	公共職業訓練に係る雇用関係手続等のオンライン化	公共職業訓練を受講する求職者の利便性向上や行政の業務効率化のため、ハローワークに対する公共職業訓練に係る雇用関係等各種手続について、オンライン化を求める。	厚生労働省
74	愛媛県、三重県、広島県、香川県、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、伊方町、松野町 重点24	北海道、岩手県、山形市、いわき市、さいたま市、船橋市、川崎市、名古屋、滋賀県、堺市、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本市、宮崎県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	○	×	○	動物取扱責任者に係る資格認定の審査主体の見直し	動物の愛護及び管理に関する法律に規定する第一種動物取扱業者の登録に必要な動物取扱責任者の資格要件について、認定要望のある資格を国で審査の上、全国一律とするよう求める。	環境省
75	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、上島町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県	岩手県、さいたま市、川崎市、豊橋市、滋賀県、広島市、高松市、佐賀県、熊本市、宮崎県、宮崎市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	○	×	×	生活衛生関係法令における変更手続において告知の事実に係るものについては届出不要とすること	生活衛生関係法令に基づく変更手続きについて、「公選制の知事及び市町村長のように公知の事実に係るものについては、変更届を提出させる必要がない。」旨の通知の発出を求める。	厚生労働省
76	愛媛県、広島県、徳島県、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、松野町 重点32	—	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	○	×	×	輸出証明書発行業務に係る私人委託を可能にすること	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項に基づく、都道府県知事等が発行主体となる輸出証明書の発行業務については、申請受付、輸出先国の定める条件の適合審査、輸出証明書の発行の可否決定、証明書の交付等、全ての事務を私人に委託することを可能とするよう見直しを求める。	農林水産省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
77	広島市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市	北見市、えりも町、花巻市、宮城県、多賀城市、いわき市、白河市、銚子市、松戸市、柏市、厚木市、富士宮市、富士市、小牧市、豊中市、寝屋川市、姫路市、安来市、高松市、今治市、新居浜市、久留米市、小郡市、佐世保市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	×	×	電子証明書に関する申請書等の保存期間の見直し	マイナンバーカードの電子証明書に関する申請書類等について、保存期間を15年間(一部は10年間)から電子証明書の有効期限と同じ5年間に短縮するよう見直しを求める。	総務省
78	広島市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市	えりも町、盛岡市、花巻市、白河市、銚子市、松戸市、厚木市、富士市、小牧市、姫路市、尼崎市、西宮市、生駒市、安来市、笠岡市、東広島市、高松市、今治市、新居浜市、久留米市、小郡市、佐世保市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	×	×	同一世帯員の代理人による署名用電子証明書の申請に係る要件緩和	マイナンバーカード(以下「カード」という。)の署名用電子証明書について、代理人が住所変更等の届出と併せて再発行の申請を行う場合であって、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者であり、署名用電子証明書の暗証番号を入力又は提出できるときは、委任状の提出を不要とするよう見直しを求める。	総務省
79	広島市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市	花巻市、銚子市、柏市、富士宮市、富士市、豊橋市、姫路市、尼崎市、安来市、高松市、今治市、新居浜市、久留米市、佐世保市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	×	×	マイナンバーカードを紛失した旨の届出の受理状況に関する記録簿の廃止	マイナンバーカード(以下「カード」という。)を紛失した旨の届出の受理状況に関する記録簿の作成、管理を廃止するよう見直しを求める。	総務省
80	高山市	花巻市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、戸田市、川崎市、富士市、豊橋市、大阪市、芦屋市、加古川市、小野市、浜田市、熊本市、鹿児島県、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	×	×	○	緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付において消防用自動車の整備についても債務負担行為による契約を可能とすること及び債務負担行為の対象の明確化	緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付について、消防用自動車の整備についても債務負担行為を可能とするよう見直しを求める。併せて、当該補助金の債務負担行為の対象の明確化を求める。	総務省
81	山口県、福島県、埼玉県、茨城県、岩手県、岩国市、長門市、山陽小野田市、中国地方知事会	岩手県、花巻市、つくば市、城里町、宇都宮市、防府市、岩国市、加須市、東松山市、戸田市、朝霞市、新座市、三郷市、幸手市、日野市、羽村市、横浜市、相模原市、藤沢市、厚木市、箱根町、新潟県、山梨県、松本市、上田市、諏訪市、箕輪町、土岐市、飛騨市、下呂市、静岡県、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、下田市、御前崎市、菊川市、河津町、名古屋市、瀬戸市、西尾市、大府市、知多市、名張市、鳥羽市、大阪市、堺市、枚方市、箕面市、柏原市、藤井寺市、兵庫県、加東市、大和郡山市、葛城市、斑鳩町、島根県、倉敷市、瀬戸内市、西粟倉村、広島市、山口市、萩市、田布施町、徳島県、久留米市、小郡市、諫早市、九州地方知事会、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○	○(3)以外	×	預金及び保険の差押手続きのオンライン化	預金・保険の債権差押通知書について、金融機関等が専用ポータル等を通じて受領できる電子送達を可能とすること。	デジタル庁、総務省
83	相模原市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市	宮城県、豊橋市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	○	○(3)以外	×	土地区画整理法第133条等に規定する公告方法「官報への掲載」の見直し	土地区画整理法第133条及び同条第2項で準用する同法第77条第5項に規定する公告について、「官報への掲載」を任意とし、地方自治体の定める方法で行うことができるように見直すこと。あわせて、官報への掲載が必須である場合、掲載単価の引き下げについて検討すること。	内閣府、国土交通省
84	相模原市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	宮城県	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	○	×	×	土地区画整理法第62条で規定する土地区画整理審議会の会議を書面による開催も可能とする見直し	土地区画整理法第62条ほか規定する土地区画整理審議会の会議の開催方法について、書面による開催も可能であることを通知すること。	国土交通省
85	岐阜県 重点1	宮城県、埼玉県、東京都、兵庫県、山口県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	覚醒剤取締法に基づく申請・届出に係る都道府県経由事務の廃止等	覚醒剤取締法に基づく各種申請・届出、許可証等の交付について、都道府県を経由する旨の規定を廃止することで、事業者等が直接厚生労働省へ申請を行うことを可能とすること。	厚生労働省
86	新潟県、福島県	岩手県、花巻市、仙台市、厚木市、須坂市、静岡県、浜松市、三重県、名張市、滋賀県、京都府、城陽市、兵庫県、島根県、三原市、久留米市、春日市、長崎市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	×	×	地方税共同機構によるコンビニ収納業務の全国一括契約化等	①地方税共同機構によるコンビニ収納業務の全国一括契約化のほか、②契約・運用・データ仕様を標準化し、③コンビニ店舗からの公金収納済データの共同機構への一元集約化を行い、地方税共同機構から自治体への統一フォーマットによる公金収納済データの受領ができるようにすること。	総務省
87	群馬県、新潟県 重点9	宮城県、高崎市、滋賀県、兵庫県、高知県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	○	×	×	国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直し	国有林野に係る森林法第30条の規定による告示等の事務並びに同法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を国の権限とする。	農林水産省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
88	群馬県	茨城県、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	×	×	廃川敷地の管理期間の短縮	廃川敷地の管理期間を、国道の廃道敷地の管理期間と同程度に短縮する。	国土交通省
90	仙台市、札幌市、石巻市、白石市、角田市、大崎市、蔵王町、涌谷町、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、北九州市、福岡市、熊本市	豊中市、寝屋川市、東温市、高知市、春日市、延岡市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	×	×	児童手当及び児童手当関連制度の周知の責任主体明確化	児童手当及び児童手当の支給対象児童を対象とする給付金について、制度改革等が行われる際、国において制度周知の責任主体を明確化し、自治体へ通知すること。特に、受給者(保護者)と児童の住民登録地が異なる(別居監護)ケースを想定し、児童の住民基本台帳を管理する自治体が、他市区町村に居住する受給者に対しても確実に周知を行うべきことを、全国統一の運用ルールとして明示すること。	こども家庭庁
93	出水市	—	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	○	×	○	保護命令申立手続等における本人の書類取得が困難な場合の市町村等による公用請求支援等の実現	DV被害者が裁判所に保護申立てを行う際、DV被害者の住民票等の提出を求められる場合があるため、市町村が支援機関として公用請求が可能となるよう国に求めるもの。現状では、婚姻関係になければ、相手方の住民票等の請求は委任状がなければ取得できないため、被害者が申立てを諦めることを余儀なくされたこともあり、被害者にとって多大な負担と精神的ストレスがもたらされた。このような支障を解消するため、本提案に関する具体的措置を求める。	内閣府
94	和歌山県、滋賀県、関西広域連合	茨城県、鹿児島県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○	×	×	官民連携基盤整備推進調査費の案件募集における都道府県経由事務の廃止	官民連携基盤整備推進調査費の案件募集における都道府県経由事務の廃止を求める。	国土交通省
95	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、全国知事会 重点26	北海道、川崎市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	×	○	看護師学校養成所の専任教員配置基準の弾力化	保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下「指定規則」という。))において、教員のうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とするものと規定されているが、看護師学校養成所の実情(定員減・学年不在・閉校予定等)を踏まえて、専任教員について人員要件の弾力化を求める。	厚生労働省
96	名古屋市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市	豊橋市、大阪府、佐賀県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	○	×	×	旅館業法、住宅宿泊事業法及び国家戦略特別区域法(外国人滞在施設経営事業)のうち、業として人を宿泊させる営業を行う場合の申請事務の効率化	現在、我が国では、宿泊業を営む施設に当たっては、旅館業法、住宅宿泊事業法、国家戦略特別区域法それぞれに基づいて宿泊業を営む施設が併存している状況にある。令和7年4月1日に厚生労働省通知「旅館業における衛生等管理要領」が改正され、旅館業の基準が緩和された。また、空家の有効活用の推進を目的とした住宅宿泊事業法及び国家戦略特区制度について、制定時から社会状況が変化している。これらを踏まえ、業として宿泊を行う場合の根拠法令を旅館業法に一本化するなど、申請事務の効率化を求める。	内閣府、厚生労働省、国土交通省
97	名古屋市、仙台市、千葉市、新潟市、静岡市、神戸市、岡山市、福岡市、熊本市	旭川市、姫路市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	×	×	○	と畜場法により都道府県知事に義務付けられる検査に合格した肉、内臓及び皮の一部への検印の省略	と畜場法により都道府県等(政令市等を含む)に義務付けられた検印について、と畜場に併設された食肉処理施設向けの枝肉及び内臓など、分割・細切までトレーサビリティ及び混入防止措置が確実に確保されている場合には、当該枝肉等への押印を省略できるよう見直しを求める。	厚生労働省
98	愛知県、全国知事会	宮城県	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	○(3)以外	×	「国家戦略特区支援利子補給金」申請における登記事項証明書等の提出を不要とすること	「国家戦略特区支援利子補給金」の申請時に、事業実施予定者が提出する必要がある「登記事項証明書またはこれに準ずる書類」について、内閣府が「法人ベース・レジストリ」等を活用することにより、当該書類の提出を不要とすること。	内閣府
100	愛知県、全国知事会	宮城県、神奈川県、兵庫県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	×	×	私立専門学校に係る授業料等減免費負担金の交付決定等の早期化	私立専門学校に係る授業料等減免費負担金の交付決定及び資金交付を早期化すること。	文部科学省
101	愛知県、岩手県	郡山市、いわき市、高崎市、川崎市、大阪市、三原市、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	○	×	×	森林境界明確化事業及び地籍調査の重複の解消等による事務の簡素化	森林境界明確化事業(林野庁所管)と地籍調査(国土交通省所管)について、作業工程の分別、測量方法や精度、境界立会等の作業内容の水準を統一すること。森林境界明確化事業で測量した地点において、地籍調査を実施する場合に生じる再測量の重複を解消し、事務の簡素化・効率化を図ること。	農林水産省、国土交通省
103	愛知県	宮城県、茨城県、神奈川県、大阪府、兵庫県、山口県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	○	○(3)	×	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条が定める製造業者等に係る都道府県経由事務の廃止等	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条が定めるところによる製造業者等については、 ①飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者に関する届において、現状の書面による提出を前提とした様式ではなく、e-Govを利用した届の実現などオンライン上で必要事項を入力する形式で、都道府県を経由せず国へ直接提出すること。 ②飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届においては、現状の書面による提出を前提とした様式ではなく、e-Govを利用した届の実現などオンライン上で必要事項を入力する形式とすること。 ③なお、eMAFFを通じた飼料及び飼料添加物に関する届出は令和8年3月31日で廃止されることから、e-Govなどを通じて二段階認証等でログインするなど簡易な形式で事業者が届出することができ、e-Govなどにおいて、都道府県にも届出内容の閲覧権限を付与する機能を追加すること若しくは飼料業者情報共有システムと連携されたシステムを構築すること。	デジタル庁、農林水産省
104	唐津市	花巻市、仙台市、いわき市、さいたま市、柏市、相模原市、豊田市、枚方市、箕面市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	強制徴収公債権の徴収事務における税務情報開示に係る守秘義務解除の明確化	地方自治法第231条の3第3項が規定する、いわゆる「強制徴収公債権」の徴収事務に際し、国、県または地方公共団体等が保有する税務情報の開示に応じるよう守秘義務の解除の明確化を求める。	総務省、財務省
105	唐津市	いわき市、豊田市、高松市、諫早市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	×	○	徴収停止が可能となる要件への「債務者が著しい生活困窮状態にあること」の追加	地方自治法施行令第171条の5に規定されている「徴収停止」が可能となる要件に、「債務者が著しい生活困窮状態にあること」の追加を求める。	総務省
106	福島市	新潟市、見附市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	×	○	介護保険の認定に係る主治医意見書を受領する際の医師の署名要件の見直し	介護保険の認定に係る主治医意見書を電子データで受領する際、電子的署名または医療機関または医師本人のメールアドレスから送信されたものでも可とみなす取り扱いとするよう、医師の署名要件の見直しを求める。 ※厚生労働省「主治医意見書記入の手引き」より抜粋 医師本人の記入であることを確認する必要があることから、医師氏名のみは医師本人による自署をお願いします。	厚生労働省
107	ひたちなか市	花巻市、高崎市、伊勢崎市、さいたま市、川崎市、四日市市、寝屋川市、兵庫県、広島市、大野城市、大村市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	○(3)以外	○	「特定活動」の種類を電子データにより提供すること	外国人の在留資格について、「特定活動」の種類まで分ける電子データの提供を求める。具体的には、国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険への加入処理の際、適用除外すべき者が判別できるように、最新の在留資格情報について、職員が個別照会・一括照会することのできるシステムの導入を求める。	デジタル庁、法務省、厚生労働省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
108	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、新潟県 重点18	高知県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	○	○(3)以外	×	介護支援専門員証のデジタル資格証への移行	介護保険法第69条の7以下に規定する紙媒体による介護支援専門員証を廃止し、以下A、Bについてデジタル資格者証への移行を求める。 A: 介護保険法第69条の2に基づく介護支援専門員の登録を受けていること B: 実務研修・更新研修・再研修等の必要な研修を一定期間内に修了していること 具体的には、デジタル庁が整備する国家資格等情報連携・活用システム及びマイナポータルを活用し、介護支援専門員がマイナポータル上でデジタル資格者証を取得・提示できる仕組みへ移行する。	デジタル庁、厚生労働省
109	青森県、北海道東北地方知事会 重点18	大阪府、兵庫県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	○	○(3)以外	×	認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格証への移行	社会福祉士及び介護福祉士法附則に規定する認定特定行為業務従事者認定について、国家資格等情報連携・活用システムによる申請手続等を可能とするともに、紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を廃止し、略称吸引等研修を修了していることを電子的に証明するデジタル資格者証に移行することを求める。 具体的には、デジタル庁が整備する「国家資格等情報連携・活用システム」及びマイナポータルを活用し、認定特定行為業務従事者がマイナポータル上でデジタル資格者証を取得・提示できる仕組みへ移行する。	デジタル庁、厚生労働省
111	大阪市	盛岡市、花巻市、高崎市、川崎市、富士市、名古屋市長、城陽市、鹿儿島市	B 地方に対する規制緩和	12 その他	○	×	×	納税管理人制度による申告等を義務付ける対象者を国外に住所等を有する者に限定すること	納税管理人制度をより一層機能させるよう納税管理人の申告等を義務付ける対象者を国外に住所等を有する者に限定し、国内に住所等を有している場合には、納税管理人の申告「義務」を「できる規定」に見直す。	総務省
112	大阪市	えりも町、盛岡市、花巻市、仙台市、横浜市、川崎市、寒川町、上越市、名古屋市、名張市、枚方市、小野市、南国市、都城市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	12 その他	○	○(3)以外	×	優待特別徴収額等の還付において年金受取口座の情報提供を可能とすること	公的年金等からの個人市民税の特別徴収における本算定後の仮徴収税額の減額によって過誤納金が生じる場合において、年金保険者が初めて年金を請求される方には「年金請求書」で同意を取ること、既に受給をされている方には「ねんきん定期便」に約定を記載すること等で年金受取口座情報を市区町村へ提供することの同意を受け、年金保険者から当該市区町村へ当該年金受給者の年金受取口座情報を提供する。 上記方法が難しい場合は、以下の方法を求める。 市区町村で年金受取口座情報の取得を可能とするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正し、年金保険者の保有する年金受給者の年金受取口座情報をマイナンバー情報連携の対象に追加することを求める。	デジタル庁、総務省、厚生労働省
113	香川県、高知県	富谷市、いわき市、白河市、川口市、川崎市、相模原市、新潟市、上越市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、小野市、岡山県、佐賀県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09 土木・建築	○	○(3)以外	×	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修等	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)について、下記の事項のシステム改修を提案する。また、改修や改善が完了した際は、各地方整備局に加え、地方公共団体、市町村にも、周知を徹底すること。 ①受付担当でしか入力できない欄について、「整備計画」のみ基幹事業担当者でも入力できるよう改善されたが、「実施に関する計画」中間・事後評価「要望」についても同様の改善を実施すること。 ②「整備計画」において、基幹事業担当にて計画の新規登録・変更・廃止の処理を開始できるようにすること。 ③「整備計画」において、添付資料がない場合、処理ボタン押下時にポップアップ等で注意喚起をすること。 ④「要素事業管理」を廃止し、整備計画上で、要素事業を直接入力できるようにすること。 ⑤「整備計画」において、要素事業を削除した際に、当該箇所が空白行になるバグを早急に改修すること。 ⑥SCMSのポータルページにおける、新着案件一覧について、「申請者」ではなく、「案件名」を表示させること。 ⑦SCMSからの通知メールにおいて、件名には案件番号ではなく、案件名を表示させること。	国土交通省
114	香川県	川崎市、防府市、高松市	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	○	×	○	現場事務所等を農地に設置する場合における一時転用許可手続の免除等	公共工事の受注者が現場事務所や資材置場などを農地に設置する際に必要な一時転用許可(農地法)の手続について、免除または簡略化するよう、根拠法令の緩和改正または運用制度の策定を求める。 また、同手続を簡略化する場合は、公共工事の受注者による「定款若しくは寄附行為の写し又は法人登記事項証明書」や「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」などの資料の提出を省略し、必要最小限の許可申請手続資料とする。	農林水産省
115	香川県、栃木県、神奈川県、愛媛県、高知県	岩手県、花巻市、郡山市、茨城県、埼玉県、千葉県、名古屋市、大阪府、小野市、徳島県、高松市、佐賀県、熊本市、大分県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	11 総務	○	×	×	国家公務員の給与等の改正予定内容に係る情報提供の早期化	地方公共団体が地方公務員法第24条第2項及び第4項の規定の趣旨を踏まえて給与・勤務時間・休暇制度の改正を円滑に実施できるよう、国家公務員における制度改正予定内容を十分にかつ早期に情報提供いただけるよう人事院と総務省で連携して取り組んでいただきたい。具体的には、以下の事項について要望する。 ※法律改正に関する情報については10月初旬まで(県議会の11月定例会に条例案を提出するため)に、当該年度施行の規則改正については12月初旬までに提供いただくことが望ましい。 (1)人事院勧告を踏まえた法律・規則改正に関する通知や情報提供の早期化 (2)人事院勧告では触れられなかった制度改正が行われる場合があるが、このような情報は検討段階から情報提供いただくこと ※10月初旬までに提供いただくことが望ましい。 (3) (2)の制度改正に関する情報提供の早期化 ※当該年度施行の規則改正については12月初旬までに情報提供いただくことが望ましい。 ※翌年度施行の規則改正については1月下旬までに情報提供いただくことが望ましい。 (4)人事院が行う各省向け説明会資料等を共有いただくこと 給与改定は人事院と各地方公共団体の人事委員会が民間給与実態調査を共同で実施しその成果を得ているものであり、当該調査結果等を踏まえたアウトプットでもある改正事項については、適時・適切に地方公共団体に提供されても良いのではないかと考える。	内閣官房、総務省、人事院
116	千葉県、さいたま市、川崎市、浜松市、京都市、神戸市、岡山市、北九州市	仙台市、大阪市、堺市、福岡市	B 地方に対する規制緩和	12 その他	×	×	○	指定都市への地方公共団体金融機構資金の配分	地方公共団体金融機構資金については、現在の取扱いでは指定都市を除く市町村に優先配分するとされているが、指定都市の行政権能や資金ニーズを踏まえ、その取扱いを見直し、指定都市にも配分の拡大を図ること。	総務省
117	千葉県	北見市、花巻市、北上市、いわき市、白河市、松戸市、柏市、大網白里市、川崎市、厚木市、新潟市、富士宮市、名古屋市、豊橋市、京都市、豊中市、寝屋川市、神戸市、姫路市、西宮市、生駒市、安来市、高松市、今治市、北九州市、福岡市、小郡市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11 総務	○	○(3)以外	×	コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る「利用登録申請」及び本籍地市町村による承認事務の廃止	コンビニエンスストア等における戸籍証明書の交付において、本籍地市町村と住所地市町村が異なる場合であっても、事前の利用登録申請を不要とし、コンビニ端末上で即時に取得できる仕組みの構築。	総務省、法務省
119	鈴鹿市	青森市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、さいたま市、川口市、松戸市、川崎市、厚木市、新潟市、富士宮市、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、豊中市、姫路市、西宮市、安来市、新居浜市、久留米市、熊本市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11 総務	○	○(3)以外	×	マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書の市町村変更欄の改善	地方公共団体情報システム機構から通知される「マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書」について、市区町村変更欄のテキスト文字数の増加、余白部分の有効活用、二次元コードの添付など、自由度の高い仕様への変更及び変更した情報が反映されるまでの期間の短縮を求める。	総務省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
120	静岡県 重点15	宮城県、茨城県、神奈川県、愛知県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	○	×	×	二級建築士及び木造建築士試験を国の指定試験機関に行わせ、都道府県建築士審査会による審査等を不要とすること	二級建築士及び木造建築士試験の実施について、国土交通大臣の指定する者に試験事務を行わせる場合は、都道府県知事が試験事務を行わないものとする旨の規定を設けるよう見直しを求める。 例として、宅地建物取引士の試験について、宅地建物取引業法第16条の2第3項において、「都道府県知事は、第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとする。」としている。	国土交通省
122	苫小牧市	えりも町、秋田市、いわき市、小諸市、浜松市、半田市、亀岡市、高松市、東温市、高知県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	民生委員に係る推薦手続の見直しについて	民生委員法では、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について都道府県知事が推薦を行うこととされているが、市町村に設置された民生委員推薦会ではなく、市町村長が直接推薦するよう要件の見直しを求める。	こども家庭庁、厚生労働省
123	長野県、山形県	岩手県、前橋市、小諸市、大阪府、佐賀県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち国から市町村へ直接交付される補助事業に係る事前協議等の都道府県経由事務の廃止	国から市町村へ直接交付される当該補助事業は、都道府県の経由を廃止するとともに、デジタル庁が提供する補助金申請システムであるJグランツを利用するなど、国と市町村が直接事務手続きを行っていただき、県へは情報提供のみ行っていたきたい。	デジタル庁、厚生労働省
124	長野県	茨城県、相模原市、香川県、高松市、高知県、久留米市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	×	×	○	浄化槽法第10条で規定する清掃頻度の見直し等	浄化槽法第10条で規定する年1回の清掃頻度を見直すこと。 清掃頻度の見直しが困難である場合には、浄化槽法施行規則第3条で規定する清掃の技術上の基準を見直すこと。	環境省
125	長野県	岩手県、岡山県	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	○	×	×	自然公園法第20条第3項に基づく特別地域等における木竹の伐採等の許可対象から笹刈りを除外すること	自然公園法第20条第3項に基づく特別地域及び第21条第3項に基づく特別保護地区における木竹の伐採等の許可の対象について、笹刈りを除外する。	環境省
126	長野県、栄村	北海道、徳島県、高知県、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○	○(3)以外	×	執行事務管理システムで行う公立学校施設整備費関連の調査に係る方法の見直し	執行事務管理システムを用いて行う公立学校施設整備費関連の調査について、調査方法や調査項目の確認方法の見直しを求める。	文部科学省
127	長野県	北海道、川崎市、奈良県、高知県、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○	○(3)以外	×	学校施設関係の調査に係るEduSurveyの活用及び都道府県経由事務の廃止	学校施設関係の定例調査である耐震改修フォローアップ調査、公立文教施設に係るインフラ長寿命化計画に基づく老朽化対策の取り組み状況調査、木材の利用に関する調査、屋内運動場空調設備設置計画調査、学校体育施設設置状況調査、空調(冷房)設備設置状況調査、遊戯所となる学校施設の防災機能調査及びその他の単発で行われる調査について、都道府県を経由する方法ではなく、EduSurvey等を用いて各自治体が直接回答できる方法とするよう見直しを求める。また、そのためにEduSurveyに督促機能や回答の形式不備を防止する機能を構築することを求める。	文部科学省
128	長野県	高崎市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	○	×	○	通知や依頼事項について地方自治体に不要な事務をさせないこと	国からの委託業務を実施する団体の業務等、国があて都道府県経由で行っている事務について都道府県を経由する仕組みを廃止する。	農林水産省
129	長野県	盛岡市、茨城県、前橋市、横須賀市、高槻市、三原市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	×	×	補助事業に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告制度に係る運用の統一化	補助事業に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告制度に関し、国(財務省)による全国統一的な運用を求める。 (※返還が生じない場合の整理、返還額の算定手順、統一的な様式の設定等。あるいはガイドラインの作成と国ホームページへの掲載、報告プロセスのデジタル化など)	財務省
130	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	えりも町、盛岡市、いわき市、川口市、銚子市、松戸市、厚木市、富士宮市、富士市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、姫路市、尼崎市、西宮市、生駒市、安来市、笠岡市、高松市、新居浜市、久留米市、小都市、佐世保市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	×	○	マイナンバーカードの券面記載事項の更新や電子証明書の更新時において、カード券面追記欄への氏名の振り仮名の追記をカード保有者本人の任意とすること	令和8年5月25日までにマイナンバーカードを申請又は保有し、マイナンバーカードの券面に氏名の振り仮名の記載がない者に対する、マイナンバーカードの追記欄への氏名の振り仮名の追記は、カード保有者本人の任意とすることを求める。	デジタル庁、総務省
131	福井市、福井県	那山市、いわき市、高崎市、川崎市、島田市、大阪府、三原市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	○(3)	×	ベース・レジストリと森林クラウドシステムとの連携の実現	市町村林務部局において法務局からの公図の取得が不要となるよう、デジタル庁の「ベース・レジストリ」と都道府県の「森林クラウドシステム」との連携による正確かつ最新の情報連携を実現してほしい。	デジタル庁、法務省、農林水産省
132	岡山県、三重県、全国知事会、中国地方知事会	茨城県、相模原市、島根県、高知県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○	×	×	都道府県等に設置される政府調達に係る苦情処理機関の見直し	都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)における物品等及び特定役務の調達においては、各都道府県等で政府調達に関する協定及び平成7年12月1日付け自治国第134号、平成11年3月18日付け自治国第27号、平成26年3月12日付け総行国第37号に基づき、当該調達にかかる苦情の処理手続を行う機関を設置しているところであるが、国の「政府調達苦情検討委員会」で都道府県等の調達分に係る苦情も一括して処理することを求める。	内閣府、総務省、外務省
133	岡山県、岩手県、三重県、全国知事会、中国地方知事会	北海道、茨城県、兵庫県、高知県、熊本市、八代市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	へき地医療現況調査の簡略化及び都道府県経由事務の廃止	へき地医療現況調査について、記入ルールの見直しや事務の省力化を図るために、総務省の「一斉通知・調査システム」や「e-survey(政府統計共同利用システム(オンライン調査システム))」を活用してオンライン化するとともに、都道府県経由事務を廃止し、国が直接医療機関(へき地医療拠点病院やへき地診療所)へ調査を実施することを求める。	厚生労働省
134	岡山県、三重県、中国地方知事会	北海道、青森県、宮城県、兵庫県、奈良県、福岡県	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○	×	×	学校教員統計調査の調査ルートの見直し	学校教員統計調査(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく「基幹統計調査」)において、調査の効率化や負担軽減、他の調査(子供の学習費調査など)との整合性を図るため、国からの調査依頼が都道府県教育委員会へ一元的になっている現状を見直し、学校の設置者別等にに応じて調査依頼先を分けるなど、調査ルートの見直しを行うこと。	文部科学省
135	船橋市	宮城県、三原市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	×	×	会計管理者等が直接収納した現金の指定公金事務取扱者への払込みを可能とすること	地方自治法施行令を改正し、会計管理者等が直接収納した現金を指定公金事務取扱者に払込みができるようにすること。	総務省
138	宮城県、岩手県、白石市、大崎市、蔵王町、満谷町、秋田県、栃木県、新潟県	えりも町、群馬県、彦根市、大阪府、兵庫県、岡山県、徳島県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	○	×	×	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく関係法令手続状況報告書作成に係る各法令担当者への照会を不要とすること等	事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、「再エネ特措法」という。)に基づく、関係法令手続状況報告書の作成に当たり、現在の規定では各法令担当の役職と氏名を記載する必要があるが、公開情報によって関係法令の該当有無が確認でき、かつ、該当がない場合には、自治体担当者への確認を必須とせず、担当者役職と氏名の記載は不要とするよう要件の見直しを求める。 併せて、報告書の様式やオンライン申請フォームにおいても、公開情報の確認により担当者等の記載を省略できるように修正願う。	経済産業省
140	流山市	新潟市、尾張旭市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	指定特定相談支援事業者の指定の更新の廃止	指定特定相談支援事業者の指定の更新の廃止。	厚生労働省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
142	川口市 重点13	えりも町、花巻市、さいたま市、新潟市、富士宮市、安来市、東広島市、高松市、新居浜市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	×	○	マイナンバーカードの券面変更等の手続に係る実施主体に居所の都道府県を加えること	マイナンバーカードの券面変更や電子証明書発行等の申請手続が住所地市町村のみに制限されているものを、居所の都道府県でも行えるよう広域化を求める。	総務省
143	川口市	寝屋川市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	日雇特例被保険者制度の見直し	被保険者が年々減少している日雇特例被保険者保険の事務を、日本年金機構へ一元化することを求める。	厚生労働省
144	川口市	戸田市、横須賀市、山口県、佐世保市、伊佐市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	○(3)以外	○	選挙人名簿登録地情報についてマイナポータルでの確認を可能にすること	選挙人名簿登録情報について、自治体中間サーバーに副本登録し、選挙人がマイナポータル上で確認できるようにすること。	デジタル庁、総務省
145	川口市	越谷市、戸田市、八王子市、横須賀市、山口県、長崎市、佐世保市、伊佐市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	○(3)以外	○	住民基本台帳ネットワークシステムを活用した選挙人名簿二重登録に関する事務の見直し	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて自治体間で通知している転入通知情報にある「転入届出日」を住民記録システムから選挙人名簿システムへ連携することで、現在は郵送やFAXで送付している二重登録関連文書が不要となることから、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における標準仕様の改定を求めるもの。	総務省
146	川崎市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市長、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、熊本市	花巻市、岐阜市、豊橋市、高松市、今治市	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	○	○(3)以外	×	緊急通行車両等の確認標準の廃止及びデジタル管理への移行等	緊急通行車両等の確認標準を廃止し、登録した車両番号をデータベース化した上で、自動読み取り機等によりナンバープレートによる対象車両の確認を行うなど、デジタル技術を活用した確認手法の構築を求める。なお、その際には、災害によるネットワークの途絶を想定した運用についても併せて検討することを求める。 また、地方自治体等で保有する車両について、リスト形式による一括での確認の申出や変更の届出を可能とし、車両ごとの個別申請を不要とするよう見直しを求める。 さらに、自動車検査登録情報と連携させ、廃車情報や車両の登録状況等を把握できる仕組みを構築することにより、有効期限の更新手続を不要とするよう見直しを求める。	内閣府、警察庁、総務省、国土交通省
148	川崎市、仙台市、千葉市、横浜市、新潟市、静岡市、名古屋市、大阪市、神戸市、岡山市、福岡市、熊本市	—	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	○	×	×	工業用水道事業の料金改定に係る事前の承認申請手続を不要とすること	水道事業では、料金改定を行う際、過去に補助金を受けている場合であっても事前の承認手続は不要であることから、工業用水道事業についても同様に、事前の承認申請手続を不要とする見直しを求める。	経済産業省
149	川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	宮城県、さいたま市、横浜市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	○	×	×	指定都市にあっては水道及び下水道の国庫補助事業に関する各種照会及び回答に係る都道府県經由事務の廃止	指定都市にあっては、水道及び下水道の国庫補助事業に関する各種照会及び回答について、特別な事情のある手続を除き、都道府県を経由せずに国土交通省と直接手続きを行うことができるように見直し、水道及び下水道補助事業における手続先の統一を求める。 具体的には、水道の国庫補助事業における制度関連通知、申請手続の案内通知、要望額調べ、個別補助の内示額の通知、予算執行状況調査、財産処分申請、返還金に係る手続及び翌債承認手続並びに下水道の国庫補助事業における個別補助の内示額の通知、予算執行状況調査及び翌債承認手続に係る都道府県經由事務の廃止を求める。	国土交通省
151	滋賀県、福島県	藤岡市、さいたま市、上尾市、新潟市、佐久市、岐阜市、小牧市、大阪市、兵庫県、三原市、高知県、佐世保市、熊本市、宮城県、宮崎市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	○	産後ケア事業の電子化	産後ケア事業は、令和元年以降法整備がされ、令和5年度にはユニバーサルな事業であることが明確化されたことから、利用者や産後ケア施設が増加し、利用者一人自治体一産後ケア施設の3者間で行う申請、予約、情報共有、利用、キャンセル、請求、報告などの業務が増大し円滑な利用の妨げになっている。利用者と自治体間で行う利用申請・承認の手続き、予約機能(利用者が行う予約申請、キャンセル及び日時変更、施設の空き状況の把握)、サービス提供記録の共有が可能となるシステムの整備を求める。	こども家庭庁、デジタル庁
152	滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県	えりも町、宮城県、新潟県、石川県、豊橋市、山口県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	○	○(3)以外	×	産業廃棄物処理計画書等の内容の簡素化及び提出等の見直し	電子マニフェストシステム(JWNET)登録情報を活用し、多量排出事業者の報告事務をデジタル原則に基づき、以下のとおり、再構築すること。 ・実施状況報告書の自動化 前年度排出量等の実績データ(種類、数量、処分方法等)がJWNETから、現在、検討中のe-Gov電子申請サービスへ自動集計・反映される仕組みを構築し、事業者の再入力および自治体による数値精査・照会事務を撤廃すること。 ・処理計画書の簡素化 今年度目標値等の数値項目の記載義務を撤廃し、計画内容は「一言記述(減量への取組宣言等)」程度に縮小する等、記載目的に対する実効性(効果)を踏まえて見直すこと。 ・公表事務の自動化 法律に基づく公表について、e-Gov電子申請サービスによってオンラインで提出されたデジタルデータから公表用情報が自動出力・更新される仕組みを構築すること。	デジタル庁、環境省
153	北海道、福島県、神奈川県、北海道東北地方知事会	茨城県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○	○(3)以外	×	広域連合等に対しても一斉通知・調査システムを利用して国からの直接通知とすること	令和7年3月の一斉通知・調査システムの改修によりインターネット環境への対応が可能となり、広域連合や一部事務組合の利用が可能となったことを踏まえ、市区町村だけでなく、広域連合や一部事務組合、各都道府県市長会、各都道府県町村会等に対しても、原則、一斉通知・調査システムを利用して、国からの直接通知とすること。 なお、当該措置にあつては、今後も新たな通知等の事務が発生することを踏まえ、個別事務ごとの通知だけでなく、総務省においてシステムに関する国の統一の方針・指針を策定し、周知すること。	内閣官庁、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省
154	北海道、苫小牧市、上砂川町、厚真町、むかわ町、大樹町、青森県、宮城県、秋田県、福島県、愛知県	川崎市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	×	×	国家戦略特区制度を活用した規制改革の提案等に対する関係省庁の回答期限の目安の設定	国家戦略特区制度を活用した規制改革の提案や提案者からの意見に対する関係省庁からの回答について、回答期限の目安を設定すること。	内閣府
155	たつの市	宍粟市、奈良県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	×	○	へき地児童生徒援助費等補助金制度において複数年度契約制度の導入及び交付決定前の準備行為を可能とすること	へき地児童生徒援助費等補助金において債務負担行為を用いた複数年度の事業及び交付決定前の準備行為を認めるよう求める。なお、準備行為としては「入札公告」及び「指名通知の発送」までを含むものであり、納期確保の観点から交付決定前に実施する必要がある。	文部科学省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
156	八尾市	川崎市、須坂市、大村市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)	○	共通SaaSによる電話業務DXの推進	ボイスポットやIVRについて、共通SaaSとして国が構築すること。 なお、構築に当たっては、国の施策に関する問い合わせに特化したボイスポット・IVRとして、予め国側で施策に関する情報を学習させて(登録しておく)こと。 <予め国側での学習を希望する内容> 総務省:マイナンバーカード、厚生労働省:マイナ保険証、デジタル庁:公金受取口座 その他、マイナンバーカードに係る分野における、 ・制度の内容(マイナンバーやマイナ保険証はそもそも義務なのか、マイナ免許証で何ができるのか、公金受取口座はどこで登録できるのかといった内容を広く含む) ・事務的な内容(例えば暗証番号の変更方法に係るQ&Aや有効期限に関する案内その他カード機能の登録・廃止といった、一般的な内容を広く含む)	デジタル庁、総務省、厚生労働省
157	神奈川県、福島県、横浜市、相模原市、平塚市、小田原市、厚木市、海老名市、寒川町、大磯町、二宮町、湯河原町	岩手県、さいたま市、千葉県、茅ヶ崎市、堺市、高知県、都城市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	○(3)以外	×	心身障害者扶養共済制度に係る手続きのオンライン化に向けた提出書類の原本提出の不要化	心身障害者扶養共済制度に係る手続きのオンライン化を図るため、都道府県等から独立行政法人福祉医療機構(WAM)へ送付する申請者及び受給者からの提出書類(住民票の写し等)について、原本での提出を不要とすること。なお、住民票の写しのオンライン化に関しては、マイナンバー情報連携や住民基本台帳ネットワークでの本人確認情報の利用等が考えられる。	デジタル庁、厚生労働省
158	神奈川県	埼玉県、名古屋、大阪府	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○	×	×	上下水道DX推進事業の事前協議の見直し	上下水道DX推進事業事前協議要領に規定するモデル審査結果及び事前協議完了の通知について、モデル確認後、結果については、申請者に速やかに書面にて通知すること及び不採択の場合には書面にてその理由を明らかにすることを求める。また、事前協議前に事業者側で採択見込みの判断が可能となるよう、採択に値する事例及び不採択事例の提示を充実させることを求める。	国土交通省
159	神奈川県	埼玉県、横浜市、小牧市、大阪府、山口県、佐賀県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○	×	×	水道事業に係る補助金取扱要領等が集約された手引きの作成	下水道事業においては、国土交通省水管理・国土保全局監修の「下水道事業の手引き(日本水道新聞社)」が毎年度発行されており、過去の補助金要綱、通知等の詳細な解説がされていることから、広く活用されている。水道事業においても、下水道事業と同様に補助金要綱、通知等の解釈に偏向が生じない内容での手引き等の作成を求める。	国土交通省
160	神奈川県、福島県、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、海老名市、寒川町、大磯町、二宮町	宮城県、茨城県、大田原市、鹿嶋市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)以外	×	「一斉通知・調査システム」の活用促進に向けた見直し	令和7年度の提案募集事項のうち、「一斉通知・調査システム」について、地方公共団体の事務負担を軽減するため、前向きな対応をいただいたところではあるが、一層の活用促進と事務負担軽減を図るため、次の措置を求める。 ①システム内に登録されている「担当名」の区分を増設・廃止・修正するとともに「担当業務説明」の内容を充実すること ②令和7年7月16日付け総務省地域力創造グループ地域情報化企画室長、内閣官房行政改革推進本部事務局参事官通知発出後に関係府省庁が実施した運用改善の取組状況について、地方公共団体にフィードバックすること。	内閣官房、総務省
162	山形市 重点10	岩手県、花巻市、北上市、高崎市、寒川町、島田市、彦根市、東温市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	○	×	×	鳥獣被害対策に係る集落での指導等の実施主体の見直し	鳥獣被害対策に関して、集落での指導や研修等は、都道府県が専門人材を確保し、広域的に行うこと。 市町村において、自ら行うことが難しい業務について、鳥獣保護管理を実施する都道府県が被害防止計画を策定し、当該業務を行うこととする。	農林水産省、環境省
163	福島県、群馬県、全国知事会、北海道東北地方知事会	花巻市、いわき市、茨城県、名古屋、安来市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	○	×	×	抵当権等の設定された土地を公共事業のために取得する場合において抵当権等の抹消登記が可能となる要件の緩和	抵当権(本項においては根抵当権、買戻し特約、差押等の登記を含む)の設定された土地を公共事業のために取得する場合、一定の条件(抵当権者の所在不明、抵当権の相続未登記等)を満たせば、土地所有者と公共事業実施者の申請のみで抵当権等の抹消登記を行えるよう法令改正(不動産登記法の改正又は特別措置法の制定)をしてほしい。 具体的な方法としては、上記二者が抵当権抹消に係る申立てを所管の裁判所に行い、抹消に関する官報公告期間を経たあとで、金銭供託を伴うことなく、裁判官の嘱託により抹消登記を行う方法である。	法務省、農林水産省
166	郡山市 重点8	えりも町、塩竈市、新庄市、須賀川市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川口市、八王子市、川崎市、魚沼市、小牧市、枚方市、笠岡市、広島市、高松市、松山市、大野城市、諫早市、熊本市、都城市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○	×	○	市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化	国民年金事務の日本年金機構への一元化。	厚生労働省
168	大府市	須賀川市、相模原市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	×	×	地方自治法及び地方公営企業法に基づく入札制度において落札者が契約を締結しない場合の扱いの見直し	地方自治法施行令第167条の2第3項及び地方公営企業法施行令第21条の13第3項の規定については、「落札金額の制限内でこれを行うもの」としてではなく「予定価格以下でこれを行うもの」とするよう要件の見直しを求める。	総務省
169	大府市	盛岡市、花巻市、豊橋市、半田市、豊田市、城陽市、寝屋川市、芦屋市、広島市、都城市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	○(3)以外	×	公的年金源泉徴収票等の作成時においてマイナンバー情報連携による扶養控除等の確認を行うこと	年金所得者における配偶者や扶養親族の死亡情報を日本年金機構等が情報提供ネットワークシステムを活用して把握し、公的年金等受給者の源泉徴収票及び公的年金等支払報告書の作成時において扶養控除等の適用の適正化を図ること。	デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省
170	大府市	いわき市、さいたま市、上尾市、船橋市、川崎市、横須賀市、豊橋市、豊田市、高槻市、都城市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	○(3)以外	×	レイアウト変更により自立支援医療費の支給認定に当たってマイナンバー情報連携による被保険者証情報の確認を可能にすること	情報提供ネットワークシステム照会における被保険者証情報のレイアウト変更(資格確認に必要な最低限の情報(被保険者証情報の内「記号」「番号」のみ)を表示する)	デジタル庁、厚生労働省
171	都城市	花巻市、北上市、宮城県、石川県、名古屋、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	×	×	国民スポーツ大会の開催について、全都道府県3巡目以降は原則複数県での共同開催とすること、また同一都道府県内において通年開催を可能とすること等の基準の見直しによる負担軽減	国民スポーツ大会は、毎年、各都道府県の持ち回りで開催され、原則として同一都道府県内で実施されている。 現在は2巡目にあり、本県では令和9年に開催予定であるが、短期間に県内で38競技以上が実施されるため、競技会場の整備や宿泊施設の不足など、受入体制の逼迫が懸念されており、大きな負担になっているところ。 このため、3巡目以降については、原則として複数の都道府県での共同開催とすること、また同一都道府県内において通年での競技開催を可能とすること等により、開催費を減らすことを求める。	文部科学省
172	大府市	宮城県、高崎市、川崎市、豊橋市、豊田市、刈谷市、長崎市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	×	×	○	経営開始資金における「農業経営開始日」の市町村による認定を可能とすること	経営開始資金の支給期間算定の基準となる「農業経営開始日」について、国の通知による画一的解釈ではなく、市町村が客観的資料に基づき総合判断できる制度へ改正すること。 国は基本的判断基準のみを示し、最終認定権限を市町村へ付与することを求める。	農林水産省
173	大府市	ひたちなか市、さいたま市、川崎市、小牧市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	○	×	×	林業経営の実態が存在しない市町村における市町村森林整備計画について弾力的な運用を可能とすること	森林法に基づく市町村森林整備計画(以下「計画」とします。))について、地域森林計画対象森林面積が極めて少なく、林業経営の実態が存在しない市町村に限り、以下のいずれかの弾力的な運用を可能とする措置を講ずることを求めます。 ①森林法に基づく計画について、林業経営の実態がないなど一定条件を満たす市町村に限り、計画定義義務の適用除外、又は記載事項の省略を可能とするなど、計画内容の簡素化を図ること。 ②同計画について、市町村の同意を前提に、都道府県が計画の土台となる部分を作成し、その上で市町村が作成すべき部分について追記すること(都道府県による計画作成事務の補完的実施)ができるような仕組みを導入すること。	農林水産省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	
			区分	分野							
174	大府市	ひたちなか市、川崎市、福井市、小牧市	B	地方に対する規制緩和	02_農業・農地	○	×	○	農地法第18条第6項の規定による通知に係る土地の登記事項証明書の添付を不要とすること	現在は、農地の賃貸借権を合意解約する際に農地法第18条第6項の規定による通知書を農業委員会へ提出する必要があり、農地法施行規則第68条第3項第1号の規定に基づき土地の登記事項証明書を添付することとなっている。一方、農地法第3条の3に基づく届出には土地の登記事項証明書の添付を求めてはならないとの通知が農林水産省から出ていることから、本通知書においても添付不要とすることを求める。	農林水産省
175	大府市	いわき市、白河市、富岡市、川口市、川崎市、新潟市、稲沢市、寝屋川市、兵庫県、小野市、香川県、佐賀県、大村市	B	地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○	○(3)以外	×	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)におけるデータファイルによる一括アップロード方式の導入	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)において、データファイルによる一括アップロード方式の導入を求める。	国土交通省
176	豊田市	郡山市、富岡市、さいたま市、柏市、川崎市、厚木市、新潟市、静岡県、富士宮市、豊橋市、名張市、寝屋川市、姫路市、安来市、東広島市、松山市、特別区長会	B	地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)	×	住民票等の公用請求についてオンラインでの請求及び対応を可能とすること	①国の機関や市区町村等が行う各種調査等の事務の一環として行う住民票、戸籍謄抄本、戸籍附票、各種税証明等の公用請求について、オンラインでの請求及びその対応が可能となるよう総務省令の改正を求める。 ②将来的に上記公用請求をオンラインで実施することが可能となるよう共通システムの構築、整備に向けた検討を求める。なお、共通システムには以下の仕様を含めることを求める。 交付部署にて紙媒体が必要な場合は当該システムから統一した様式にて印刷可能であること。 オンライン上の入力情報はCSV等の形式で出力可能であること。 標準準拠システムとの連携により、対象者の特定及び証明発行までオンラインで完結が可能であること。 ③住民基本台帳ネットワークシステム等の利用ができず、公用請求を行う案件への対応については、将来的に電子交付での対応が可能となるよう検討を求める。	総務省、法務省
177	豊田市	花巻市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川崎市、福井市、上田市、島田市、山口県、熊本市	B	地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	×	×	○	森林法に基づく森林の土地の所有者届出の廃止等	相続により森林の土地の所有者となった者は、90日以内に市町村にその旨届け出ることになっているが、他法令に合わせ届出期間を「10か月以内」に緩和する。 さらに、10か月以内に相続登記を完了した所有者に対し、届出を不要とする条件を拡充する。 ※今回の提案は相続により森林の土地の所有者となった者のみに対するものであり、「売買・贈与」等、相続以外の方法により所有者になった者は提案の対象外である。	農林水産省
179	豊田市	花巻市、上尾市、佐世保市	B	地方に対する規制緩和	11_総務	×	×	×	議員報酬等の受給辞退に関する規定の整備	以下いずれかの法律の改正を求める。 ①地方自治法第203条に以下の規定を加える。 「第1項から第4項の規定にかかわらず、その議会の議員が条例で定める議員報酬、費用弁償及び期末手当の受給の辞退の意思を示したときは、これを全部又は一部支給しないことができる。」 ②公職選挙法第179条第2項に以下の一文を加える。 「ただし地方議会の議員が、地方自治法第203条第○項の規定により地方公共団体が定める条例により支給される議員報酬、費用弁償及び期末手当を除く。」	総務省
180	石川県	横浜市	B	地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	×	○	特定技能外国人人数の制限緩和	現行の入出国管理及び難民認定法とそれに基づく基本方針や運用方針では、介護事業所における特定技能外国人の人数は日本人等の常勤介護職員数を超えないこととされているが、職員の高齢化が進む過疎地域の介護現場からは、このままでは近い将来、持続的な介護サービスの維持が困難となりかねないとの声が寄せられていることから、介護現場におけるサービスの質を維持しつつ、特定技能外国人の人数の制限緩和に向けた検討を進めることを求める。	法務省、厚生労働省
181	石川県	茨城県、筑西市、横浜市、新潟市、羽曳野市	B	地方に対する規制緩和	05_教育・文化	○	×	×	文化財の災害復旧事業に係る補助金等交付事務の簡素化	文化財の災害復旧事業に係る補助制度については、通常の補助事業と同様の事務処理や運用が求められるが、被災自治体等補助事業者の負担軽減のため、文化財補助金の交付申請書を提出する際に添付する書類のうち、事業費の根拠資料である設計書等を社会資本整備総合交付金申請書の様式第1の別添1「交付申請額一覧表」及び様式第1の別添2「社会資本整備総合交付金調書」と同様の一覧表及び調書に変更し、補助金等交付申請事務の簡素化を求める。	文部科学省
182	熊本市、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、広島市、北九州市	寒川町、兵庫県	B	地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	基幹統計調査に係る事務について都道府県を経由せず国への直接提出等を可能にすること	国勢調査等の基幹統計調査は、各法令において都道府県が行う事務と市町村が行う事務に分けられており、調査に係る委託金の交付は、総務省の基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱において都道府県が市町村へ配分するよう定めている。これらのうち、総務大臣との連絡、調査員・指導員の推薦、調査用品の送付、調査票の二次的審査、調査に係る委託金の交付等について、基幹統計調査のうち国勢調査、経済センサス、住宅土地統計調査、就業構造基本調査、家計構造調査においては都道府県を介さず直接総務省と連絡・調整できることを求める。	総務省、経済産業省
183	熊本市、仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市	伊賀市	B	地方に対する規制緩和	11_総務	×	×	×	地方公務員法第22条に規定する条件付採用期間の延長	地方公務員法第22条で規定されている1年という条件付きの期間の延長を求める。(例えば3年間等)	総務省
184	熊本市、仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、堺市、広島市、福岡市	湯沢市、高知県	B	地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	×	○	放課後等デイサービスにおける育児・介護に係る休暇取得の柔軟化	放課後等デイサービスでは、職員が育児休暇や介護休暇を取得した際、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」に示されるとおり、育児・介護への配慮として「週30時間勤務」が認められているが、実態としては時短勤務に近く、突発的に取得するような場合には使い勝手が悪い制度となっている。 については、国家・地方公務員制度における「子の看護休暇・短期介護休暇」と同様に、対象者1人の場合：年5日 対象者2人以上の場合：年10日 の日単位で取得可能な特別休暇制度を導入(又は選択可能と)するなど、柔軟な制度の創設を求める。	こども家庭庁
185	熊本市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市	花巻市、船橋市	B	地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	×	○	教職調整額の算定時に、自治体の判断により教員の職務時間に部活動指導時間を含めない運用が可能であることの明確化等	自治体の判断により教員の職務時間に部活動指導時間を含めない運用が可能であることの明確化、部活動指導時間であっても、教員が教員とは別の立場(例えば「兼業」の指導者としての立場等)で関わり、教職調整額を含む給与とは別に報酬を受け取ることを可能とすることを求める。 あわせて、教師が「兼業」の指導者として学校部活動指導に関わることができるような前提や条件についての明示も求める。	文部科学省
186	熊本市、仙台市、千葉市、新潟市、名古屋市、広島市、北九州市	白河市、高松市、高知県	B	地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	○(3)	×	図書館システムの共通化	国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、図書館資料の貸出返却管理、蔵書検索、利用者登録管理、予約延滞管理等の機能を備えた図書館システムの共通化を求める。	デジタル庁、文部科学省
187	熊本市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市	花巻市	B	地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)以外	○	地方自治法施行規則第12条の2の11におけるコンビニ納付の通知について電子媒体での通知及び2次元コード等の利用を可能とすること	地方自治法施行規則第12条の2の11(指定納付受託者制度関係)にある「納付の通知に係る書面であつてバーコードの記載があるものとする。」の文言について、書面での通知だけではなく、電子媒体での通知も可能とするともに、表示形式についてもバーコードのみでなく2次元コード等の表示も可能とすることを求める。	総務省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
188	奈良県	岩手県、宮城県、大阪府、和歌山県、山口県、高知県、佐賀県	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	○	×	×	水道地図作成方式に係る都道府県經由事務の見直し等	都道府県を経由する現行の水道地図作成方式について、実施主体及び実施方法の見直しを求める。具体的には、国が主体となって民間委託により実施する方式や、水道事業者と国との間で直接データを提出・集約する方式への転換など、より効率的かつ合理的な手法を検討いただきたい。 また、経由を廃止した際に作成・収集された情報については、資料として取り扱うのではなく、各都道府県が水道行政の推進や広域的調整等に活用しやすい形式(GISデータ等の二次利用可能なデータ形式)で提供していただくよう求める。	国土交通省
189	奈良県、栃木県、三重県	えりも町、新潟県、石川県、豊橋市、大阪府、姫路市、山口県、徳島県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	×	○(3)	×	法律および通知等に係るAIデータベースの構築	廃棄物処理法をはじめとした各府省庁所管の法令・通知・技術的指針等を読み込ませ、横断的な検索・照合が容易にできるAIデータベースの構築を国として進めていただきたい。また、データベース構築に時間がかかる場合には、検索を容易にするため、これまでの通知文一覽等や法令の三段対照表のデータ等も存在しているようであれば提供いただきたい(府省庁にもよるが、インターネット上で閲覧できるものもあるものの一部しか閲覧できない)。 なお、最終的な行政判断は、あくまで各府省庁の所管課において行うことが前提であり、AIは判断の補助的役割に留めるべきであるとする。	デジタル庁、環境省
190	奈良県、福島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、全国知事会、関西広域連合	茨城県、高知県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	○	×	○	「子ども・子育て支援施設整備交付金」に係る協議スケジュール等の見直し	「子ども・子育て支援施設整備交付金」において、自治体における計画的かつ効果的な施設整備を行うため、「次世代育成支援対策施設整備交付金」及び「就学前教育・保育施設整備交付金」と同様に、協議案件の登録期間を設け、協議については着手時期等に応じて4回に分けて行うよう、協議の流れ・スケジュールの見直しを求める。	こども家庭庁
191	伊勢崎市、前橋市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、吉岡町、中之条町、長野原町、嬬恋村、高山村、みなかみ町、明和町、大泉町	ひたちなか市、高崎市、玉村町、さいたま市、川崎市、相模原市、四日市市、寝屋川市、兵庫県、安来市、広島市、大野城市、諫早市、大村市	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	○	○(3)以外	×	国民健康保険の適用判断を目的とした外国人の在留資格「特定活動」の情報照会	「特定活動」の内容について、情報照会を可能とすること	デジタル庁、法務省、厚生労働省
192	沖縄県	岩手県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	○	×	○	介護保険制度における広域連合の制度上の位置づけの整理	①広域連合に加入する構成市町村のうち、人口が1万人未満の市町村に係る総合事業の上限額引上げ措置は構成団体ごとに適用対象とするなど、②地域包括ケア「見える化」システムを構成市町村ごとに利用可能とするよう見直しを求める。	厚生労働省
193	鳥取県、三重県、滋賀県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合 重点22	茨城県、鹿児島県	A 権限移譲	09 土木・建築	○	×	×	会計法第48条に基づく繰越事務の国から都道府県への権限委任	繰越事務処理の簡素化や迅速化の観点から会計法第48条による権限委任を適用していただきたい。	国土交通省
194	鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、和歌山県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合	北海道、湯沢市、千葉県、新潟市、堺市、鹿児島県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	×	×	○	意思疎通支援事業における支援対象の拡充	地域生活支援事業実施要綱別記1-6の意思疎通支援事業実施要綱について、障がい者等とその他の者の意思疎通だけでなく、障がいのある者同士の意思疎通も支援の対象となるよう改正していただきたい。	厚生労働省
195	半田市	佐野市、さいたま市、須坂市、豊橋市、大阪市、枚方市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	○	×	×	母子健康手帳における出生届出済証明について別紙交付が可能であることの明確化	出生届出済証明について、母子健康手帳の該当欄に直接記載し押印するのではなく、貼付用の別紙で交付することが可能である旨、明確化を求める。	内閣官房、こども家庭庁、デジタル庁、法務省
196	半田市	稲沢市	B 地方に対する規制緩和	09 土木・建築	○	×	○	道路上のアーケード設置に係る手続の簡素化	駅前広場にアーケード等を設置する場合、道路内での建築行為は建築基準法第44条により制限されており、用途によって異なる手続が求められている。公共交通機関用の施設については県の建築審査会への付議が必要であり、一般車両の送迎用施設については県のアーケード等連絡会議への諮問が必要となるなど、同じ駅前広場内の整備であるにもかかわらず、用途の違いによって別個の複雑な手続を要している。このことが駅前整備の円滑な推進の支障となっているため、アーケードの構造、安全性、通行機能等について、既存の技術基準や審査により安全性が確認できることを前提とするもの。同様の構造・仕様であっても、公共交通用と一般送迎用という用途の違いのみで手続が大きく異なるため、【安全性が同等である場合は同一の手続とするなど、簡素化できる制度とするなど】用途の違いによる手続の差異を見直し、市町村の判断で一体的かつ簡素に処理できる制度への改正を求める。	警察庁、総務省、国土交通省
198	福井県	北海道、北上市、湯沢市、さいたま市、横須賀市、平塚市、高知県、久留米市、宮崎市	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	×	×	○	浴槽を提供して行われる入浴の介護について介護保険サービスの対象となっていないが、障害福祉サービスの対象とはならず、地域生活支援事業として実施するものと位置付けられている。市町村の財政負担に関係することなく、障害福祉サービスとして一律に利用できるよう制度の見直しを求める。	こども家庭庁、厚生労働省	
199	福井県	川崎市、新潟市、高知県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	×	×	○	介護保険サービス事業所が共生型サービスとして障害福祉サービスを実施する際の制度の見直し	人口減少が進む地方において、介護保険サービス事業所がより共生型サービスへ参入しやすくなるよう、以下の3点について制度の見直しを求める。 ①共生型サービスの報酬区分の設定について、実態に即した報酬となるよう報酬単価を細分化すること ②共生型短期入所の報酬の算定方法について、介護保険サービスにおける小規模多機能型居宅介護と同様に月額定額払いにすること ③サービス提供形態について、一つの事業所で時間帯を分けて介護保険サービスと共生型サービスを提供する場合、共生型サービスとして認められるようにすること	こども家庭庁、厚生労働省
200	福井県、山形県	北海道、岩手県、花巻市、北上市、さいたま市、新潟市、小諸市、浜松市、庄原市、徳島県、高知県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	×	×	○	介護保険サービスや障害福祉サービスにおける訪問支援、同行援護、送迎を伴う支援について、都市部と比べ移動距離がかかる山間部や人口減少地域においては、「包括的な評価」(月単位の定額払い)の仕組みを導入するなど地域の実情を考慮した対応を求める。	こども家庭庁、厚生労働省	
201	福井県、三重県	広島市、山口県、徳島県、高知県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	×	×	○	平時におけるへき地等でのモバイルファーマシーの活用を可能とするための規制の緩和	平時におけるへき地等でのモバイルファーマシーの活用を可能とするため、以下①から③のいずれかの措置を求める。 ①薬剤師法第22条における調剤の場所の制限の例外規定である「災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合」への、「へき地等、近隣に薬局が存在しない場合にモバイルファーマシーを活用して調剤する場合」の追加。 ②薬局等構造設備規則第1条における薬局の構造設備基準の、へき地等において活用されるモバイルファーマシーに限っての緩和。 ③へき地等における活用のため、既存の許可薬局と一体的に運用されるモバイルファーマシーを、当該薬局の構造設備の一部として位置付ける取扱いとすること。	厚生労働省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
203	福井県	北上市、高崎市、川崎市、豊橋市、兵庫県、刈粟市、三原市	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	○	○(3)以外	×	農地中間管理事業による農地の権利設定の契約手続の簡素化等	農地中間管理事業による農地の権利設定について、事務負担軽減のため、契約手続の簡素化・DX支援(電子申請システムの整備や、登記情報との連携による申請内容の自動確認等)を求める。 特に、契約更新に当たり農地所有者の死亡が確認された場合でも、簡略的に契約手続ができるよう制度改正を求める。 具体的には、所有者が覚知できない農地であっても地域計画で耕作者が定められていれば、農地中間管理機構による中間管理権を設定できるようにするなどの手続の簡略化を想定している。	農林水産省
204	海安市	宮城県、福沢市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	12 その他	×	×	○	仮換地指定済みの土地の登記地目「農地」を「宅地」等に変更する際の判断基準の柔軟化	土地区画整理事業の性格上、仮換地の指定から換地処分に至るまで相当の期間を要することから、事業実施段階において既に使用収益を開始した仮換地指定済みの土地の登記地目「農地」を「宅地」等に変更するにあたり、従前地の現況に基づき判断するのではなく、仮換地先の現況等で判断をいただくなど、運用面での柔軟な対応をお願いしたい。	法務省、農林水産省
205	福井県、栃木県	北海道、神奈川県、大阪府、大阪市、福岡県	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	○	×	×	スクールカウンセラー等の活用に係る調査の様式の通知時期の見直し	例年、年度末に国から通知される「スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業に係る調査」について、調査項目及び様式を調査対象期間となる当該年度4月より前前年度2月までに通知するよう、通知時期の見直しを求めるもの。	文部科学省
206	福井県	茨城県、石川県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	○	×	×	文化財保護法第33条に基づく特別天然記念物カモシカの届出の廃止	文化財保護法第33条に基づく、特別天然記念物カモシカの死骸発見時における文化庁への滅失届提出について、義務付けの廃止を求める。仮に現行制度において、滅失の届出の必要がない場合については、その旨を事務連絡等により明示化を求める。	文部科学省
207	福井県、福島県	北海道、岩手県、埼玉県、大阪府、岡山県、福岡県	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	○	○(3)以外	×	学校安全推進事業等における報告書の関係書類の電子による提出	学校安全教室推進事業、学校安全総合支援事業における報告書について、委託契約書に定める支出を証する書類の写しを紙媒体ではなく電子での提出をお願いしたい。	文部科学省
208	福井市、福井県	—	B 地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	○	×	×	設備整備計画に係る各個別法による同意手続の運用統一等	設備整備計画における許可等の手続については、各個別法の基準に照らして判断することとなっているが、農林漁村再生可能エネルギー法の趣旨である「各個別法のワンストップ化」による手続の迅速化を進めるため、同法に係る事業に際しては、各個別法に定める手続において、他の法令に係る許可等の手続が申請中であることをもって協議・審査を実施できるよう、関連する個別法の運用を統一すること。 また、手続の迅速化の観点から、関連する他の法令の申請書類と重複する資料について、添付不要とし、併せて申請状況を添付書類として求めない運用とすること。	農林水産省、国土交通省、環境省
209	福井市、秋田県、福井県	—	B 地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	○	×	○	再生可能エネルギー施設設置時の同意取得及び記載内容の統一	事業区域図(概略)、計画の基本方針、土地利用の想定行為(伐採・造成など)など「後の許認可に共通する最低限の情報」を添付することで、統一様式を用いた早期段階での地権者同意の取得を可能とする。 併せて、同意の対象範囲(原状回復・現状有姿など)や、事業内容の要点を明確かつ統一的に説明する標準化された記載項目を同意書に盛り込むことで、地権者への情報提供の質を担保する。	農林水産省、経済産業省、環境省
210	小浜市、福井県	えりも町、盛岡市、花巻市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、越谷市、豊橋市、尾張旭市、滋賀県、豊中市、久米南町	B 地方に対する規制緩和	11 総務	○	○(3)以外	×	公共施設状況調査に係る各省庁所管の個別調査との重複項目の廃止等	総務省の「公共施設状況調査」について、他省庁調査で既に把握している項目については、総務省独自の照会を廃止するか、他省庁調査結果を総務省が直接収集・統合する仕組みに改める。 上記が困難である場合、調査を担当課だけで入力する地方財政決算情報管理システムの現行方式を改め、各所管課が所管施設に関する項目を直接入力でき、調査担当課は提出前の最終確認のみに専念できるといったオンライン共同編集型の入力システムを整備する。	総務省
211	福井市、福井県	北上市、宮城県、大田原市、大網白里市、川崎市、寒川町、八尾市、寝屋川市、高知市、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11 総務	○	×	×	「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」および「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」の整理・統合	「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」および「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」の内容を整理・統合し、一本化すること。	デジタル庁、総務省
212	鹿児島市	花巻市、いわき市、岐阜市、大津市、豊中市、羽曳野市、高松市、春日市、佐世保市	B 地方に対する規制緩和	08 消防・防災・安全	○	×	○	災害対策基本法第49条に基づく備蓄について都道府県レベルでの集中備蓄を基本とすること	災害対策基本法第49条に基づく、物資及び資材の備蓄については、都道府県レベルでの集中備蓄を基本とするよう見直しを求める。	内閣府
213	鹿児島市	青森市、花巻市、秋田県、いわき市、日立市、尼崎市、高松市	B 地方に対する規制緩和	08 消防・防災・安全	○	×	×	災害対策基本法第49条の10に基づく避難行動要支援者名簿に係る同意取得時期の見直し	災害対策基本法第49条の10に係る避難行動要支援者名簿の作成について、名簿情報の提供に係る同意確認を障害者手帳等の申請・交付時に行うこととするよう指針の見直しを求める。	内閣府、総務省、厚生労働省
215	松戸市	山陽小野田市	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	×	×	○	下水道法施行令第12条第3項に基づく水質検査を含む調査方法の見直し	【現行制度について】 下水道法施行令における「放流水の水質の技術上の基準」は、合流式下水道の雨天時における放流水の水質の技術上の基準である下水の水質の検定方法等に関する省令が適用され、「総降雨量が10mm以上30mm以下で、かつ前後4時間に降雨が観測されない独立降雨であること」が求められている。 【求める措置】 当市では、「合流式下水道緊急改善事業」の実施完了後、毎年下水道法施行令第12条第3項に基づく水質検査を実施しているが、降雨量により水質検査が不成立になる場合が多い等の課題があるため、水質検査に係る調査方法の効率化、効果的な手法等の検討を行い現行制度の見直しを求める。また、改善事業実施完了後、毎年の放流水の水質基準値を超えることがない市町村においては、水質検査業務の特例的な軽減措置の検討も求める。	国土交通省、環境省
217	兵庫県、福島県、福井県、岐阜県、京都府、大阪府、川西市、香美町、奈良県 重点7	北海道、岩手県、岡山県、山口県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	07 産業振興	○	×	×	特定商取引に関する法律における複数の都道府県にわたる消費者被害事案への対応に係る国と都道府県の役割分担の明示	人口減少に伴う消費者行政職員の減少・行政対応力の低下が見込まれる中で、増加する悪質事業者のうち「被害が複数の都道府県の区域にわたる事案」について、より効率的・効果的な特商法の行政処分とするため、複数の都道府県の区域にわたる事案は国での対応を原則とするよう、国と都道府県の役割分担を明示すること。 なお、役割分担の検討に際しては、消費者委員会や各都道府県の意見を十分踏まえること。	消費者庁
220	兵庫県、神奈川県、芦屋市、相生市、川西市、朝来市、加東市、市川町、太子町、香美町	北海道、宮古市、秋田県、湯沢市、須賀川市、川口市、小諸市、浜松市、枚方市、南あわじ市、高松市、東温市、長崎市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	○	×	○	重層的支援体制整備事業にかかる法令の規定に基づいた運用の遵守	重層的支援体制整備事業の運用について、社会福祉法の規定に基づき、①多機関協働事業にかかる民間への外部委託は、地域の実情に応じた柔軟な運用を現行どおり可能とすること。②参加支援事業にかかる重層的支援会議の開催は現行どおり原則に留めること。	厚生労働省
223	兵庫県、芦屋市、香美町 重点15	宮城県、茨城県、鳥取県、徳島県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	09 土木・建築	○	×	×	建築士試験の合格基準等の一体的な検討・決定	二級建築士及び木造建築士試験を国の指定試験機関に行わせ、都道府県建築士審査会が行っている二級建築士試験及び木造建築士試験の合格基準等の検討・決定について、中央建築士審査会において一級建築士試験と一体的に行うこととし、都道府県建築士審査会による審査等を不要とすること。	国土交通省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
225	八王子市	川崎市、寝屋川市、三原市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	×	×	○	農地に設置する簡易なトイレに係る取扱いの明確化	農地に設置する常設の簡易なトイレについて、建築基準法上の建築物に該当しないものとして扱うことができるよう、対象施設を「農地に設置する常設の簡易なトイレ」とした通知等により取扱いを明示されたい。	国土交通省
226	八王子市	福島市、日立市、ひたちなか市、川崎市、寝屋川市、高知市、大村市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	×	○	都市公園法第16条(都市公園の保全)に規定の都市公園の廃止要件について	①「第2号 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合」の要件の明確化を求める。 ②人口減少や少子高齢化などの社会情勢や周辺住民のニーズの変化により利用者が減少し、利用実態が著しく低い場合、周辺の公園等の充足状況や機能集約によらない廃止の緩和を求める。	国土交通省
227	八王子市	—	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	○	×	○	市街化調整区域における特別用途地区及び特定用途制限地域等に係る制度の見直し	都市計画法第8条に基づく地域地区制度について、校地跡地の土地利用の円滑な再編を図る観点から、市街化調整区域においても合理的な土地利用の規制・誘導が実現できるよう、特別用途地区及び特定用途制限地域等の制度について見直しを求める。	国土交通省
228	八王子市	ひたちなか市、沼田市、越谷市、相模原市、浜松市、三重県、熊本市、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	×	×	電子交換所の廃止に伴う支払小切手と小切手収受の取扱規定の廃止	地方自治法に定める、電子交換所の廃止に伴う支払小切手と小切手収受の取扱規定の廃止を求める。	総務省
229	八王子市	花巻市、宇都宮市、日野市、横浜市、相模原市、厚木市、新潟県、焼津市、名古屋屋市、豊田市、名張市、大阪市、堺市、枚方市、兵庫県、広島市、田布施町、久留米市、諫早市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○	○(3)以外	×	債権の差押手続において書類を電子的に送達した場合においても差押えを有効とすること	債権の差押手続において、第三債務者(金融機関)への「債権差押通知書」の送達が差押成立の要件となっているが、書類を電子的に送達した場合においても、差押えが有効となるよう国税徴収法の見直しを求める。	デジタル庁、総務省
230	八王子市、津市	さいたま市、横浜市、名古屋屋市、刈谷市、豊田市、大阪市、豊中市、寝屋川市、東温市、春日市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	遡及して児童手当受給資格を喪失した場合における過誤払金の取り扱い及び運用の見直し	児童手当受給者が住民異動の遡り記載により、遡及して市外(国内)転出し受給資格を喪失した場合に、その期間に転出元自治体が支払済の児童手当について過誤払金として返還請求しない扱いとするよう制度・運用を見直すよう求める。具体的には、「転出先自治体で児童手当が支給されていないことを自治体間の連携により確認すること」「児童手当法第14条の不正受給に該当しないこと」を条件に、事務処理ガイドライン等により定める形での対応を求める。	こども家庭庁
231	八王子市、津市	さいたま市、横浜市、川崎市、名古屋屋市、刈谷市、大阪市、八尾市、寝屋川市、東温市、高知市、福岡市、久留米市、春日市、熊本市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	「同居」の児童手当の算定対象児童に求める「監護相当・生計費負担」についての確認書の取扱いの見直し	児童手当の支給対象児童から、算定対象の大学生年代へ移行する子について、一定の条件のもと、請求者に認定請求書(増額)及び「監護相当・生計費の負担」についての確認書の提出を求めずに自治体の職権により増額処理ができるよう、運用の見直しを求めるもの。具体的には、請求者と大学生年代の子が住民基本台帳上「同居」している場合は、監護相当・生計費を負担しているものとみなし、認定請求書(増額)及び「監護相当・生計費の負担」についての確認書の提出を不要とし、自治体において増額処理をして差し支えない旨を事務処理ガイドライン等に定める形での対応を求める。	こども家庭庁
232	八王子市	山口県、佐世保市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	×	○	公共施設への選挙事務所設置の制限に係る公職選挙法の規制の見直し	公職選挙の立候補者が、選挙期間中に選挙活動のための事務所として公共施設を利用することについて、住民の利用が制約されてしまうため、公職選挙法で制限する規定を設けるか、または、施設を設置する自治体が制限できるよう、見直しを求める。	総務省
234	島根県、福島県、広島県、全国知事会、中国地方知事会	宮城県、石川県	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	○	○(3)以外	×	国土形成計画法第11条に基づく計画提案について都府県の経由事務を廃止すること	国土形成計画法第11条に基づく広域地方計画区域内の市町村からの計画提案に関して、都府県の経由事務の廃止を求める。	国土交通省
235	島根県、福島県、中国地方知事会	北海道、青森県、宮城県、魚津市、奈良県、鳥取県、山口県、高松市、東温市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	○	×	×	土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の変更承認事項の要件緩和	土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の変更承認事項の要件緩和を求める。	農林水産省
236	島根県、福島県、中国地方知事会、全国知事会	宮城県、徳島県、高知県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	児童福祉法第21条の6による措置への市町村が関与できる旨の明示	児童福祉法第21条の6による措置(やむを得ない事由による措置)の「事前の利用調整」に市町村が関与できるよう事務処理要領の見直しを求める。	こども家庭庁
237	島根県、福島県、全国知事会、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	川崎市、三重県、佐賀県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	04.雇用・労働	×	×	×	長期高度人材育成コースの委託先選定の要件緩和	長期高度人材育成コースの委託先選定の要件緩和を求める。	厚生労働省
239	島根県、福島県、全国知事会、中国地方知事会	盛岡市、花巻市、宮城県、仙台市、秋田市、いわき市、佐野市、高松市、今治市、大野城市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○	×	×	地域未来交付金(地域未来推進型)の実施計画提出に係る事務処理の改善	地域未来交付金(地域未来推進型)の実施計画提出に向けた事務処理の改善を求める。	内閣府
240	浜松市、札幌市、仙台市、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋屋市、京都市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	—	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	×	○	学校図書館の一般公衆利用及び公立図書館施設との一体的整備に関する留意事項の見直し	「学校図書館法の一般公衆利用に関する規定の趣旨について」(平成25年5月30日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡)で示された学校図書館の一般公衆利用及び公立図書館施設との一体的整備に関する留意事項について、児童生徒及び教職員等の学習活動に支障が及ばない範囲において地方自治体の裁量で運用すること(例:教育課程で必要な時間は予約により確保しておく)が可能となるよう取扱いを見直すこと	文部科学省
241	浜松市、仙台市、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、静岡県、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	えりも町、盛岡市、北上市、館林市、さいたま市、上尾市、戸田市、柏市、小牧市、鈴鹿市、高槻市、羽曳野市、高松市、大村市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	○(3)以外	×	地方税に係るマイナンバー情報連携において情報照会をする際に「照会先」の選択を不要とすること 【提案と類似の支障を有する制度等】 保育園・幼稚園の副食費減免判定(小牧市/こども家庭庁、文部科学省)、国民健康保険、後期高齢者医療制度(羽曳野市/厚生労働省)	地方税に係るマイナンバーを利用した情報連携について、情報照会をする際に「照会先」を選択する必要があるが、未入力の場合でも、照会したデータ項目の情報を保持している地方公共団体から回答を入手できるようにすること。	こども家庭庁、デジタル庁、総務省、厚生労働省
242	浜松市、仙台市、さいたま市、千葉県、川崎市、相模原市、新潟県、静岡県、名古屋屋市、大阪市、広島市、北九州市、熊本市	花巻市、ひたちなか市、小牧市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	公立幼稚園・公立認定こども園における預かり保育の有資格者として認められる資格要件の追加	公立幼稚園、公立認定こども園における預かり保育の有資格者として認められる資格に、保育士や幼稚園教諭普通免許状保有者と同様なものとして、幼稚園等における一定期間の実務経験を積んだ小学校教諭普通免許状所有者を加えること	こども家庭庁、文部科学省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
243	浜松市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、静岡県、名古屋、大阪市、北九州市、熊本市	花巻市、宮城県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	災害発生時における公立幼稚園等の一時的な事業の実施要件の緩和	一時預かり事業実施要綱に基づく災害特例型の適用を柔軟に活用できるように、災害救助法が適用された場合に限らず、局地的な災害等で市町村が必要と認める場合に適用を可能とすること	こども家庭庁、文部科学省
244	浜松市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡県、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市	花巻市、小牧市、西宮市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	教育・保育施設等におけるてんかん発作時の薬剤の拡大	教育・保育施設等におけるてんかん発作時の抗てんかん薬の投与について、一定の条件を満たした場合には医師法違反とならないとされる薬剤の種類の拡大	こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省
245	中核市市長会	北上市、湯沢市、さいたま市、千葉市、横浜市、大阪府、西宮市、宮崎市、都城市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	障害福祉分野における診断書等添付書類の真正性確認に関する国の取扱いの明確化	障害福祉手続での診断書等PDF添付運用について、真正性確認の基準と複数の確認手段を明確化するよう通知・要領を改定することを求める。 具体的内容は、下記のとおり。 ①電子署名、医療機関認証、照会システム、原本確認の考え方を例示し、自治体が地域実情に応じて選択できる枠組みにすること ②PDF運用時の確認責任範囲と標準的確認フロー(疑義時の医療機関照会要否、追加提出範囲、真偽基準の例示)を示すこと ③医療機関から自治体への電子直接提出や既存医療・介護情報連携基盤の活用・拡張を標準的実装手段として提示すること	厚生労働省
247	姫路市、神戸市、芦屋市、相生市、川西市、たつの市、播磨町、太子町、香美町	えりも町、盛岡市、花巻市、さいたま市、川崎市、相模原市、厚木市、新潟市、富士宮市、豊橋市、豊中市、安来市、高松市、大野城市、佐世保市、熊本市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	○(3)	×	マイナンバーカード等への氏名の振り仮名追加に伴う統合端末システムの改修	氏名の振り仮名記載に伴うマイナンバーカード及び署名用電子証明書の発行・更新について、住民記録システムと統合端末の情報を連携し、統合端末の公的個人認証連携(個人番号カード)メニューで電子証明書を発行・更新する際に、ボタンの押下処理のみでマイナンバーカードの内部記録事項が氏名の振り仮名を含んだ情報に更新できるよう当該システムを改修すること。	総務省
248	秋田県、青森県、宮城県、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大湯村、美郷町、東成瀬村、福島県、新潟県	盛岡市、福島市、郡山市、茨城県、前橋市、相模原市、小諸市、岐阜県、佐賀県、鹿児島県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	百歳高齢者に対するお祝い状等の贈呈に係る経由事務の廃止等	百歳高齢者に対するお祝い状等の贈呈に係る一連の事務について、以下のとおり見直ししていただきたい。 (1)百歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈対象者の氏名等調査については、都道府県を経由せず、直接市町村へ照会すること (2)お祝い状及び記念品贈呈については、地方公共団体を經由せず、厚生労働省から直接対象者へ送付すること	厚生労働省
249	横浜市	川崎市、相模原市、今治市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	看護職キャリアデータベースに係る情報提供の対象拡大	看護師等の人材確保の促進に関する法律第9条第2項に基づく情報提供対象に、提供を希望する市町村を追加すること。	厚生労働省
251	横浜市	相模原市、大阪府、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	○	災害時においても医療的ケア児等在宅療養者が適切なケアを受けることができるための仕組みの構築	医療的ケア児支援法の附則に基づき、災害時においても医療的ケア児等在宅療養者が適切な医療的ケアを受けることができるための仕組みを速やかに構築すること。 具体的には、訪問看護指示書に記載された事業所が被災した場合に、他の事業所が代替できる取扱いを定めること。	厚生労働省
252	横浜市	川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、寝屋川市、兵庫県、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	保育士宿舎借り上げ支援事業の利用回数に係る管理主体の見直し	保育士宿舎借り上げ支援事業について、「1人1回限りの利用」の適正化のため、国での一元管理を求める。	こども家庭庁
253	特別区長会	小野市、佐世保市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	○(3)以外	×	マイナンバーカードを投票所入場券として利用	「投票所入場券」の郵送交付が事実上の規制となっている選挙事務において、短期間で投票所入場券を発行する事務が選挙管理委員会の負担となっている。マイナンバーカードの認証技術等を活用して入場券に代えることにより、マイナンバーカードの普及も含め、将来的には紙の投票所入場券の発行や送付に係る事務を廃止できるよう、規制緩和を要望する。	デジタル庁、総務省
254	横浜市	青森市、花巻市、さいたま市、川崎市、相模原市、見附市、名古屋市、寝屋川市、羽曳野市、広島市、大野城市、諫早市、大村市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	オンライン資格確認等システムにおける振替・分割が可能なレセプトの対象範囲の拡大	医療レセプトの過誤調整及び不当利得請求業務に関し、オンライン資格確認等システムにおいて振替・分割が可能なレセプトの対象範囲を拡大すること。	厚生労働省
255	横浜市 重点17	—	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	後期高齢者医療制度の一部負担金徴収猶予及び保険料徴収猶予に係る決定権限の市町村への移譲	後期高齢者医療制度の一部負担金徴収猶予及び保険料徴収猶予について、決定する権限を後期高齢者医療広域連合から市町村へ移譲すること。	厚生労働省
256	横浜市	花巻市、さいたま市、船橋市、流山市、川崎市、大阪府、西宮市、別府市、都城市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	更生医療に係る事務手続きの簡略化等	更生医療の事務手続きについて、 ①特定疾病療養受療証(人工透析医療)の所持者が更生医療の支給認定を申請する際、既に所持している書類等更生医療の必要性が判断可能であれば、医師の意見書に代えることを可能とすること。 ②重度かつ継続の更生医療については、自動継続とすること。 ③指定自立支援医療機関の指定を不要とすること。 ④受給者証への保険者情報の記載を不要とすること。	厚生労働省
259	埼玉県、岩手県、栃木県、さいたま市、吉川市、全国知事会	宮城県、茨城県、川崎市、新潟市、名古屋市、高松市、福岡県、宮崎市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	○(3)以外	×	NPO法に基づく提出書類の公開に係る事務負担軽減のためのウェブ報告システムに係る登録作業の簡略化	NPO法人が申請に使用する内閣府ウェブ報告システム利用に伴うアカウント登録作業について、郵送による認証コード送付手続の簡略化を要望するもの。	内閣府
260	埼玉県、福島県、さいたま市、川越市、越谷市、三重県	岩手県、宮城県、茨城県、名古屋市、豊橋市、福岡県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	国民生活基礎調査に係る都道府県經由事務の廃止等	(1)統計法及び国民生活基礎調査規則に基づく国民生活基礎調査について、今後は、調査の回答をオンラインのみとし、国のマイナポータルを活用して実施するなど、調査員を介さず、また都道府県を経由した事務を廃止するよう規則改正を行うこと。 (2)回答者への記念品の手渡しについても、調査員を介さずにマイナポイント付与などのオンライン対応とし、より効率的で負担の少ない仕組みを構築すること。	厚生労働省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
261	埼玉県	岩手県、宮城県、茨城県、川崎市、兵庫県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	病院報告に係る經由事務を廃止すること	統計法及び医療法施行令に基づく病院報告について、經由事務を廃止し、対象の医療機関から国へ直接提出可能とすること。また、現在病院から都道府県へ紙による報告を受けた場合、都道府県から国への報告も郵送によることとされているが、經由事務廃止までの当面の負担軽減措置として、病院から紙による報告を受けた場合の国への報告は電子データ(PDF)で行うことを可能とするよう運用を変更すること。	厚生労働省
262	秋田県、山形県、福島県、埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、草加市、越谷市	旭川市、宮城県、郡山市、いわき市、川崎市、新潟市、豊橋市、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、高松市、熊本市、大分県	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	×	○(3)以外	×	大気汚染状況の常時監視における記録紙のデジタル化	(1)大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視において記録した記録紙について、最低3年程度の保存が規定されているが、紙ではなくデジタル記録データによる保存を認めること。 (2)デジタル記録データの保存を認める場合、記録紙の今後の取扱いやデジタル記録データの保存方法について、地方の意見を踏まえながら検討を行うこと。	環境省
263	埼玉県、福島県、さいたま市、熊谷市、深谷市、蕨市、久喜市、全国知事会	川崎市、防府市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	○	○(3)以外	×	農地法第52条に基づく農地の権利移動・借賃等調査のデータ受け渡し方法の改善	(1)農地法第52条に基づき、農業委員会が実施している農地の権利移動・借賃等調査について、csvファイルでの受け渡しを廃止し、農地権利移動・借賃等調査システム(以下「システム」という。)内でデータの提出・修正まで全ての手続を一貫して行えるようにシステムを整備すること。 (2)都道府県による市町村の回答の取りまとめ及び市町村の回答のエラーチェック事務を廃止し、国から、都道府県及び市町村へ調査依頼を行うよう運用を変更すること。	農林水産省
265	埼玉県	岡山県	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	×	○	高等学校における遠隔授業に係る受講生徒数及び単位認定等の評価者の見直し	高等学校において、「教科・科目充実型」の遠隔授業を行う際に「同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること」及び「単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること」としている要件を撤廃すること	文部科学省
266	埼玉県、福島県、所沢市、千葉県、神奈川県、全国知事会	秋田県、滋賀県、大阪市、兵庫県、高知県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の申請等のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止	(1)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金のうち、事業主体が市町村とされているものについては、事業計画書、交付申請書及び実績報告書を都道府県に対してメールによりExcelで提出するのではなく、直接国に対してJGrants等を活用したオンライン申請により行うこととし、都道府県による市町村の取りまとめ事務を廃止すること。 (2)オンライン化が難しい場合でも、Excelの誤記載、未記載が生じないよう様式を修正するとともに、例えば市町村の申請書等のファイル名に記載する番号は全国地方公共団体コードとするなど、都道府県の取りまとめが簡易になるよう取りまとめ方法を改善すること。	こども家庭庁、デジタル庁
267	埼玉県、さいたま市、越谷市、坂戸市、美里町、三重県、全国知事会	群馬県、山梨県、滋賀県、岡山県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の申請・交付等に係る都道府県経由事務の廃止等	(1)感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の申請・交付等の手続については、JGrantsを活用するなど電子申請システムによるものとし、市町村と都道府県、都道府県と国との間での申請・交付等に係る事務負担が軽減されるよう仕組みを変更すること。 (2)都道府県が「間接補助事業者とならない直接補助事業については、都道府県を経由することなく、補助を受ける事業者から直接、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の交付を行うこと。	デジタル庁、厚生労働省
268	埼玉県、三重県	岩手県、山梨県、滋賀県、兵庫県、岡山県、高知県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	予防接種健康被害救済措置に係る都道府県経由事務の廃止	国の通知に基づく予防接種健康被害救済措置に係る書類の都道府県経由事務を廃止し、申請及び認定結果に係る情報のみ都道府県に共有すること。	厚生労働省
269	埼玉県	上尾市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	×	×	住民訴訟(政務活動費の不当利得返還請求)に係る裁判費用の会派による負担	政務活動費の不当利得返還請求に係る住民訴訟において、敗訴した場合に、返還対象とされた会派が、裁判費用を負担するよう制度を改正すること。	総務省
270	埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、三重県	岩手県、茨城県、群馬県、山梨県、滋賀県、兵庫県、岡山県、高知県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	新興感染症発生時のために備蓄している個人防護具の医療機関等への配布に係る都道府県経由事務の廃止等	(1)新興感染症対策として、国自らが備蓄する個人防護具のうち、使用期限が近い又は切れたものについて、医療機関等が直接配布希望を申請できるオンライン申込フォームを設置し、都道府県を経由せずに応募を受け付けること。 (2)当該事務に係る都道府県への協力依頼は、医療機関等への周知に限ること。	厚生労働省
272	重点2 八戸市	—	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	×	×	住民基本台帳事務処理要領の改正	DV等支援措置の相手方(加害者)から、支援措置対象者(被害者)の個人情報取得を目的として、①住民基本台帳の閲覧や住民票等の交付の請求を受ける場合があるほか、②個人情報保護法に基づく保有個人情報開示請求がなされる場合もある。 ①については、「住民基本台帳事務処理要領」に対応しているが、②については記載がない。 ②についても、例えば「開示請求時に必要になる書類(子の現住所を証明する書類等)」、「基本となる対応(存否応答拒否)」についての記載があると有用と思慮するので、「住民基本台帳事務処理要領」の改正を求める。	個人情報保護委員会、総務省
274	中核市市長会、前橋市	青森市、花巻市、ひたちなか市、さいたま市、久喜市、相模原市、鈴鹿市、寝屋川市、兵庫県、高松市、大野城市、伊佐市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	○(3)以外	×	国民健康保険税に係る年金特別徴収の更なる安定的運用に向けた検討	国民健康保険税の特別徴収制度に係る現行の法令について、持続的及び安定的な運用並びに制度趣旨との整合性を図るため、所要の整備をすること。 例えば、特別徴収から除かれる対象者について、地方税法第706条第2項及び地方税法施行令第56条の89の2第3項に規定する「政令で定める世帯主」に該当する条件「高齢等年金給付の年額」について、一つの年齢等年金給付に限らないこと、厚生年金に一定期間加入していた者は、老齢厚生年金等を含めること等被保険者が実際に受給する年金受給額との実態に即した法的根拠の整備を求める。	総務省、厚生労働省
275	中核市市長会、茨木市	えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、豊橋市、小牧市、城陽市、豊中市、姫路市、斑鳩町、鹿兒島市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○	×	×	住宅用家屋証明交付事務に関する運用の見直し	住宅用家屋証明の発行に際して生じる疑義について、国に一本化した窓口を設け、市区町村からの問合せに対応いただきたい。	国土交通省
276	重点4 中核市市長会、茨木市	えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、名古屋、豊橋市、小牧市、城陽市、寝屋川市、姫路市、斑鳩町、鹿兒島市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○	×	×	所得税等軽減のための市区町村発行証明の廃止	所得税等軽減のための以下の市区町村発行証明の廃止 ①住宅用家屋証明書 ②住宅耐震改修証明書	総務省、財務省、国土交通省
277	中核市市長会	えりも町、花巻市、白河市、佐野市、さいたま市、銚子市、川崎市、厚木市、新潟市、富士宮市、名古屋、豊橋市、安来市、笠岡市、東広島市、高松市、佐世保市、熊本市、都城市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	○(3)以外	×	戸籍事務における届出人、証人等の確認のための住基ネット利用範囲拡大	1.住民基本台帳法別表への戸籍届書の届出人、証人等の本人確認事務の追加 令和4年12月5日付総務省自治行政局住民制度課長通知により、本籍地市町村が戸籍に関する届書等に記載された氏名、住所等を確認する事務は、住民基本台帳法第30条の10第1項第3号(現行の同項第4号)又は第30条の12第1項第3号(現行の同項第4号)に規定する「住民基本台帳に関する事務」に該当するという見解が示された。 しかし、戸籍届書の届出人、証人等については、本籍地市町村から住所地市町村へ電話照会が行われているため、届出人、証人等について、住基ネットによる確認を認めるよう住民基本台帳法に法的根拠を創設するよう求める。 2.事務のデジタル化による電話照会慣行の禁止 戸籍事務において、他自治体が保有する情報を確認する必要がある場合、住基ネットにより確認可能な情報については、電話による照会・回答を原則として禁止し、新設される住民基本台帳法上の根拠に基づくシステム照会を標準的な事務手続とすること。	総務省、法務省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
278	中核市市長会	花巻市、郡山市、富岡市、柏市、川崎市、名古屋市、安来市、熊本市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	不動産登記申請及び自動車登録申請における書面申請の場合に申請書への押印及び印鑑登録証明書の添付を不要とすること	実印の押印及び印鑑証明書の添付を義務付けている不動産登記令及び自動車登録令を改正し、申請書への押印及び印鑑に関する証明書の添付を不要とすることを求める。	法務省、国土交通省
279	松山市	えりも町、盛岡市、花巻市、いわき市、白河市、さいたま市、川崎市、新潟市、名古屋市、豊橋市、豊中市、安来市、笠岡市、高松市、都城市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○	○(3)	×	在留カード等のICチップへの書き込みに係る他システムとの情報連携	令和8年6月14日から運用開始となる、在留カード等のICチップへの書き込みを使用する専用端末(住居地等書換アプリケーション)は、他のシステムと連携しない仕様となっている。そこで、住居地等書換アプリケーションを改修し、住民記録システムとのデータ連携機能を追加させ、業務の効率化を図りたい。	総務省、法務省
281	松山市	湯沢市、さいたま市、豊田市、堺市、斑鳩町、宮崎市、都城市、伊佐市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	×	×	障がい者に対する自動車税、軽自動車税等の減免申請に必要な生計同一証明書、常時介護証明書の省略	障がい者に対する自動車税、軽自動車税等(以下、自動車税等)の減免申請は、厚生労働省通知に基づき、申請者の世帯状況等によって、福祉事務所長や保健所長が発行する「生計同一証明書」、「常時介護証明書」(以下、生計同一証明書等)の提出が求められる場合がある。本証明書は、申請者が持参する住民票や民生委員の証明などをもとに、関係を確認したうえで発行している。ついで、申請者が提出する書類をもとに確認できる現状を踏まえ、減免申請窓口で直接確認を行い、生計同一証明書等の提出を不要とするよう、制度を見直すこと。	総務省、厚生労働省
282	松山市	仙台市、いわき市、川崎市、相模原市、横須賀市、島田市、豊橋市、高松市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	×	×	自治体間での連携体制の構築による空き家対策業務の効率化	空き家の所有者が県外在住の場合の対応として、所有者が居住する自治体の職員と連携し、居住状況を確認できる仕組みを構築することで、所在確認や連絡調整を円滑に行えるようにし、調査の効率を向上させること。自治体間で最低限の情報提供が可能となれば(空き家所有者の氏名・住所など)、所有者が住んでいる自治体の職員が代理で所有者宅を訪問し、「○○市から重要な文書が届いていると思われるので、確認しご対応いただけますでしょうか」と伝える仕組みができ、業務の効率化につながる。また、不在の場合は、電気メーターやガスメーター、郵便ポストの状況などから居住の確認ができれば、今後、出張訪問すべきか否かの判断の有益な情報が得られる。こうした対応について、個人情報保護の観点から躊躇する自治体もあると思われるため、国土交通省から通知を発出することで、自治体の職員が円滑に連携し、空き家所有者と連絡がとれる仕組みの構築を求める。	総務省、国土交通省
283	松山市	仙台市、いわき市、川崎市、相模原市、横須賀市、上越市、島田市、名古屋市、豊橋市、小牧市、寝屋川市、尼崎市、田原本町、和歌山市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	×	×	空家法に基づく通知内容の明確化と情報活用範囲の拡大	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき発出される各通知については、通知に記載された情報項目を限定的に解釈するのではなく、あくまで例示列挙であることを明確に示していただきたい。併せて、法の目的を達成するために必要とされる情報として、以下のような情報項目を提供可能な範囲に含む旨を明示し、自治体が実効性ある空家対策を講じられるよう配慮いただきたい。 ①国民健康保険情報(例:レセプト情報等)、障がい福祉に関する情報(例:住所や居所、電話番号等)、市民税情報(例:就労先情報等) ②固定資産税情報(例:評価額、名寄せ台帳、滞納情報等)	総務省、厚生労働省、国土交通省
284	松山市	えりも町、花巻市、仙台市、さいたま市、相模原市、厚木市、新潟市、富士宮市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)以外	×	マイナンバーカードの更新時については、夫又は妻によるカードの代理受取を可能とすること	マイナンバーカードの更新時については、代理受取の理由を問わず、夫又は妻であれば代理受取を可能とするよう運用変更をしていただきたい。	総務省
286	神戸市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市	北見市、花巻市、高松市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	○(3)以外	×	戸籍情報連携システムと接続する戸籍情報システムにおける生体認証の必須要件の見直し	戸籍情報システムにおける「生体認証の必須化」について、他の標準準拠システムで求められている「多要素認証」等と同等のセキュリティレベルを担保できる手段があれば可とするよう、戸籍情報システム標準仕様書の見直しを行うこと。	法務省
287	東京都	花巻市、山梨県、須坂市、浜松市、長崎県、熊本市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	eL-QRを活用した公金収納の拡大	eL-QRを活用した公金収納において、金銭出納員等が収納金を払込する場合や、国又は地方公共団体から納付される公金についても、対象とすること	総務省
288	東京都、新潟県、全国知事会	埼玉県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	○(3)以外	×	会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)の機能向上	会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)について、以下の改善を提案する。 ①OCRの読み取り精度の向上 ②債主内訳がある決議書のOCR読み取りが可能となる機能の追加 ③OCRで読み取った情報(決議書の調査に必要な項目)について、各書類との整合性を自動的に判断する機能の追加 ④Jグランツ等と連携し、各種書類のスキャンやアップロードの作業を軽減	デジタル庁、財務省
289	東京都、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、全国知事会	岩手県、花巻市、仙台市、大田原市、横浜市、相模原市、山梨県、名古屋市、兵庫県、島根県、山口県	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○	×	×	搜索時における電子計算機及び電磁的記録の認証解除	国税徴収法に基づき行う搜索において、滞納者が保有する電子計算機内の電磁的記録を調査するため、徴収機関の判断で電子計算機及び電磁的記録に設定された認証を解除し、必要に応じて電磁的記録を他の記録媒体に複写等するのに必要な法改正又は法解釈の提示などの環境整備を行うこと。	総務省
290	広島県、千葉県、広島市、尾道市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会	湯沢市、ひたちなか市、上尾市、兵庫県、島根県、長与町、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	×	○	文部科学省所管の補助金に係る財産処分において国庫納付金を必要としない転用事業に福祉に資する事業を追加すること	文部科学省所管の補助金について、地方公共団体以外の者が行う財産処分では、国庫補助事業完了後10年以上経過していても、教育・科学技術等に資する事業以外への転用等を行う場合は、国庫納付が必要とされている。少子化が進む中で、地域によっては、認定こども園における空き室等を教育・科学技術等に資する事業だけでなく、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業など、福祉に資する事業への転用が求められており、国庫納付を必要としない転用事業に追加することを求める。	文部科学省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
291	広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、愛媛県、中国地方知事会	えりも町、花巻市、奥州市、宮城県、茨城県、佐野市、三郷市、川崎市、寒川町、豊橋市、小牧市、堺市、寝屋川市、今治市、大野城市、五島市、大分県	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	×	×	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事務処理の改善	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、国費の繰越や請求手続等の事務処理誤りにより、必要な交付金が交付されない事態が発生しないよう、繰越や概算払等、誤りが発生しやすい事務処理に関して、国において、積極的にミスを防止するための事務改善を行うことを求める。 ＜事務改善例＞ ・必要な事務処理方法を「地方創生臨時交付金事務処理誤り事例集」等、一つの資料に集約して明確に示すこと 例：年度内完了事業に係る国費の受入については、3月中の概算払以外にも、繰越手続を行った上で5月（自治体の出納整理期間）の概算払も可能であることや、年度内完了事業費を見込むことが難しい場合等においては交付決定額全額の繰越承認を得ることも可能であるとされているが、現行の「地方創生臨時交付金事務処理誤り事例集」には「当年度事業費（年度内の出来高）は、3月中に概算払を必ず受ける」ことのみ記載されており、その他については別の資料やメールにより都度連絡を受けている状況である。 ・交付決定額のうち繰越協議されていない額や概算払請求されていない未払額がある場合、金額の単位の入力誤りの可能性がある場合など、自治体の事務処理漏れが発生している可能性を自動的にチェックし、分かりやすくエラー又は注意喚起のメッセージを表示する仕組みを備えた様式を構築すること ・国においてもエラー等の表示の有無を積極的に確認の上、必要に応じ自治体に事務処理誤りがないか確認を行うこと	内閣府、総務省
293	千葉県、成田市 重点12	花巻市、枚方市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○	×	×	市町村税の賦課徴収に係る事務処理を都道府県が行うことを可能とすること	地方税法において、都道府県が市町村税の賦課徴収に関する事務を処理できる規定を設けること。	総務省
294	千葉県、福島県、埼玉県	岩手県、花巻市、宇都宮市、大田原市、日野市、横浜市、相模原市、厚木市、新潟県、静岡県、焼津市、名古屋市長、大阪市、堺市、兵庫県、斑鳩町、島根県、広島市、田布施町、徳島県、諫早市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○	○(3)以外	×	国税徴収法に基づく債権差押通知書の送達を電子データで行うことも可能とすること	国税徴収法における債権の差押えについて、書面の送達ではなく電子データの送達によっても行うことができるよう、必要な法改正等を講じること。	デジタル庁、総務省
295	千葉県、秋田県	岩手県、群馬県、大阪府、岡山県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	○	×	×	「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」の記載事項に係る確認方法等の見直し	「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載する関係法令の該当状況について、都道府県ホームページで該当しないことが確認できるものについては、報告書にその旨を記載し、該当ホームページを添付すれば、自治体担当者への確認や、報告書への職氏名の記載を不要とすることを認めること。 あわせて報告書の様式やオンライン申請フォームについても必要な修正を行うこと。	経済産業省
296	千葉県、埼玉県 重点33	—	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	○	×	×	都道府県が管理する国有農地等に係る新規農耕貸付の要件の緩和	法定受託事務として都道府県が管理する国有農地等の新規農耕貸付の要件を緩和すること。 具体的には、「入札にかけられ不調となったこと」及び「旧所有者の同意があること」を要件から除くこと。	農林水産省
297	千葉県、福島県 重点21	岩手県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	○	×	×	土地改良区役員の就退任等に係る公告の廃止	土地改良区役員の就退任等に係る公告を廃止すること。 公告を廃止できない場合は、公告すべき事項から個人の住所情報を除くこと。	農林水産省
298	千葉県、市川市、成田市	北海道、宮城県、富岡市、兵庫県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	○	×	×	登記書類の閲覧及び交付申請についての申請様式の統一	法務局への登記書類の閲覧及び交付申請について、複数の登記書類について申請する際の申請様式をまとめて1つにすること。	法務省
299	千葉県、埼玉県、三重県	茨城県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	×	×	建設リサイクル法における解体工事業者の登録申請の審査に係る実務経験証明書の真偽確認方法の明確化	建設リサイクル法における解体工事業者の登録申請の審査について、技術管理者の実務経験証明書の真偽確認方法の例を明確化すること。	国土交通省
300	千葉県、埼玉県、三重県	茨城県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	○(3)以外	×	建設リサイクル法の解体工事業者登録に係る都道府県の審査に必要な建設業許可及び在留資格等の情報の閲覧を可能とする環境整備	建設リサイクル法の解体工事業者登録の審査において、技術管理者の過去8年以上の実務経験が適法であることを自治体が確認できるシステムを求める。 ①技術管理者の実務経験の期間に、使用者（雇用主）が必要な建設業許可を有していたこと。（建設業者・宅建業者等企业情報検索システム改修等） ②外国人の場合は、当該期間に在留資格・就労資格を有していたこと。（現在デジタル庁が整備している行政機関連携基盤「公共サービスメッシュ」において、出入国在留管理分野での情報連携強化に合わせて、円滑に処理できる環境整備）	デジタル庁、法務省、国土交通省
301	指定都都市市長会、三重県 重点23	北見市、花巻市、北上市、郡山市、柏市、市原市、厚木市、八尾市、大塚市、安来市、春日市、都城市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	○(3)	×	窓口DXaaSと関連システムの連携要件の明確化	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に定める機能別連携仕様（住民基本台帳、印鑑登録、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、収納管理（税務システム）、滞納管理（税務システム、地方税（共通））、学齢簿編成等、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、児童手当）に、デジタル庁が認証した自治体窓口DXaaSとのデータ連携に関する要件（連携対象とするデータ項目、連携方式、インタフェース条件等）を明記すること。	こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省
302	中津市	北上市、高崎市、伊勢崎市、戸田市、相模原市、半田市、高松市、高知県、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	○	×	×	放課後児童支援員に係る3種類の処遇改善事業の一本化	放課後児童支援員に係る3種類の処遇改善事業を一本化したうえで、特定の基準年度と比較する方式を廃止するとともに、各地域の当該年度の最低賃金または所定の基準賃金と比較した賃金改善額を補助対象経費とするなど、制度を見直し、申請及び実績報告事務の簡素化を求める。	こども家庭庁
303	由布市	花巻市、白河市、銚子市、川崎市、相模原市、厚木市、新潟市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊中市、姫路市、安来市、東広島市、高松市、新居浜市、熊本市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	マイナンバーカードの更新時にマイナ免許証の読み取り情報を公的な本人確認書類として受理できるようにすること	マイナンバーカード自体の有効期限が切れた場合や電子証明書の有効期限が切れた場合でも、マイナ免許証を専用アプリ等で読み取った「有効な免許情報」を、マイナンバーカードの更新時に公的な本人確認書類として受理できるよう、運用の共通化を検討いただきたい。（現在、マイナポータルや読み取りアプリで表示される免許情報は、あくまで「情報の閲覧」に留まり、窓口での本人確認書類として利用可能か明文化されていない状態）	警察庁、総務省
304	由布市	花巻市、さいたま市、銚子市、厚木市、新潟市、半田市、小牧市、豊中市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、熊本市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	本籍地が管外である場合のマイナンバーカードの交付事務における法定代理人の代理権確認に係る運用の見直し	マイナンバーカードの交付事務における法定代理人（親権者等）の代理権確認において、本籍地が管外である場合も、戸籍関係情報をマイナンバー情報連携により取得することを可能とすることを要する。	デジタル庁、総務省、法務省
305	境港市	越谷市	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用（農地除く）	×	×	○	国有財産法における国有地の無償貸付対象に集会所の敷地を追加すること	国有財産法第22条第1項に規定されている無償貸付対象に「集会所の敷地」が含まれていないが、公園と同様に公共用地として使用されているため、集会所の敷地を条文中に追記していただきたい。	財務省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
307	指定都市市長会、札幌市	奈良県、長与町	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○	×	×	公立学校施設整備PFI事業における国庫補助制度の見直し	従来手法同様、契約締結前に補助採択を受けられるよう見直しを求める。	内閣府、文部科学省
308	指定都市市長会、札幌市	秋田市、小牧市、奈良県、田原本町、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○	×	×	公立学校施設整備事業における学校統合事業の対象となる事業実施期間の延長	3年度以上の工期となる学校統合事業においても、公立学校施設整備事業の対象となるよう、対象年限の見直しを求める。	文部科学省
309	指定都市市長会、宮城県、塩竈市、気仙沼市、白石市、涌谷町、美里町	盛岡市、花巻市、郡山市、いわき市、さいたま市、柏市、厚木市、豊橋市、豊中市、安来市、高松市、小都市、佐世保市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	×	×	住民票の写し等の請求等における請求者等の「自署」を「記名」とすること	住民基本台帳事務処理要領における住民票の写し等の請求等(※1)について、請求等を行う者又は現に請求等の任に当たる者に求めている「自署」を「記名(※2)」に改めること。ただし、委任状については自署のままとする。こと。 ※1 住民票の写し、住民票の除票の写し、戸籍の附票の写し及び除かれた戸籍の附票の除票の写し並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る請求又は申出 ※2 記名は「手段を問わず氏名を記すこと」とし、自署は記名に含むものとする	総務省
311	指定都市市長会、宮城県、塩竈市、涌谷町、蔵王町、涌谷町	盛岡市、奥州市、多賀城市、佐野市、石川町、新潟県、富山市、豊橋市、小牧市、名張市、城陽市、豊中市、寝屋川市、兵庫県、姫路市、斑鳩町、久留米市、佐世保市、鹿児島市、伊佐市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	10.運輸・交通	×	×	○	地域公共交通確保維持改善事業費補助金における補助対象事業の実施期間の見直し	「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消等)・デザイン全面展開プロジェクト)」における補助対象事業について、同事業及び今後同様の補助事業を実施する際は、通年での事業実施及び補助金を最大限活用できる制度設計を求める。	国土交通省
312	指定都市市長会	えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、寒川町、新潟県、富山市、豊橋市、小牧市、名張市、城陽市、豊中市、寝屋川市、兵庫県、姫路市、斑鳩町、久留米市、佐世保市、鹿児島市、伊佐市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	○(3)以外	×	地方税務における相続人調査のための戸籍情報連携の拡充	情報提供ネットワークシステムの地方税に関する事務において、戸籍関係情報を照会可能な事務手続に相続人調査に係る事務手続を追加するとともに、戸籍の公用請求に必要な項目を照会可能としていただきたい。	デジタル庁、総務省、法務省
313	指定都市市長会 重点19	えりも町、北上市、ひたちなか市、寒川町、富山市、豊橋市、城陽市、豊中市、姫路市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	○(3)以外	×	マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等	不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加していただきたい。 また、現行、通知事項とされている会社法人等番号(12桁)に加え、当該番号を国において、法人番号(13桁)へ変換のうえ、法人番号(13桁)の形で通知を行うこと、もしくは登記手続の際に登記名義人から法人番号の提出を求め、通知事項に加え通知を行うこと、又は国の責任において、会社法人等番号(12桁)から法人番号(13桁)への全国共通の変換仕様やツールを整備・提供することを要する。	デジタル庁、総務省、法務省、財務省
314	指定都市市長会 重点21	宮城県、新潟市、豊橋市、大阪府、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	×	×	×	都市再開発法第28条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等	都市再開発法第28条第1項において、市街地再開発組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。同条第2項において、都道府県知事は当該届出を受けて、当該理事長の氏名及び住所を公告しなければならないと規定されている。 しかし、個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。 また、当該法律に限らず横断的な見直しを求める。	内閣府、国土交通省、その他住所の告示等が規定されている法令の所管府省庁
316	指定都市市長会	仙台市、横浜市、寝屋川市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	○	×	×	国有財産無償貸付契約に基づく、利用計画変更手続きの簡素化	①当市所有区域における善良な管理者として行う通常維持管理や、行事等の仮設による占用物件については手続きの範囲から除外すること。 ②国有地における当市所有の樹木や施設等に関して善良な管理者として行う通常維持管理については、利用計画変更の事後届出とすること。 ③国有地内で行う利用計画変更として申請が必要な行為の明確化。	財務省
317	指定都市市長会	宮古市、花巻市、宮城県、郡山市、上尾市、須坂市、香川県、高松市、大分県、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	×	×	地方公共団体における職員給与等の公表に係る見直し	① 重複した公表の見直し 「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づく公表と、地方公務員法第58条の2に基づく「人事行政の運営等の状況の公表」の公表について、公表の重複が生じないよう、法律の改正又は通知の整理を求める。 ② 公表期限の見直し 「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づく公表の期限を、「地方公共団体における職員の給与の男女の差異の公表」(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づく特定事業主としての公表)と同じく、例年7月末までとすることを求める。	総務省
319	指定都市市長会	えりも町、盛岡市、花巻市、いわき市、さいたま市、富士宮市、豊橋市、小牧市、豊中市、安来市、笠岡市、高松市、大野城市、都城市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○	○(3)以外	○	在留カード等のICチップ等への記録事務の改善	令和8年6月より開始予定の出入国管理及び難民認定法第19条の7第2項、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第10条第3項に規定される「在留カード等のICチップへの書き込み」について、住民基本台帳ネットワークシステムと住民記録システムと連携が可能となるよう改善すること。	総務省、法務省
320	指定都市市長会、三重県	北海道、北上市、湯沢市、上尾市、流山市、横須賀市、平塚市、茅ヶ崎市、豊橋市、西宮市、別府市、宮崎市、伊佐市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	自立支援医療(精神通院医療)における支給認定の有効期間の延長	自立支援医療(精神通院医療)において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第55条に基づく障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第43条に定める支給認定の有効期間について、1年以内とあるのを2年以内に延長すること。	厚生労働省
321	指定都市市長会、江戸川区 重点21	宮城県、大阪府	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	○	×	×	土地区画整理法施行令第21条で規定する選挙人名簿の公表への縦覧の対象範囲の見直し	土地区画整理法施行令第21条で規定する選挙人名簿の公表への縦覧について、個人情報保護の観点から、対象を限定する見直しを行うこと。あわせて、選挙後は完全不開示又は住民基本台帳法第11条の2に該当する場合に限り閲覧可とする制限を加えるよう見直しを行うこと。	国土交通省
322	指定都市市長会、千葉県	えりも町、北上市、秋田市、日立市、岐阜市、高松市、東温市、高知県、佐世保市、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	×	×	×	災害関連死の認定に係る考え方等の明確化	市町村が災害関連死の認定の判断を行うにあたり、その判断を行うための考え方や、判断のために必要となる書類等を国において提示すること。	内閣府
323	浜松市、指定都市市長会	北海道、盛岡市、越谷市、横浜市、高槻市、高松市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	×	×	国から地方公共団体に対する請求の納入期限を一律に30日以上とすること	国庫補助金等の返還金等(例:介護保険料の特別徴収返納金、保育対策総合支援事業費補助金の返還金)の国から地方公共団体への請求について、全て納入期限を30日以上設けること。	こども家庭庁、財務省、厚生労働省
324	指定都市市長会、浜松市、三重県	北海道、新潟県、新発田市、豊橋市、大阪府、高槻市、兵庫県、和歌山県、山口県、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	×	立入検査等の身分証明書の様式における生年月日の記載の削除	工場施設、福祉施設等の立入検査等において職員が携帯することとなる身分証明書の様式について、生年月日の記載を削除すること。	こども家庭庁、厚生労働省、環境省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
326	指定都市市長会、広島市	えりも町、花巻市、いわき市、さいたま市、松戸市、柏市、富士宮市、豊橋市、姫路市、尼崎市、安来市、高松市、久留米市、佐世保市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	通知カードの紛失届出、発見した旨の届出及び返納に係る事務の廃止	通知カードの紛失届出、発見した旨の届出及び返納(以下「返納等」という。)の廃止を求める。	総務省
327	指定都市市長会、広島市	花巻市、いわき市、さいたま市、川口市、松戸市、富士宮市、豊橋市、小牧市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、久留米市、佐世保市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)以外	×	マイナンバーカードの更新に係るオンライン申請の運用改善	マイナンバーカード(以下「カード」という。)の更新に係るオンライン申請において、マイナ免許証の保有者により申請情報登録時のマイナ免許証の継続利用に係る選択画面を表示させるよう、申請書IDへのマイナ免許証の保有情報の紐づけ及びシステム改修を求める。	警察庁、総務省
328	指定都市市長会、広島市	花巻市、いわき市、さいたま市、川口市、銚子市、富士宮市、豊橋市、豊中市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、久留米市、佐世保市、都城市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)以外	×	マイナンバーカード更新時のマイナ免許証のオンライン申請対象者の拡大	マイナンバーカード(以下「カード」という。)更新時のマイナ免許証の継続利用に係るオンライン申請の対象者について、市町村、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)のミスによりカードが失効した場合のほか、天災その他本人の責によらない事由でカードが失効した場合なども対象とするよう見直しを求める。	警察庁、総務省
329	指定都市市長会、広島市	えりも町、花巻市、郡山市、いわき市、富岡市、さいたま市、柏市、厚木市、富士宮市、豊橋市、豊中市、姫路市、安来市、東広島市、高松市、佐世保市、都城市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	住民票及び戸籍に関する証明書の公用請求に係る様式の記載内容の統一	住民票及び戸籍に関する証明書の公用請求に当たり、総務省が定める「国又は地方公共団体の機関による請求書(住民票の写し・住民票の除票の写し)」、「同左(戸籍の附票の写し・戸籍の附票の除票の写し)」及び法務省が定める「戸籍証明書等の公用請求書」の3つの様式について、公印欄等の記載内容を統一するよう見直しを求める。	総務省、法務省
330	指定都市市長会、広島市 重点19	えりも町、北上市、高崎市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、斑鳩町、鹿兒島市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)以外	×	土地課税台帳又は家屋課税台帳の記載・訂正に係るマイナンバーによる情報連携	今後、国において登記とマイナンバーの紐付けを行う場合には、市町村が登記所からの通知に基づき、土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳(以下「課税台帳」という。)に記載・訂正するに当たり、所要の法令改正と地方公共団体向けの「税務システム標準仕様書」の改版により、登記所からの通知項目にマイナンバーを加え、所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込、課税台帳への自動反映ができるよう見直しを求める。	デジタル庁、総務省、法務省
331	指定都市市長会、広島県、広島市	大阪府、長崎市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○	×	○	水道事業の変更認可に係る添付書類の見直し	水道事業の変更認可に係る添付書類について、詳細設計業務の成果物である「主要な水道施設の構造を明らかにする図面」、「導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図」及び「主要な構造計算」(以下「図面等」という。))に替えて、基本設計業務の段階で決定する「設計諸元」を添付書類とするよう見直しを求める。	国土交通省
332	指定都市市長会	兵庫県、鹿兒島市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○	○(3)	○	賃貸型応急住宅供与事務に係る被災自治体への支援	災害救助法に基づく賃貸型応急住宅の契約事務が地方自治体に過度に集中している現状について、その解消を求めるもの。具体的には、賃貸型応急住宅の契約事務について、要件や様式の統一化、被災自治体の役割分担の明確化による民間活用、三者(入居者・貸主・自治体)による契約方法の見直し、応急住宅を一元的に管理するシステムの構築を求める。また、被災状況によっては、発災直後の制度立ち上げに向け国が直接支援する方策を検討し、事務処理の標準化・デジタル化、契約代行などの広域的な支援を行う仕組みを整備するため、被災自治体の支援体制の構築を国主導で進めることを求めるもの。	内閣府
333	指定都市市長会	大田原市、横須賀市、長崎市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	×	○	法定相続情報証明制度における申出対象者等の拡大	相続人に代わり、行政庁(市町村)による法定相続情報証明制度の申出も可能とし、相続人が法務局から「法定相続情報一覧図の写し」を取得できるようにすることを求める。	法務省
334	都城市 重点3	北海道、函館市、北見市、湯沢市、さいたま市、上尾市、越谷市、平塚市、尾張旭市、別府市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	○(3)以外	×	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には身体障害者手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等	身体障害者手帳の交付を受けた者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、町村長等に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、当該手帳の記載事項変更の届出を不要とすること。併せて、町村長等から都道府県知事への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。	厚生労働省
335	都城市 重点3	北見市、湯沢市、さいたま市、上尾市、平塚市、尾張旭市、三重県、別府市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	○(3)以外	×	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には精神障害者保健福祉手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、市町村長に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、当該手帳の記載事項変更の届出を不要とすること。併せて、市町村長から都道府県知事への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。	厚生労働省
336	都城市 重点3	北見市、湯沢市、さいたま市、上尾市、川崎市、平塚市、尾張旭市、三重県、堺市、別府市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	○(3)以外	×	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には自立支援医療受給者証に係る記載事項変更の届出を不要とすること等	自立支援医療の支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、市町村に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、自立支援医療受給者証の記載事項変更の届出を不要とすること。併せて、精神通院医療において、市町村から都道府県への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。	厚生労働省
337	都城市 重点3	北見市、花巻市、湯沢市、さいたま市、上尾市、平塚市、名古屋、宮崎市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	○(3)以外	×	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には障害児福祉手当及び特別障害者手当に係る記載事項変更の届出を不要とすること	障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給者が氏名や住所の変更を行った際に、市町村に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、個人番号並びに変更前及び変更後の氏名又は住所を記載した届書の提出を不要とする。	厚生労働省
338	都城市 重点3	沼田市、さいたま市、上尾市、尾張旭市、寝屋川市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	○(3)以外	×	特別児童扶養手当における記載事項変更の届出に係る都道府県への進達事務の明確化	市町村から都道府県知事への特別児童扶養手当に係る記載事項変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。	厚生労働省
339	都城市	青森市、ひたちなか市、前橋市、川崎市、広島市、諫早市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	○(3)以外	×	同一の都道府県内の他市町村の区域内に住所を変更した場合において国民健康保険資格確認書の返還を不要とすること	国民健康保険の被保険者が同一の都道府県内の他市町村の区域内に住所を変更し、市町村の区域内に住所を有しなくなった際に、当該市町村への国民健康保険資格確認書の返還を不要とする。	厚生労働省
340	都城市 重点3	さいたま市、川崎市、相模原市、小牧市、寝屋川市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	○(3)以外	×	教育・保育給付認定保護者が同一市町村内で居住地を変更した場合に住民基本台帳ネットワークシステムを活用し届出事項の変更届の提出を省略可能とすること	教育・保育給付認定保護者が同一市町村内で居住地を変更した場合において、市町村が住民基本台帳法に基づき当該変更を確認できたときは、届出事項の変更届の提出を省略可能とすること。ただし、世帯構成の変更を伴い、副食費の免除判定や利用者負担額(保育料)の算定等に影響が生じる場合については、引き続き届出を求める運用とする。	こども家庭庁、総務省
341	都城市	北見市、花巻市、郡山市、いわき市、川崎市、三浦市、厚木市、新潟市、豊橋市、半田市、姫路市、生駒市、安来市、佐世保市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	○(3)	×	紙の転出証明書によらない転入手続のデータ連携基盤の構築	市町村窓口で行われる全ての転出手続について、転出情報が転入先市町村へ伝送される仕組みを構築し、紙の転出証明書の発行を不要とすることを求める。	総務省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
342	都城市	北見市、花巻市、北上市、いわき市、白河市、松戸市、柏市、川崎市、新潟市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊中市、寝屋川市、姫路市、生駒市、安来市、高松市、佐世保市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	○(3)以外	×	コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る「利用登録申請」の情報入力及び本籍地市町村による承認事務の廃止等	コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付(以下「コンビニ交付」という。))において、住所地と本籍地が異なる住民が戸籍謄本等を取得する際に必要とされている「利用登録申請」の情報入力及び本籍地市町村による承認事務を廃止することを求める。併せて、個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、「利用登録申請」で入力求められる「本籍地」を一意に確認可能とすることで、即時交付可能とする仕組みとすることを求める。	総務省、法務省
343	都城市	花巻市、厚木市、新潟市、姫路市、高松市、新居浜市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	○(3)以外	×	郵便局に委託して実施する個人番号カードの交付申請の受付等業務における本人確認の方法の見直し	郵便局に委託して実施している個人番号カードの交付申請の受付等業務に係る市町村職員が行う本人確認の方法は、郵便局事務取扱法第2条第9号の規定にて「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法」とされているほか、事務処理要領においてもテレビ電話等が想定されている。そのため、撮影した顔写真及び本人確認書類の画像を送信・確認する方法も認められるよう、当該法令の規定及び事務処理要領を改正し、運用を見直すことを求める。	総務省
344	都城市	北見市、えりも町、盛岡市、花巻市、宮城県、仙台市、いわき市、さいたま市、銚子市、三浦市、厚木市、新潟市、豊橋市、半田市、小牧市、豊中市、姫路市、生駒市、安来市、高松市、新居浜市、小郡市、佐世保市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	×	×	個人番号カードの電子証明書の発行・更新申請書等における保存年限の見直し	個人番号カードの電子証明書の発行・更新申請書等における保存年限について、現行の「受理の日から15年」を、カード自体の有効期限である「10年」に統一することを求める。併せて、手続ごとに混在している保存年限を整理し、地方公共団体における関連書類を一括廃棄できる制度とすることを求める。	総務省
345	都城市	盛岡市、花巻市、北上市、郡山市、いわき市、柏市、川崎市、厚木市、新潟市、半田市、豊中市、寝屋川市、姫路市、生駒市、安来市、東広島市、高松市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	○(3)以外	×	コンビニ交付サービスの全ての交付機について自治体による交付事業者設定を不要とすること	コンビニ交付サービスで自治体の庁舎内や民間事業所内に設置している交付機について、各市町村で実施している交付事業者設定を不要とし、新規参入事業者があれば自動的に全ての市町村の証明書が発行可能となるよう、システム改修及び運用の改善を求める。	総務省
346	都城市 重点8	えりも町、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川口市、川崎市、須坂市、小牧市、稲沢市、四日市市、羽曳野市、広島市、大野城市、諫早市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)以外	×	障害年金事務の日本年金機構への一元化等	国民年金法施行令に基づく障害年金に係る法定受託事務(市町村が行う事務)について、年金事務所(日本年金機構)への窓口一元化を図るとともに、オンラインによる相談の受付・申請の導入を求める。	厚生労働省
347	都城市	ひたちなか市、高崎市、川崎市、島田市、豊橋市、刈粟市、東温市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	○	×	×	地域計画の更新手続において必要な協議結果の公表の省略等	地域計画の更新手続において求められている「協議の場の結果の公表」について、協議の中で変更案を作成しているため、その内容が関係者に十分周知されていることに鑑み、協議結果の公表を省略又は簡素化できるような制度の見直しを求める。	農林水産省
348	都城市	青森県、宮城県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	○	×	×	河川区域内の土地を占有する場合の申請における事務手続の簡素化等	河川区域内の土地を占有する場合の申請手続において、占有の実態に変更が無い単純な期間更新については、一定の要件(占有目的・形態・面積等に変更が無いこと等)を満たす場合に限り、図面等の各種資料の提出を不要にできるよう、事務手続の簡素化・合理化を求める。	国土交通省
349	都城市	小牧市、寝屋川市、防府市、高松市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	○	×	×	土地収用法等による公共事業に係る農地の一時転用について届出制とすること	土地収用法等による公共事業に係る農地の一時転用について、農業委員会への手続を簡素化するため、許可制を廃止し、届出制に改める。	農林水産省
350	都城市	枚方市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○	○(3)以外	×	びったりサービスでの行政手続上で政府共通決済基盤を用いたキャッシュレス納付を行う際の指定可能な歳入口座の増設等	びったりサービスの行政手続により政府共通決済基盤を用いたキャッシュレス納付された手数料等について、「地方公共団体の指定口座の増設」又は「公営企業の現金を歳入歳出外現金で保管する規定についての法令整備」を行うよう求める。	デジタル庁、総務省
351	都城市	花巻市、郡山市、いわき市、新潟市、豊橋市、斑鳩町、安来市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	×	○	道路運送車両法に基づく自動車臨時運行許可の申請手続について原則全ての町村で取り扱えるようにすること	道路運送車両法に基づく自動車臨時運行許可(いわゆる「仮ナンバー」)の申請手続を取り扱う町村について、現行の「国土交通大臣が指定する町村」に限定する制度を見直し、原則全ての町村が当該業務を取り扱うよう、運用の見直しを求める。また、本業務に対応できない町村の基準の明確化を求める。	国土交通省
352	田原本町	北上市、ひたちなか市、東松山市、上尾市、八王子市、岐南町、名古屋市、半田市、枚方市、加古川市、刈粟市、山口市、高松市	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○	×	×	部活動地域連携の補助金申請事務に係る窓口の一本化等	部活動地域連携の補助金申請について、申請手続の際の判断基準を明確化し、申請窓口の一本化を求める。	文部科学省
354	鹿児島県	岩手県、群馬県、兵庫県、岡山県、宮崎県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	○	×	×	「女性が変える未来の農業推進事業」の補助金手続に係る書類提出先の本体化	農林水産省所管の「女性が変える未来の農業推進事業」のうち、都道府県実施事業の補助金手続に係る書類提出先の本体化	農林水産省
355	鹿児島県、福島県	宮城県、茨城県、兵庫県、岡山県、宮崎県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	○	×	×	「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」及び「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」の統合	「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」及び「普及事業の組織及び運営に関する調査」の統合 ・「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」 ・「普及事業の組織及び運営に関する調査」及び交付金の実績報告について重複がないよう整理し一括して実施していただきたい。	農林水産省
356	兵庫県、埼玉県、神戸市、明石市、芦屋市、加古川市、加東市、たつの市、市川町、福崎町、太子町、香美町	北海道、盛岡市、茨城県、川崎市、相模原市、寝屋川市、東大阪市、宮崎市	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○	○(3)以外	×	文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)に係るオンラインシステムの構築及び都道府県及び市町村経由事務の廃止	(1)事務の省力化・効率化のため、文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)について、大きな支障がない項目は統一する等の様式見直し(実施計画、交付要望、交付申請、実績報告等全工程を通じて)を行った上で、重複入力・転記ミス・表記ゆれ等のヒューマンエラーに対する修正指示に起因する作業を軽減することが可能なオンラインシステムの構築を求める。 (2)事務負担の軽減及び効率化のため、実行委員会からの提出を「地方公共団体(都道府県又は市区町村)」ではなく、「文化庁が指定する事務局」とするよう見直しを求める。	文部科学省
357	兵庫県、明石市、芦屋市、高砂市、市川町、福崎町、香美町	茨城県、川崎市、東大阪市、宮崎市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	×	×	文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)における補助対象経費上限の選択肢の追加	文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)のうち「地域伝統行事・民俗芸能等」において、「補助対象経費の上限」の設定を「実行委員会あたり」に加え「保護団体(保存会)あたり」を追加し、選択可能とすること	文部科学省
358	高岡市 重点31	—	B 地方に対する規制緩和	07.産業振興	×	×	×	地域未来投資促進法に基づく市街化調整区域における開発許可の配慮の対象施設の追加	地域未来投資促進法では、都市計画法上の土地利用に係る配慮として、5類型の対象施設に限り、市街化調整区域における開発ができることになっている。しかし対象施設が限定されており、企業が市内に立地を検討する際、障壁となっている。そのため、対象となる5類型の施設に加え、地域の経済を牽引する企業を支える産業団地周辺における物流業務施設についても対象に追加していただきたい。	経済産業省、国土交通省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	
			区分	分野							
359	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県	茨城県、今治市	B	地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○	×	○	日本遺産の総括評価・継続審査に係る事務手続の見直し	日本遺産の総括評価・継続審査については、認定地域における事務手続きの見直し(提出書類の削減や様式の簡素化等)を求めるもの。	文部科学省
360	京都府、滋賀県、京都市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	北海道、高知県、熊本市	B	地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	臨床研修病院における研修医の定員設定基準の緩和	厚生労働省医政局長通知により、臨床研修病院の指定基準として、「原則として、研修プログラムごとに2人以上の研修医を毎年継続して受け入れることができる体制であること」と規定されているが、令和2年から臨床研修病院の指定、定員設定権限等が都道府県知事に移譲されたことを踏まえ、都道府県の実情に応じて、「他病院から研修医を派遣(たすき掛け研修)できる場合には研修医1人での定員設定が可能」となるよう通知の見直しを求めるもの。	厚生労働省
361	京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、全国知事会、関西広域連合 重点20	石川県、山口県、香川県	B	地方に対する規制緩和	04.雇用・労働	○	×	○	都道府県労働委員会委員の任期の見直し	都道府県労働委員会委員の任期について、現行では2年とされているが3年又は4年に改めるよう求める。	厚生労働省
363	日光市	所沢市、川崎市、石川県、半田市、尾張旭市	B	地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○	×	×	教育委員会の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」に係る義務付けの見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る義務付けを撤廃し、首長部局を含めた効率的な点検・評価の手法が調整できるよう求めるもの。	文部科学省
364	特別区長会	—	B	地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除却)	×	×	×	都市公園内における「占用できる施設」に学校を追加すること	都市公園法において、都市公園内に占用できる施設は限定列举されており、「学校」は含まれていないため、都市公園内に学校が占用できる見直しを求める。	国土交通省
365	酒田市	盛岡市、花巻市、ひたちなか市、越谷市、尾張旭市、鹿児島市	B	地方に対する規制緩和	12.その他	×	×	×	災害対策債についても補助災害復旧事業債と同様に決算済事業費であっても借入ができるようにすること	決算済事業費は、基本的に地方債の借入ができないが、施事業であることを明らかにして起債の同意を受けた補助災害復旧事業費は、例外的に借入入れることができる。災害対策債についても同様に、決算済事業費であっても借入ができるよう、例外的対象に含めてほしい。	総務省、財務省、環境省
366	酒田市	北海道、川崎市、小牧市、兵庫県、広島市、高知市	B	地方に対する規制緩和	12.その他	○	○(3)	○	各府省庁が発出する自治体向けガイドライン等に係る一元的な検索ポータルを整備	各府省庁が個別に発出・公表している自治体向けガイドライン、Q&Aについて、プラットフォームを一本化した一元的な検索ポータルの整備を求める。具体的には、PDFファイルの羅列だけではなく、ウェブサイト上でキーワード検索により、最新のガイドライン、Q&Aが確認できる全文検索システムを構築いただきたい。なお、全府省庁横断的なシステム構築が難しい場合は、特に農林水産省のガイドラインやQ&Aについて、キーワード検索可能なシステムの構築を求める。	デジタル庁、農林水産省
368	大阪府、青森県、千葉県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、全国知事会	北海道、宮城県、新潟市、熊本市、宮崎県	B	地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	児童自立生活援助事業における職員や実施場所の要件等の明確化	①児童自立生活援助事業所(I型) 管理者及び指導員の要件について、施設の設置目的や利用児童の困難さに十分に対応できるような基準を明確化すること、設置の判断基準について、地域の実情に応じて設定可能なよう要綱に明示すること。 ②児童自立生活援助事業所(Ⅰ～Ⅲ型) 事業者が借りた賃貸物件で事業を実施する場合(里親宅以外)、実施可能とする本体施設等からの距離や時間等の基準を具体的に明示すること、措置費として支弁可能な家賃の上限を明確化すること(地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアも同様)	こども家庭庁
369	横浜市 重点25	高崎市、藤岡市、さいたま市、川越市、上尾市、神奈川県、新潟市、福井市、佐久市、小牧市、大阪市、三原市、高知県、佐世保市、熊本市	B	地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	×	産後ケアに含まれる保育的支援の位置付けの明確化等	支援を必要とする全ての方へ、安全と質が確保された産後ケアを提供するため、実情を踏まえた具体的な人員配置基準及び産後ケアにおける乳児保育の扱いを明確に示すことを求める。	こども家庭庁
370	大分県	盛岡市、ひたちなか市、小牧市、広島市、砥部町、熊本市、宮崎県、九州地方知事会	B	地方に対する規制緩和	12.その他	○	×	×	年度末に受け入れた企業版ふるさと納税の基金への積立てを翌年度予算で可能とすること	企業版ふるさと納税を基金に積み立てる場合に、決算剰余金での積立てを可能とするよう要件の見直しを求める。	内閣府
371	酒田地区広域行政組合	ひたちなか市、豊橋市	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	×	×	○	ごみ溶融スラグを再生資源とする等取扱いの見直し	一般廃棄物の焼却溶融処理で生成される砂状のごみ溶融スラグを、廃棄物扱いではなく、資源有効利用促進法上で利用を促進される再生砂と同様の扱いとしてほしい。	環境省
372	北九州市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、三重県、大阪市、堺市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市	宮城県、東京都、豊橋市、愛知県、和歌山県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎市、宮崎市、鹿児島市	B	地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	○(3)	×	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する全国共通の施設台帳システムの構築	自治体間の情報連携体制構築、各自治体で負担する改修等費用の削減、適切な許可事務の運用による健康被害発生防止、電子申請推進・変更届省略による事業者の事務負担軽減のため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「薬機法」という。))に関する全国共通の施設台帳システムを構築していただきたい。当該システムには台帳機能だけでなく、申請、届出、報告、オープンデータ、監視指導、事件事故情報共有、自治体間での許可施設情報連携等必要な機能を実装していただきたい。	厚生労働省
373	北九州市	—	B	地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	○(3)以外	○	学びの多様化学校における授業のオンライン配信・出席扱いの柔軟化	学びの多様化学校の生徒がやむを得ず登校できない場合に、自宅等で授業のオンライン配信を受講することや、これを出席扱いとすることを認めること。	文部科学省
374	大町市	えりも町、花巻市、ひたちなか市、高崎市、寒川町、半田市、尾張旭市、城陽市、芦屋市、鹿児島市	B	地方に対する規制緩和	12.その他	○	○(3)	○	市町村が行う近傍土地価格に係る証明事務の廃止	「税務システム標準仕様書への準拠」(以下「標準化」という。))により、市町村のシステムから地方税法第422条の3に基づく価格通知の帳票を出力する機能がなくなり、通知は完全オンライン化される。(令和7年度末、一部間に合わないベンダーあり) これまで市町村は、登記官による価格認定事務を補完するため、「慣例」として近傍土地価格の通知を紙媒体で交付してきた。標準化により、オンライン化されるにもかかわらず、法務局との協議の中で、依然として、登記官による価格認定事務を補完するため、「慣例」として近傍土地価格の通知を紙媒体で交付を求められている。登録免許税法施行令附則第3項に基づき、登記官が自らの責任で不動産価額を認定する運用を徹底し、慣例に行われてきた市町村への「近傍土地価格の選定、紙媒体による証明要求」を廃止することを求める。	法務省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
375	塩尻市	北海道	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	×	×	災害記録写真等の活用促進に向けた著作権法上の複製・公衆送信要件の見直し	著作権法第31条第2項等の規定に基づく公表された著作物の複製・公衆送信に関して、図書館設置者等の判断でも可能となるよう要件の緩和を求める。 また、災害記録写真等の全部を公衆送信できるよう著作権法施行令第1条の5の改正を求める。 著作権法第31条第2項の改正 …の求めに応じ、又は設置者が定める基準に基づき、当該図書館等の長が指定するところにより、その調査研究の用… 著作権法施行令第1条の5に第5号を追加 五 絶版等資料 ※絶版等資料と記載するかどうかは文化庁との調整の中で検討を行いたい。	文部科学省
376	城陽市	豊田市、高知県	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○	×	×	議決条例及び議決予算に係る送付事務等の廃止	地方自治法における議決条例及び議決予算の地方公共団体の長への送付については、廃止するよう求める。	総務省
377	指定都市市長会、久留米市、大野城市、篠栗町、粕屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、広川町	花巻市、ひたちなか市、福井市、小牧市、寝屋川市、和歌山市、岡山市、都城市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	×	○	マイナンバー情報連携の活用により乳児等通園支援事業における税情報等の取得を可能とすること	乳児等通園支援事業における税情報等の取得を情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)により可能とすることを求める	こども家庭庁、デジタル庁、総務省
378	指定都市市長会 重点21	宮城県、横須賀市、新潟市、大阪府	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	×	×	マンションの再生等の円滑化に関する法律第25条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等	マンションの再生等の円滑化に関する法律第25条第1項において、マンション再生組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならず、同条第2項において、都道府県知事は当該届出を受けて、当該理事長の氏名及び住所を公告しなければならずと規定されている。しかし、個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。また、当該法律に限らず横断的な見直しを求める。	内閣府、国土交通省、その他住所の告示等が規定されている法令の所管府省庁
380	米子市	宮城県、福井市、名古屋市長会、小牧市、和歌山市、岡山市、高松市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	×	○	就学後の児童の健康診断に係る実施期限の基準緩和	学校保健安全法施行規則に“毎年六月三十日までに行うもの”と明記されている小学生及び中学生の健康診断の実施期限について、項目によって実施期限を伸ばせるよう基準の緩和を求める。	文部科学省
381	栄村	北上市、筑西市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	○	×	○	スポーツ基本法におけるスポーツ推進委員の委嘱に係る義務規定の見直し	スポーツ基本法第32条第1項において、市町村の教育委員会は「スポーツ推進委員を「委嘱するものとする。」と規定されているが、「委嘱することができる。」とするよう見直しを求める。	文部科学省
382	栄村	筑西市、小平市、横浜市、寝屋川市、羽曳野市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	○	○(3)以外	○	「周知の埋蔵文化財包蔵地」における事前の届出についてGISを活用して行えるシステムの構築	文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」における事前の届出について、GISを活用した届出が行えるシステムの構築を求める。	文部科学省
383	栄村	ひたちなか市長会、さいたま市長会、相模原市長会、半田市、枚方市長会、寝屋川市長会	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	○	○(3)	×	子ども・子育て支援交付金の申請事務の簡素化・効率化	子ども・子育て支援交付金の申請事務に使用している支援金システムについて、既存のMicrosoft Accessを使用した申請システムから市町村の執務環境に依存せず、かつGUIを意識した新たなシステムの構築(クラウド等インターネット上で作業できる仕組みの構築等)を求める。	こども家庭庁
384	都城市	宮城県、福島市長会、福沢市長会、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	×	×	建築基準法第89条に規定する工事現場での確認の表示等における「建築主」に係る氏名表示の見直し	建築基準法第89条に規定する工事現場における確認の表示等において、「建築主」の氏名の表示を苗字のみ又はイニシャル等の表示で行うことを可能とすることを求める。	国土交通省
385	横浜市長会	ひたちなか市長会、さいたま市長会、川崎市長会、茅ヶ崎市長会、小牧市長会、大阪市長会、宮崎市長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○	×	×	私立保育所について子ども・子育て支援法の不正利得の徴収に関する罰則規定は私立保育所に対しては適用されず、民法に基づく利息請求にとどまり、施設類型により差が生じている。他の施設種別との公平性の確保のため、また、給付費の不正受給に対する抑止効果が期待できるため、私立保育所にも同等の制度整備を求める。	子ども・子育て支援法の不正利得の徴収に関する罰則規定は私立保育所に対しては適用されず、民法に基づく利息請求にとどまり、施設類型により差が生じている。他の施設種別との公平性の確保のため、また、給付費の不正受給に対する抑止効果が期待できるため、私立保育所にも同等の制度整備を求める。	こども家庭庁

(2)関係府省庁における予算編成過程での検討を求める提案(30件)

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
52	村上市	新発田市	B 地方に対する規制緩和	07.産業振興	×	×	○	洋上風力発電を電源立地地域交付金の交付対象に追加	洋上風力発電を電源立地地域交付金の交付対象に追加すること	経済産業省
82	相模原市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、熊本市	宮城県	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	×	×	土地区画整理事業における組合等区画整理補助事業における採択基準の緩和	産業系用途の土地区画整理事業を対象として、組合等区画整理補助事業の採択基準である、土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、広場、公園、緑地、河川等公共の用に供する土地の面積合計が施行地区の面積のおおむね25%以上とされている基準を緩和してもらいたい。	国土交通省
89	仙台市、札幌市、宮城県、石巻市、白石市、角田市、登米市、大崎市、蔵王町、涌谷町、美里町、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市	青森市、花巻市、伊勢崎市、館林市、八王子市、三重県、四日市市、寝屋川市、安来市、笠岡市、久留米市、大野城市、大村市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	保険者努力支援制度におけることも医療費助成の評価指標の見直し	国民健康保険の「保険者努力支援制度」において、ことも医療費の自己負担無償化や軽減措置を講じる自治体の配点が低くなる現在の評価指標を見直すこと。自治体による独自の少子化対策や福祉施策が、国民健康保険制度運営上の評価において不利益を被ることのないよう、適切な評価体系へと改善すること。	厚生労働省
91	仙台市、札幌市、白石市、岩沼市、蔵王町、涌谷町、美里町、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、福岡市	三重県、大阪市、枚方市、高知県、長与町、鹿児島県	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	×	○	地域少子化対策重点推進交付金に係る所得要件の撤廃又は緩和	地域少子化対策重点推進交付金の「結婚・妊娠・子育ての相談機会の提供・支援プログラム(旧結婚新生活支援事業)」について、夫婦の世帯所得額が500万円未満とされている所得要件を撤廃又は緩和すること。	子ども家庭庁
92	仙台市、札幌市、白石市、富谷市、蔵王町、涌谷町、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市	盛岡市、奥州市、佐野市、石川県、綾部市、兵庫県、刈粟市、大村市	B 地方に対する規制緩和	10.運輸・交通	×	×	○	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助におけるラストワンマイルへの支援の新設	「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」における、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金(以下「フィーダー補助」とする。)の対象系統に接続する系統についても、補助対象とすることを求める。	国土交通省
99	愛知県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、名古屋市、静岡市、浜松市、全国知事会	盛岡市、宮城県	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	×	○	地域未来交付金における広域リージョンとして実施する事業の上限数の撤廃	地域未来交付金の「広域リージョンとして実施する事業」に係る申請可能な事業数について、以下2点の上限撤廃を求める。 ①各広域リージョンの枠組みで申請できる事業数を1自治体につき「3件まで」とする上限 ②1広域リージョン当たりの申請可能な事業数を「5件まで」とする上限 なお、各広域リージョン当たりの交付上限額については、現行どおり維持することを前提とし、件数上限のみの撤廃を求めるものである。	内閣府
118	旭川市、三重県	えりも町、岩手県、石川県、大村市、熊本市、宮崎市	B 地方に対する規制緩和	10.運輸・交通	×	×	○	地域間幹線系統の補助制度の改定	地域間幹線系統の補助制度について、現在の国の制度は、全区間通して3往復以上運行することが補助要件となっている。地域間幹線系統が長大路線となる傾向にある地域では、補助要件を満たすために、路線設定において効率的ではないケースも見受けられる。運転手不足の状況下で、適切な路線再編を進める観点から、一部区間を運行する便も含め地域間幹線系統とみなされるよう制度の見直しを行っていただきたい。	国土交通省
136	宮城県、北海道東北地方知事会、仙台市、白石市、大崎市	北海道、盛岡市、茨城県、川崎市、高知県	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	×	×	×	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)及び後継交付金に係る運用等の見直し	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)は各年度の事業計画に基づいて毎年度交付されるため、不用額が発生している。 また、令和7年度は交付額の8割が国の繰越予算が割り当てられ、繰越手続きに支障が生じた。 来年度の交付金の運用、あわせて、今後、後継交付金の制度設計を行う際には、PPAIによる太陽光発電設備の導入や施設のZEB化は複数年工事が必要な事業であることから、交付金を最大限活用できるよう、自治体による基金での運用を認めるなど改良を求めるもの。	環境省
137	宮城県、青森県、岩手県、仙台市、白石市、角田市、秋田市、神奈川県、新潟県	盛岡市、八王子市、京都府、大阪府、堺市、和歌山県、高松市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	×	×	×	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金に係る耐荷重要件の撤廃	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業)(以下「ペロブスカイト補助金」という。)における耐荷重要件を撤廃すること。	環境省
139	流山市	浜松市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	短期入所生活介護における訪問看護療養費や訪問診療等の算定方法の見直し	短期入所生活介護における訪問看護療養費や訪問診療料等の算定に疾患や日数等の規定があることについて、看取り期にある患者の受け入れを妨げる要因となっているため、算定要件の見直しを求める。	厚生労働省
141	川口市	花巻市、さいたま市、銚子市、松戸市、厚木市、新潟市、富士宮市、名古屋市、豊橋市、豊中市、姫路市、安来市、笠岡市、高松市、松山市、新居浜市、佐世保市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	×	○	マイナンバーカード交付事務に係る職員人件費を補助対象に加えること	マイナンバーカード交付事務に關し職員人件費を補助対象に加えるとともに、補助金については全て実支出額とすることを求める。	総務省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
202	福井県、神奈川県、三重県	岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、高知県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	○	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の制度の簡素化と現物支給への見直し	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、患者年齢・収入ごと、および月ごとの医療の状況によって助成の対象かどうか、助成額をどう計算するのか、多くの場合分けがある。また、現状、高額療養費算定基準額を超えた月が助成月を含め過去2年間で2月以上ある場合、高額療養費算定基準額を超える2月以降の医療費について、外来医療の場合は、患者からの申請に基づき、患者の自己負担額が1万円となるよう都道府県が償還額支払いで助成しているところ、ある一定の金額(例えば収入に応じて1万円など)を超えた場合は対象とするなど、制度を簡素化し、さらに外来医療に係る医療費に対する助成についても窓口支払いを一定額までとする現物給付とする。	厚生労働省
214	鹿児島市	さいたま市、小牧市、大阪府、寝屋川市、熊本市、宮崎市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	子ども・子育て支援法に基づく認定こども園の公定価格の見直し	認定こども園の公定価格について、1号認定と2・3号認定の利用定員に乖離がある施設において1号認定と2・3号認定の基本分単価に生じる不合理な差の是正(単価設定の見直し)を求める。	こども家庭庁
219	兵庫県、相生市、川西市、加東市、市川町、香美町	—	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	×	生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)の貸付業務における費用負担の偏在是正	生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)の貸付事務費の負担について、貸付事業に要する貸付資金の負担と同様に、都道府県と指定都市が負担すること	厚生労働省
224	兵庫県、北海道、岩手県、宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、滋賀県、京都府、神戸市、芦屋市、相生市、川西市、加東市、播磨町、市川町、香美町、岡山県、熊本県	石川県、岐阜市	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	×	×	×	災害救助法における「救助」の対象範囲の拡大	災害救助法における「救助」の種類のうち「学用品の給与」「教育」または「学びの確保」等として、対象となる内容として「学用品の給与」に加え「被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)を活用した児童生徒の学びの継続に必要な応急的教育活動」を対象となるよう、救助範囲を拡大すること。	内閣府、文部科学省
238	島根県、山形県、全国知事会、中国地方知事会	北海道、岐阜県、岐阜市、滋賀県、兵庫県、高知県	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	×	×	×	災害救助事務取扱要領に定めるDMAT等の活動内容のうち求償対象となる活動の拡大	災害救助事務取扱要領に定めるDMAT及びDPA等の活動内容に関して、求償の対象となる活動の拡大を求める。	内閣府
250	横浜市	富士市、寝屋川市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	医療施設等耐震整備事業の補助要件の見直し	医療施設等耐震整備事業における補助対象病院の拡大と基準面積及び基準単価の引上げを行うこと。	厚生労働省
257	横浜市、三重県	岩手県、いわき市、群馬県、さいたま市、千葉県、川崎市、高知県、佐世保市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	×	特定医療費助成及び小児慢性特定疾病医療費助成の負担上限月額算定で非課税者上限月額の統一並びに非課税所得を算定の対象外とすること	特定医療費助成及び小児慢性特定疾病医療費助成の非課税者の負担上限月額の統一化及び算定項目の簡素化をすること。	厚生労働省
258	横浜市、仙台市、さいたま市、千葉県、川崎市、名古屋北九州市、福岡市、熊本市	越谷市、戸田市、久喜市、見附市、羽曳野市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	○	高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施に係る特別調整交付金に係る補助要件の緩和	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるため、特別調整交付金の補助要件を緩和すること(医療専門職に加え、事業の調整等を担う事務職を追加)。	厚生労働省
264	埼玉県、栃木県、さいたま市、川口市、越谷市	北海道、横須賀市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	×	障害者支援施設等の入居者の看取りに関する看取り加算及び標準的な手続の設定	(1)介護保険同様、看取り加算などの報酬上の評価を行うこと。 (2)障害者支援施設等の入居者が住み慣れた場所まで最期を迎えることができるよう、看取りに関する標準的な手続を定めること。	厚生労働省
271	奈良市	川崎市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○	×	○	子ども・子育て支援施設整備交付金の国費予算財源の現年度化	子ども・子育て支援施設整備交付金に対する国費予算財源に当初予算のみ活用するよう見直しを求める。	こども家庭庁
280	松山市	花巻市、いわき市、日立市、厚木市、新潟市、富士宮市、豊橋市、寝屋川市、尼崎市、安来市、東広島市、高松市、新居浜市、佐世保市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○	○(3)以外	○	マイナンバーカード及びその電子証明書の更新等の手続を住民自ら行える環境の整備	マイナンバーカードや電子証明書の発行、更新、券面変更などの手続を銀行のATMやスーパーのセルフレジのように、機械ですべて完結できるようにすること(最終的にはスマホで完結できるようにすること)を求める。機械ですべて完結できない場合、上記手続に係る一連の業務をJ-LISに委託可能とし、国が設置した機械において、J-LIS職員やAI等が遠隔で本人確認等を行う環境を整備すること。上記対応が困難であっても、カードの新規発行時に対面して本人確認を行っているため、少なくともカードや電子証明書の更新時における本人確認をJ-LISに委託可能とできるのではない。	デジタル庁、総務省
285	指定都市市長会	いわき市、大田原市、越谷市、豊橋市、寝屋川市、田原本町、和歌山市、香川県、高松市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	×	×	○	所有者不明土地建物管理制度における供託金相当額の拠出等による予納金負担の軽減	所有者不明土地建物管理制度の利用によって供託金が発生した場合、国庫に帰属する前に、その同額の国費を国で創設する基金に拠出する等、市町村が所有者不明空き家・空き地の解消のために本制度を利用する際に必要となる予納金に充てることができる仕組みを設けること。	法務省、国土交通省
292	富山県、福島県、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、射水市、上市町、立山町、入善町、日本創生のための将来世代応援知事同盟	北上市、茨城県、高崎市、伊勢崎市、相模原市、島根県、高知県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	×	○	「放課後児童健全育成事業」に係る補助基準額の改善	こども家庭庁の放課後児童クラブへの国庫補助事業「放課後児童健全育成事業」について、構成する児童が19人以下の補助基準額の改善(20人以上の基準額と均衡のとれた水準への改善)	こども家庭庁
310	指定都市市長会、宮城県、白石市、富谷市、涌谷町	岩手県、盛岡市、佐野市、石川県、小野市、大村市	B 地方に対する規制緩和	10.運輸・交通	×	×	○	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金における交通不便地域の条件の見直し	「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」における、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金(以下「フィーダー補助」とする。)の補助対象事業の基準として規定される、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の条件である「半径1キロメートル以内」にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存在しない集落、市街地」について、「1キロメートル以内」の妥当性を検証し、必要に応じた見直しを求める。	国土交通省
315	指定都市市長会	秋田市、福井市、小牧市、東海市、奈良県、田原本町、長与町、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	×	×	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令等における「学級数に応ずる必要面積」の見直し	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現するため、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第七条及び公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目において、「学級数に応ずる必要面積」の見直しを求める。	文部科学省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁
			区分	分野						
318	指定都市市長会	—	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	×	×	×	水道水源自動監視施設整備事業に対する交付金の交付要件の緩和及び明瞭化	24時間365日の監視は必要ないが特定の季節における監視の重要性が高い水質項目について水道水源自動監視装置の整備を交付対象とすることや、既存設備の更新であっても複数の水道事業者による共同の水質の自動監視が可能となるような設備改良は交付対象とすることなど、交付要件の緩和及び明瞭化を求める。	国土交通省
325	指定都市市長会	花巻市、さいたま市、松戸市、厚木市、富士宮市、豊橋市、豊中市、姫路市、安来市、笠岡市、高松市、新居浜市、久留米市、佐世保市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	×	×	マイナンバーカード交付事務費補助金の補助対象要件の緩和	マイナンバーカード交付等に従事する正規職員の人件費を、マイナンバーカード交付事務費補助金とするよう要望する。マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱の「報酬、給料、共済費については、会計年度任用職員及び任期付き職員へ支給されるものに限る。」という規定を削除する又は臨時交付窓口の補助対象経費の箇所に正規職員の報酬、給料、共済費を追加することで、正規職員の人件費が対象となるよう要望する。	総務省
353	鹿児島県、福島県、全国知事会	盛岡市、宮城県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	○	×	○	間接補助事業を設置する際の地方自治体の事務負担の軽減	国の新たな間接補助事業の設置に当たっては、補助金事務を執行する都道府県や市町村が必要な職員配置をできるスキームとしていただきたい。	財務省、農林水産省
367	大阪府、福島県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、全国知事会	北海道、滋賀県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	×	○	「社会的養護処遇改善加算」の算定対象の拡大(里親支援センター従事職員の追加)	令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉施設として里親支援センターが新設されたが、社会的養護処遇改善加算の対象外となっている。里親家庭の支援において、虐待を受けた子どもや障害のある子どもなどを受託している里親への助言や支援、または子ども自身への支援を行うことは多々あり、里親支援センターにおけるレスパイト・ケアの体制を整えることも求められている状況であることから、里親支援センターの職員についても、当該加算の対象とし、支援の充実を図るよう求める。	子ども家庭庁

(3) 内閣府と関係府省庁との間での調整の対象としない提案 (31件) (※)

(※) 提案募集の対象外である提案や具体的な支障事例が改めて示された場合等に検討の対象とする提案

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
11	関西広域連合	×	×	×	広域行政ブロック単位の広域連合は、都道府県域を超える広域ブロックの行政を担うものであること法制化を求むる。	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」(各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合をいう。以下同じ。)は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を超える広域ブロックの行政を担うものであること法制化を求むる。	広域行政需要に適切かつ効果的に対応するだけではなく、国からの権限移譲の受入体制をも整備するという広域連合制度の趣旨にもかかわらず、当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は存在しない。提案募集方式においても、当広域連合の提案で国の事務・権限の移譲が実現した事例は皆無である。 過去の当広域連合提案においても、全国一律である必要がある、一部地域のみには移譲できない、として事務・権限移譲を認めないとするなど、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 このため、構成団体からの事務持ち寄りや国出先機関の「丸ごと移管」を車の両輪として広域ブロックの課題を自らの意思と責任で解決していくことを目指し、平成22年に設立された当広域連合は、未だに本来のスタートラインに立つことができていない。あわせて、国においては、国際社会における国家としての存立にかかわる事務をはじめとする国が本来果たすべき役割に重点化できていない状況が続いている。 現行の法制では「国→都道府県→市町村」という行政体制が確立されており、国と地方の役割分担の中で広域ブロック単位の行政主体の存在が全く顧慮(オーソライズ)されていないが、提案募集方式において国からの権限移譲実現事例が規制緩和と実現事例と比べて大幅に少ないことに見られるように、府省が権限移譲に対して積極的ではない中で、広域連合制度の趣旨を実現するには、まず、広域行政ブロック単位の広域連合の役割のオーソライズが欠かせないものと考えられる。これに関して、第34次地方制度調査会において、国・都道府県・市町村間の役割分担等について諮問がなされており、国においても行政体制の在り方を見直す必要性を認識されているものと考えられる。 また、昨年9月に国において、都道府県域を超えた官民連携の取組を「広域リージョン連携」と位置付け、交付金等で支援する方針が示されたことを受け、関西を含め全国各地で7つの広域リージョンが宣言を行っている。こうしたことから、都道府県の枠を超えた広域単位で一体的に取り組みむことにより相乗効果を生み出す、当広域連合のような広域行政ブロック単位の広域連合が果たす役割の重要性が益々高まっていると考えられる。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
12	関西広域連合	×	×	×	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求むる。あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとするの明確化を求むる。	国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求むる。あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとするの明確化を求むる。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(同法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。 このため、要請権を行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることに關する構成団体の合意形成、広域連合規約の変更(全構成団体議会の議決が必要)等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されることのみで、処理スキームは全く整備されておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。 このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く釣り合っておらず、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見出せなく、徒労に終わる可能性があることから、活用しづらい制度となっている。 一方で、昨年9月に国において、都道府県域を超えた官民連携の取組を「広域リージョン連携」と位置付け、交付金等で支援する方針が示されたことを受け、関西を含め全国各地で7つの広域リージョンが宣言を行っている。こうしたことから、都道府県の枠を超えた広域単位で一体的に取り組みむことにより相乗効果を生み出す、当広域連合のような広域行政ブロック単位の広域連合が果たす役割の重要性が益々高まっていると考えられる。	令和7年に類似の提案があり、関係府省庁と協議したものの協議決定に至らず、本提案においてその後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。また、新たに追加された提案内容(「求める措置の具体的内容(後段部分)」についても、広域連合から国への要請が行われておらず、制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため。
13	関西広域連合	×	×	×	広域連合制度において国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区(仮称)」及び「実証実験要請権」の導入	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区(仮称)」の導入を求むる。 あわせて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」の導入を求むる。	当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は未だ存在せず、制度創設時、国が地方に権限を移譲したがいらない実情から見て非常に楽観的な制度設計であると危惧されたとおりになっている。 過去の当広域連合提案でも、地方分権特区(仮称)の具体的な姿の一つとして、高等教育機関及び就職先となる企業に関する国の権限移譲等6項目を総合的なパッケージとして提案した「職業人材活躍特区(仮称)」のうち、1項目について「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの、その内容は、移譲後に当広域連合が実施を予定していた事項を所管府省において実施するため権限移譲は認めない、とするものであった。このことから、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 移譲の可否を机上で検討するだけでは、移譲に伴う危惧を列挙して移譲不可の結論を導くことは容易であり、現行制度には移譲の可否を客観的に検証できる具体的手段が欠如している。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
39	袖ヶ浦市、成田市	○	○(3)	×	マイナンバーカード更新の完全オンライン化	<p>マイナンバーカードの更新を汎用的な電子申請フォーム等を活用することにより、本人の来庁を不要とする完全オンライン化を許容するよう提案する。個人番号カードの交付については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項及び同施行令第13条第4項に基づき、交付申請者に対し、出頭を求め交付するものとされている。</p> <p>また、施行令第13条第4項ただし書にて、(いわゆる經由地市町村方式による交付である。)住所地市町村が指定する場所に出頭したときには、住所地市町村の事務所に出席することなく個人番号カードを交付することができることとされている。</p> <p>さらに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条では、「申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。」とされている。</p> <p>上記に加え、第6条第4項では「申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。」とされている。</p> <p>ここで、現在有効な署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書が格納されている個人番号カードを所持する者に限り、施行令第13条第4項で定める「住所地市町村が指定する場所」として、「相手方の電子情報処理組織」を指定し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第17条第1項第6号の規定に基づく主務大臣認定事業者に署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者(SP事業者(例:xD株式会社))を通じて必要な事項を入力し、当市で審査のうえ、個人番号カード交付事務処理要領等の規定上の支障がなければ郵送等により本人の住所地に対して個人番号カードの交付を行うことができると考えるため、既存の枠組みを用いてマイナンバーカードの更新を本人の来庁を求めることなく完全にオンラインで完了させる方法を許容するよう提案する。</p>	<p>令和7年度は制度開始10年を経過したことによるマイナンバーカード更新が急増し、当市の手続件数はそのうち半数以上がカード更新(2015年にカードを取得した者の更新)である。</p> <p>また当市では株式会社トラストバンクのLoGoフォームを用いた電子申請を推進しており、制度主旨を損なわない形で行政業務の簡素化の観点から求める措置の具体的な内容に記載した手法を提案する。</p>	<p>令和6年に類似の提案があったが、関係府省庁より、「なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている」等の見解が示されており、本提案において、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。</p>

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
40	袖ヶ浦市	○	×	×	マイナンバーカード追記欄の廃止	マイナンバーカードの追記欄への追記の契機を氏名・生年月日・有効期限変更のみとし、住所変更時の追記を廃止したい。 提案の概要は以下の通り。 マイナンバーカードの追記欄は基本4情報や有効期限の変更があった場合にインクリボンやインクジェットを用いた専用のプリンターによる印字か、職員による手書きで追記を行っている。 現行のマイナンバーカードの追記欄は4行であることから、氏名の変更・生年月日の変更・有効期限の変更時のみを追記の契機とし、住所変更時は追記を行わないものとする。 金融機関等に住民がマイナンバーカードを本人確認書類として提示する場合は、カードを読み取ることでより実施するものとし、現行の単に券面に記載された住所を視認する運用を改めるものとする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第8項において、「8 第六項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第十一項において「住所地市町村長」という。)に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。」とされていることから、転入届や転居届出時にマイナンバーカードの追記欄へ住所等の追記を行っている。(以下、追記処理という。) 追記処理は職員による手書きまたはカード券面にインクリボン等を用いて印字するプリンターにより記載するが、マイナンバーカードの発行拠点によって追記欄の凹凸が著しく異なるなど、記載が困難であるものが多数存在する。 印字の薄さや手書き記載により金融機関等の民間の提出先において本人確認書類として認められない事案が多数発生しており、住民生活に支障をきたしている。	令和5年に類似の提案があったが、関係府省庁より、「券面の氏名、生年月日、住所、顔写真の記載については、現在、官民の様々な場面において、カードが対面での本人確認書類として利用されており、その際必要な情報となる」等の見解が示されており、本提案において、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
42	袖ヶ浦市、成田市	○	×	×	住民票の写し等の証明書発行につき第三者による発行を原則禁止	住所が記載される証明書(住民票の写し、戸籍の附票の写しなど)の発行制度を原則廃止し、本人及び同一世帯員からの証明書請求以外は認めない制度の構築を提案する。 提案の概要は以下の通り。 証明書の発行は本人または本人と同一世帯の者へのみ認め、委任状による第三者への交付を一切認めない。 証明書の提出先が行政機関・司法機関の場合は、情報提供ネットワークシステムを利用した情報提供・情報照会または公用請求により提出先となる機関が取得する。 証明書の提出先が金融機関等の場合は、本人のマイナンバーカードのICカードを読み取る等により確認を行うことを原則とし、本人に証明書を求めない。ただし、本人がマイナンバーカードを所持していない場合は、提出先の金融機関等が直接市区町村に対し証明書を取得する。 自己の権利を行使または義務を履行する者については、現行制度通り正当な権利または義務を示す契約書等を市区町村に対し示したうえで請求を行うものとする。	住民基本台帳に係る支援措置申出制度(以下、単に「支援措置」という。)が創設され約20年が経過した。制度開始当初は本制度の意義は十分にあったと思料しているが、20年が経過し多くの市区町村で支援措置対象者が増加するとともに相手方(加害者)へ被害者情報を誤って通知してしまうミスが多発している。これは複数人チェックが機能していないことも原因だが、制度そのものにも以下の原因があり、誤りを誘発する制度の仕組みとなっている。 具体的には、全ての支援措置情報のやり取りは紙面または電話によるやり取りのみ。1年ごとに更新するため、手続き件数が非常に多い。通常数か月で支援措置対象者の状況が変わる場合は限られており、対象者は増加する一方にある。現行制度上債権者や特定事務受任者への支援措置対象者の住民票の写しの発行を行わなければならない。の4点が挙げられる。よって、住所が記載される証明書(住民票の写し、戸籍の附票の写しなど)の発行制度を原則廃止し、本人及び同一世帯員からの証明書請求以外は認めない制度の構築を提案する。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
43	袖ヶ浦市	○	×	×	戸籍事務に係る財政の平準化	戸籍事務に係る全ての費用を補助金により市区町村へ交付することを提案する。 提案の概要は以下の通り。 基準収入需要額の算定項目における「戸籍数×〇円」に相当する額を全ての市区町村に対し補助金として交付する。	戸籍事務は第一号法定受託事務として、全国一律の統一的執行が求められている。 また、戸籍情報は、数世代に渡り日本国民の親族関係を公証するのみならず、日本国籍を有していることを証明するものである。 一方で、地方交付税措置により一部の財政的措置が講じられているが、地方交付税不交付団体には何ら財政的措置がなく、著しい不平等が生じている。 戸籍情報は、マイナンバー制度や広域行政サービスを支える国家的基盤として活用されている。そのため、市区町村が必要とする経費については、市区町村ではなく国が主体的に責任を負う枠組みを明確化することが、地方自治の本旨および制度の持続可能性の観点からも合理的である。	予算事業の新設提案であり、提案募集の対象外として整理されたため。
51	村上市	×	×	○	辺地に係る総合整備計画の策定において「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第1条」の人口要件を50人以上から、実態に即した要件への緩和を求める。	全国的に人口減少が加速する中、地域間格差の是正を目的とした「辺地に係る総合整備計画」において、辺地値の活用を検討する事例がある。しかし、現行制度では辺地の要件として「人口50人以上」という基準が設けられているため、辺地度数が100点以上であっても、人口要件を満たさないことを理由に対象外となり、辺地値を活用できない集落が存在する。 今後、さらなる人口減少が予測される中、現状の制度では本来、支援を必要とする集落が制度の対象外となり、地域間格差の是正という辺地値の目的を果たせなくなってくる。については、現状の実態に即した支援を可能とするため、人口要件(50人)の緩和等の見直しを求めるものである。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。	
54	村上市	×	×	○	地方を支える地方交付税制度	普通交付税の基準財政需要額の算定においては、人口密度に加え、集落の分散状況や行政区画の広大性といった地域の実情が適切に反映されるよう、新たな補正制度の導入を図る必要がある。あわせて、現行の人口密度補正及び経常態容補正についても、補正率や対象費目の拡充を図り、実態に即した算定となるよう見直しを求める。	当市においては、人口減少が急速に進行しており、収収が減少する一方で、高齢化の進行に伴う福祉・医療需要の増加などにより、人口減少下においても行政需要はむしろ拡大している。このため、持続可能な行政運営の確保が大きな課題となっている。特に、若年人口の減少に伴う地域経済の縮小や担い手不足の進行により、従来と同様の行政サービス水準を維持することが困難となりつつある。 こうした状況に加え、当市は面積が広大で集落が広く分散していることから、道路・除雪等のインフラ維持、福祉・医療サービスの提供、行政サービスの展開において、人口規模に比べて著しく高いコストを要する構造となっている。すなわち、人口が減少しても行政コストは比例して減少するものではなく、むしろ一人当たりの負担は増大する傾向にある。 地方財政は、普通交付税をはじめとする地方交付税制度を基幹として成り立っており、当市のように人口減少が進む自治体においては、その重要性は一層高まっている。しかしながら、現在、普通交付税の基準財政需要額の算定においては、一部の費目に入人口密度に応じた補正が講じられているほか、本庁と支所間の距離について経常態容補正として考慮されている費目があるものの、その対象や補正率は限定的であり、面積の広さや集落の分散性といった実態を十分に反映したものとはなっていない。 このため、人口減少と地理的条件が複合的に影響する当市のような自治体においては、行政運営の持続性を確保するための制度的対応が不可欠である。具体的には、人口密度に加え、集落の分散状況を考慮した補正制度の導入並びに補正率の引上げ、さらに当該補正の適用範囲の拡大を図ることにより、実態に即した基準財政需要額の算定が行われるよう見直しを求めるものである。	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外として整理されたため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由	
64	江戸川区	○	×	○		少額随意契約の基準額の引上げについて	指定都市を除く市区町村における工事又は製造の請負に係る少額随意契約の基準額を、指定都市並みに引き上げること。	近年、資材価格高騰等の建設業界を取り巻く環境変化が著しく、公共工事における契約金額は大きく上昇しており、そのような背景から、令和7年4月1日施行の改正自治令により市区町村の基準額が引き上げられました。しかしながら、少額随意契約が可能な工事等については、近年の資材価格高騰等の建設業界を取り巻く環境変化をさらに踏まえる必要があること、また、そのような建設業界の影響を受けることに関しての自治体規模による差はないことから、指定都市を除く市区町村における工事又は製造の請負に係る少額随意契約の基準額をさらに見直すことが必要と考えます。	平成30年に類似の提案があったほか、地方自治法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第94号)により見直し(引上げ)が行われ、令和7年4月1日から適用(国においても同様)されており、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
102	愛知県、秋田県、全国知事会	○	×	×	男女共同参画による防災・減災に向けた災害対策基本法の改正	災害対策基本法の第15条第5項の改正及び昭和37年10月18日付け消防庁総務課長通達の廃止(災害対策基本法第15条第5項第1号から第4号に基づく防災会議委員については、当該機関の職員のうちから都道府県知事等(地方防災会議の会長)と協議の上、当該指定地方行政機関の長又はその指名する職員を充てることのできるよう改正)	令和7年7月に修正された防災基本計画では、「地方防災会議の委員のうち、いわゆる1号委員に占める女性の割合が高まるよう、関係省庁に周知する」ことが、新たに追加されている。また、第6次男女共同参画基本計画(令和8年3月13日閣議決定)では、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合を30%とする成果目標が掲げられるとともに、具体的な取組として「地方防災会議委員のうち、「指定行政機関の長又はその指名する職員(1号委員)」の選定について、関係省庁に対し、弾力的な女性の登用を促す。【内閣府】」ことが、新たに追加されている。しかしながら、都道府県防災会議の委員については、災害対策基本法第15条第5項各号で定められており、このうち第1号から第4号に基づく委員については、「指定行政機関の長」など職により指定されており、女性がわずか4.8%(1/21人)に留まっている。(第1号は「長又はその指名する職員」となっているが、昭和37年10月18日付け消防庁総務課長通達により、指定行政機関等が所在する都道府県の場合、「長」以外には委員とできない旨の解釈通知があり、「長」以外の職員を指名することができない。)このため、第6次男女共同参画基本計画に基づき、内閣府が関係省庁に働きかけを行ったとしても、災害対策基本法及び通達により、関係省庁が指定地方行政機関の所在する都道府県において「弾力的な女性の登用」に向けた委員選定を行うことはできない。なお、本提案に類似した提案として、令和6年に埼玉県、福島県が提案した「都道府県防災会議の委員に係る要件の見直し(管理番号278)」があり、その対応方針について同年12月24日に閣議決定がされているが、当該閣議決定後に、新たな男女共同参画基本計画が閣議決定されるなどの大きな情勢の変化があったことから、法令及び通達の改正・廃止について、改めて関係省庁における調整を求めるものである。	令和6年にあった類似の提案を踏まえ、都道府県防災会議における女性委員の積極的な登用に向けた通知が発出されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過しておらず、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。	
110	青森県、福島県、北海道東北地方知事会	×	×	○	と畜場法に基づくと畜検査員任命要件の緩和	と畜場法に基づくと畜検査員を都道府県の職員でない獣医師に命ずることができるよう要件の緩和を求める。併せて、食鳥検査で導入されている指定検査機関制度に類する検査制度の導入を求める。	輸出食肉の検査において、国が相手国と協議し定めた取扱要綱等に基づき、国に指名されたと畜検査員(指名検査員)が、と畜検査及び輸出認定施設(と畜場及び食肉処理施設)における衛生管理に対する監視や実施状況の検証を行うこととされている。と畜検査員は、と畜場法第19条で都道府県の職員のうちから命ずることとされており、現行制度では、指名検査員になるためには、都道府県職員であることが必須条件となっている。一方、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査においては指定検査機関制度が運用され、都道府県職員でない獣医師により検査が実施されている。県内では、令和7年5月には、県内初となる対米等輸出食肉施設が認定され、また、新たに対米等輸出を目指す大規模な食肉処理施設を整備する計画(令和11年度目途)が進められている。輸出食肉認定施設においては、国内法に加え、相手国が要求する検査や証明書発行等が上乘せされており、従事する獣医師職員の業務負担が増大している。しかしながら、当県の獣医師職員の確保は極めて厳しい状況が続いており、業務負担の増加や人員の制約が牛肉輸出拡大のボトルネックとなることが大きく懸念される。よって、と畜場法に基づくと畜検査員を都道府県の職員でない獣医師に命ずることができるよう要件を緩和することで、食鳥検査における指定検査機関制度を準用することができ、輸出体制を含めた検査体制を確保することが可能と考える。	令和3年、令和7年に類似の提案があったが、いずれも任命要件の緩和には至っておらず、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。	
121	海南市	×	×	○	相続人不明土地等における筆界特定制度の運営範囲拡大	相続財産管理人が存在しない等の理由により筆界未定となった土地に係る筆界特定制度の運営範囲の拡大	相続財産管理人が存在しない等の理由により管理者が存在しない土地については、土地の境界の確認者が不在のため国土調査事業において筆界未定となり、地図上にも境界(筆界)が表記されず、また、その土地の隣接地も筆界未定として処理されることから、地図上に境界(筆界)が表記されない。隣接土地の所有者として、自己土地も筆界未定となるため、実質的に売買契約が成立しない状況にあると苦情を受けている。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。	

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
147	川崎市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	×	×	×	都市農地の贈与税・相続税納税猶予制度の拡充	畜舎、農業用倉庫や農作業休憩施設等の農業用施設及び農業用施設用地を、贈与税・相続税納税猶予の対象とするよう制度の拡充を求める。 また、市街化調整区域で公共性の高い市民農園、学童農園及び福祉農園として貸し付けた農地を、贈与税・相続税納税猶予の対象とするよう制度の拡充を求める。	【現行制度について】 贈与や相続時の税負担を軽減し、農業継続を確保するため、贈与税・相続税納税猶予制度(以下「納税猶予制度」という。)が設けられており、市街化調整区域内及び生産緑地内の農地が対象となっている。 しかし、農業用施設及び農業用施設用地は、納税猶予制度の対象外となっている。また、市街化調整区域で市民農園、学童農園及び福祉農園として貸し付けた農地も、納税猶予制度の対象外となっている。 【支障事例】 都市農業は、単に農産物を生産するだけでなく、防災空間の確保など多様な機能を担っており、とりわけ都市部においては、都市の安全性や環境の質を支える重要な役割を果たしている。 都市農業においては、市街化が進化する街区の中に点在する狭小農地で生産が行われていることから、畜舎、倉庫、休憩施設等の農業用施設が作業の効率化等のため重要となっている。また、近隣住民の購買の利便を図るため、直売施設を設置するなど、農業者による取組の工夫がなされている。 しかし、これらの農業用施設及び農業用施設用地は納税猶予制度の対象外であることから、農業者の農業意欲ややりがいの低下を招くだけでなく、納税対策としての農地転用を伴う売買等も招き、農地の減少につながっている。 また、市民農園、学童農園及び福祉農園は、所有者が農地を貸し付けることで農地管理の負担が軽減される効果があるとともに、市民の農業への理解促進や健康増進、生きがいづくり、地域交流等の貴重な場となっており、地域から求められる公共性の高いものとなっている。 しかし、市街化調整区域においては、これらの市民農園等として貸し付けた農地は納税猶予制度の対象外であることから、新規開設の支障となっているとともに、所有者が農地管理の負担から農業の継続を断念し、耕作放棄地の発生や他用途への転用を招くなど、農地の減少につながっている。	税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外として整理されたため。
150	川崎市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	×	×	○	消防防災ヘリコプター操縦士における専任機長の安定確保のための支援	専任機長としての乗務要件である機長時間1,000時間に早期に到達できるよう、例えば、国において専任機長を養成する機関を設けるなど、消防防災ヘリコプターの運航団体が操縦士を安定的に確保することを支援するシステム・仕組みの構築を求める。	【現行制度について】 消防防災ヘリコプターを運航する地方自治体は、令和元年に総務省消防庁により制定された、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に基づき運航を行っている。同基準第7条により定められる専任機長の乗務要件として、「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム(令和2年6月15日消防庁広域応援室)」により、1,000時間の機長時間が求められることとなっている。 【支障事例】 操縦士の資格を取得してから、機長時間が1,000時間に到達するには相当の年月を要するため、専任機長を確保することが全国的に課題となっている。消防防災ヘリコプターについては、基準により2人操縦士体制となっており、そのうちの1人は専任機長とされているため、専任機長が不在の場合は、消防防災ヘリコプターの運航ができない状況も想定される。 【補足】 本提案は、専任機長の充足による安定した消防防災ヘリコプターの運航のために、専任機長の乗務要件を早期に満たすことができるような仕組みの構築を求めるものであり、例示として挙げた養成機関の設置等に限定されるものではなく、必ずしも予算事業の新設を求めるものでもない。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
161	神奈川県、横浜市、鎌倉市、小田原市、綾瀬市、二宮町	○	○(3)以外	○	鳥獣の捕獲等の許可等に係る捕獲情報収集システム及び許可証等発行システムの改修に係る追加提案	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律における鳥獣の捕獲等の許可及びそれに伴う事務に係る捕獲情報収集システムの許可証等発行システムについて、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(令和7年12月23日閣議決定)」において「令和10年度中を目途にオンライン申請の仕組みを構築する方向で検討」という方針が示されているところではあるが、県民や県内事業者が当システム上で入力し、都道府県・市町村で統一的に管理し、その申請内容を反映した許可証を出力・交付するのみで事務が完結し、加えて許可証の電子交付も行えるよう電子署名等も含めた機能を具備する必要があると考える。 加えて、電子許可証の実現においては、提示や返納規定についても整備する必要がある。	本県では、指定都市含む33市町村に対して、一部の鳥獣種に係る鳥獣の捕獲等の許可及びそれに伴う事務について移譲している。 許認可等に当たっては、申請者から郵送等の申請に基づき、各市町村がExcelやWordに転記して許可証を作成しているため、転記作業及び内容確認に時間がかかっている。	令和7年の類似の提案に係る対応方針に基づき検討中の内容であり、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
164	京都市	○	○(3)	×	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書について、VCの仕様によるトラストサービスによって請求、交付、第三者への提供、第三者による検証・保管まで、電子的な手段により一気通貫で行うことが可能となるよう法令、要件、ルールを整備するほか、市民及び事業者等が安心して利用できるようサービスの信頼性の観点から国又は公的な機関がサービスのプラットフォームを構築し、提供すること。	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書について、VCの仕様によるトラストサービスによって請求、交付、第三者への提供、第三者による検証・保管まで、電子的な手段により一気通貫で行うことが可能となるよう法令、要件、ルールを整備するほか、市民及び事業者等が安心して利用できるようサービスの信頼性の観点から国又は公的な機関がサービスのプラットフォームを構築し、提供すること。	<p>【現行制度について】</p> <p>住民基本台帳法を根拠とする証明書は、請求者本人に係る最新の基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)のほか、続柄、戸籍、世帯員の異動、住所の履歴等の情報を公に証明する証明書であり、戸籍法を根拠とする証明書は、家族関係や身分関係、本籍地が日本にあることを公に証明する証明書である。どちらも契約手続や相続手続、所有財産の名義変更手続等において官民問わず広く利用されている。利用に当たり、請求者は地方公共団体から交付を受けた証明書を契約等の相手方へ提供し、提供を受けた者は証明書を検証し、保管している。</p> <p>【支障事例】</p> <p>住民基本台帳法を根拠とする証明書は同法において書類として規定されていること等から紙での交付に限定されており、交付以降、提供のための持参や郵送、偽造されていないことの確認による真正の検証の負担が生じている。また、証明書の保管、廃棄を適正に行うことによる負担も生じている。戸籍法を根拠とする証明書は、法令による規制はないため、行政機関の窓口やオンライン上での行政手続において戸籍電子証明書や除籍電子証明書を利用する場合以外についても、自治体において技術的な環境を整えればオンラインによる交付は法令上可能であるが、令和8年3月19日に一般社団法人デジタルトラスト協議会が公表した「データスペースにおけるトラスト 概要と用法、今後の課題」において「デジタル社会を支える基盤として、信頼性を担保するトラストフレームワークの整備は、国家レベルの喫緊の課題」、「特に VC については国内において発行基準の策定が遅れていることが大きな課題となっており、早期のルール整備が必要」と指摘されているように、オンライン交付やその後の活用における真正性、安全性、信頼性の要件が未整理である。市民からすると証明書の交付を受けることは直接の目的ではなく、公証される属性情報の提供までが証明書の仕組みの本質である。そのため、社会全体でデジタルの恩恵を享受するためには、交付だけでなく提供、検証、保管の全ての段階をデジタルで実現すべきである。現在の紙の証明書が極めて高い信頼性を持つのは行政が発行主体である点において担保されているところ、デジタル証明書では発行元だけでなくトラストサービスへの信頼も重要である。これらについて必要な整理やルール整備がされておらず、実現に向けた具体の検討が困難である。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>W3C(World Wide Web Consortium)の規格であるIHVモデルのVC(Verifiable Credentials)であれば個人情報の選択的開示とともに真正性の保証による改ざん防止が可能であり、現にデジタル庁の有識者会議でも属性証明の課題整理が議論されているところである。VCやVCを受け入れるDIW(Digital Identity Wallet)の要件、派生VC等のリスク対策、電子交付された証明書の本人確認や属性証明のうえでの取扱い、他のトラストサービスとの相互承認、相互接続等について社会全体へ説明しつつ整理、検討を進め、必要な法令の改正を行っていただきたい。</p> <p>前述のとおり証明書に求められるのは市民の基本情報の公証であり、そのためには検証とそれに係る仕組み(VDR)が重要であることから、EU諸国において公的機関が運用を担っているように、我が国でも省庁や独立行政法人等の公的な機関がその役割を果たしていただきたい。</p>	令和7年の類似の提案に係る対応方針に基づき検討中の内容であり、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
165	京都市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市	○	○(3)	×	士業者による戸籍や住民票の証明書の職務上請求に係るオンラインシステムの構築	戸籍謄本や住民票の写し等の証明書の職務上請求について、弁護士等の士業者が市町村に対してオンラインによる方法で行うことができるシステムを、適切な不正防止の仕組みを備えたうえで、8土業に共通かつ自治体が容易に利用できるものとして構築すること。	<p>【現行制度について】</p> <p>士業者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士)は、職務のために戸籍や住民票に係る証明書を請求できることが法令に規定(いわゆる職務上請求)。</p> <p>請求時は、士業者であることを証する書類で写真をはり付けたものを提示(郵送請求の場合は写しを提出)し、士業者の所属する会が発行した交付請求書(いわゆる統一請求用紙)を手書きで記入し、当該士業者の職印を押したものを提出する。</p> <p>請求をオンラインで行う場合は、統一請求用紙に記載すべき事項に係る情報、請求の際に提出すべきこととされている書面等に代わるべき情報に所定の電子署名を付し、所定の電子証明書を添えて送信するか、又は、改正戸籍法施行規則の施行後においては戸籍に係る証明書であれば「法務大臣が定めるこれらに準ずる措置」を講じる必要がある。戸籍に係る証明書については、令和8年3月26日付「戸籍法施行規則における法務大臣の定めについて(通達)」(法務省民一第594号)において電子証明書や措置の具体が示されている。</p> <p>士業者が所属する会が発行する統一請求用紙は、法務省民事局長依頼(昭和61年1月21日民二第483号)に示される案を参照して作成される。また、同依頼における「会員以外の者が当該用紙を入手又は利用することを防止する措置」として、通番を付した複写式のものとし、会員への販売時に通番を控えるほか、士業者が所属する会において、請求に用いられた統一請求用紙の請求控えの点検を行っている。</p> <p>自治体では、統一請求用紙の記載内容等とともに、請求理由は適当であるか、請求者の業務の範ちゅうであるか等の点検を行い、適正な請求であることを確認したうえで証明書を交付。</p> <p>【支障事例】</p> <p>法令上、オンライン請求は可能であるところ、統一システムとして整備が検討されていない。住民基本台帳に係る証明については、前述の統一請求用紙に記載すべき事項に係る情報や、請求の際に提出すべきこととされている書面等に代わるべき情報の具体が明らかでなく、事実上、行うことができない、なお、士業者が所属する会においても現状請求手段として規定していない。</p> <p>ある民間企業の調査では、全国で年間350万件の職務上請求が行われ、このうち8割が郵送によるものと推定されている。全ての統一請求用紙は手書きで記入され、自治体、士業団体が審査、点検が行われているほか、郵便料金だけで6億円を超える費用が発生している計算になる。</p> <p>また、統一請求用紙の記載不備も多く、請求者に対する確認負担も生じている。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>オンライン請求が現実に行われていない最大の理由は、支障事例に記載のとおり統一請求用紙等に代わるべき措置がないことが理由であり、戸籍に係る証明については前述の通達により一定示されたことで検討が進むと思われるところ、住民基本台帳に係る証明書についても同様に整理していただく必要がある。</p> <p>現在、国においては国家資格等情報連携・活用システムを活用した国家資格オンライン・デジタル化が進んでおり、8土業のうち弁護士を除く7土業は対応済又は対応予定であることが示されている(国家資格等オンライン・デジタル化の開始について)。同システムでは「マイナンバーAPIの活用により外部システムへ資格情報の連携が可能」とされているほか、資格情報の真正性や有効性を検証できるとされている。そして、第9回「事業者のデジタル化に係る関係省庁等連絡会議」(令和7年10月2日)においては、e-Govについて、地方自治体向けの手続にも対象が拡大されることやマイナンバーカードを使ってログインできることが予定として示されている。そのため、例えばマイナンバーカード、国家資格等情報連携・活用システム、e-Govを組み合わせることで、国においてトータルコストを抑制しつつ実現を検討できるものと思われる。</p> <p>このほか、統一請求用紙を用いる仕組みには士業団体を請求スキームに関与させることで不正請求を防ぎ、もって市民のプライバシーを守ることという目的があることや、自治体としては請求時の所要の点検や交付手数料の決済に係る負担が課題であることを踏まえると、士業団体や自治体の意見についても十分反映することが肝要である。</p> <p>以上を踏まえ、引き続き戸籍に係る証明書について検討を深めていただくとともに、住民基本台帳に係る証明書についても戸籍に係る証明書と同じシステムとしての実現に向けた検討を進め、その結果を見える形で示していただきたい。</p>	令和7年に類似の提案があり、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会による共通化候補(令和7年度選定分)に選定され、共通化推進方針の策定が進められており、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
167	郡山市、栃木県	○	×	○	産業廃棄物の最終処分場の適正配置に向けた見直し	<p>過度な集中を避けるための「総量規制」等について産業廃棄物の最終処分場の過度な集中を避け、適正配置を実現するため、一地域に設置できる施設の「埋立ての総容量」や「施設間の距離」など、具体的で明確な基準値を設けること。</p> <p>住民説明会等の義務化について事業者による「住民説明会の開催」や住民からの「質疑に対する応答」などを義務化し、許可要件の一つとするなど、地域住民が事業者から丁寧な説明を受け、事業について正しい知識を得て、住民の意見がより適切に反映される制度を構築すること。</p>	<p>【現行制度について】 産業廃棄物最終処分場の許可事務に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2に定める許可要件に適合する場合には必ず許可をしなければならないものと解されており、許可権者に対して許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないとされている(令2.3.30環境規発2003301号環境省通知、札幌高判平9.10.7等)。</p> <p>【支障事例】 現在、当市に対し、法の規定に基づき、産業廃棄物の最終処分場の許可申請を予定している事業者がある。申請予定地の約7キロメートル圏内には、既に最終処分場が2施設あり、さらに1施設の施設新設計画となる。法に定める許可要件には、例えば、 ① 一地域に設置できる最終処分場の「総容量」 ② 事業者による住民説明会の開催 等の定めがないことから、全国的にも産業廃棄物最終処分場が設置される地元住民と事業者との間で、争いが生じるケースがある。このことは当市においても例外ではなく、一定の地域に集中して最終処分場が建設される現行法制度への疑問などをきめ、事業に対する地元住民の反対運動が大きくなり、市議会でもたびたび問題視され、請願書も提出されている。</p> <p>【制度改正の必要性】 産業廃棄物の最終処分場は、国民の経済活動に必要不可欠な施設であるが、一定の地域に過度に集中するということは、その地域住民にとっては、大気・騒音・振動などの生活環境上の支障はもとより、廃棄物に対する忌避感情を含めた事実上の不利益を被り続けることとなり、住民と事業者との間に軋轢を生み、地域のコミュニティーが破壊され、かえって産業廃棄物行政が立ち行かなくなるおそれがある。しかし、現行法上、最終処分場の設置許可に当たっては、施設の過度な集中を避け、適正配置を実現するための「具体的で明確な基準値」、例えば一地域に設置できる最終処分場の「施設間の距離」や「埋立ての総容量」などは示されていない。</p> <p>また、最終処分場の設置許可に当たっては、現行法上、事前の関係書類の縦覧手続があるとはいえ、事業者による「住民説明会の開催」や住民からの「質疑に対する応答」などが義務化されておらず、住民が事業に対して適切な情報を採取し、意見を述べることができる仕組みが保障されているとは言いがたい。その結果、地元住民にとって水質(河川や井戸水)や粉塵など生活環境への影響を含めた事業に対する不信感や不安感が払しょくできず、最終処分場への反対運動が大きくなり、同様に産業廃棄物行政が立ち行かなくなるおそれがある。</p> <p>産業廃棄物の許可事務を専業裁量である法定受託事務として地方自治体の事務とするならば、よりいっそう最終処分場が建設される地元住民の立場を尊重した政策が望まれる。</p> <p>【支障の解決策】 地域の実情に応じて、 ① 過度な集中を避けるための「総量規制」等 ② 住民説明会等の義務化 について一定の法定化、法制度化を図ることにより、支障が解決すると考える。</p>	<p>総量規制に係る提案については、令和6年に類似の提案があり、その措置として通知を発出しているところ、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。</p> <p>住民説明会に係る提案については、現行制度の枠内で対応の余地がある中、制度改正の必要性や具体的な支障が明確に示されていないため。</p>
178	豊田市	○	×	×	工事請負契約に係る議会の議決要件として政令で定める基準額の見直し	地方自治法施行令第121条の2の2第1項が規定する議会の議決を要する工事請負契約の基準額の引き上げ及び「中核市」の追加を求める。	<p>【現行制度について】 地方自治法では、政令で定める基準に従い条例で定める契約の締結においては議会の議決が必要とされている。政令で定める基準として、契約の種類は「工事又は製造の請負」、その金額は「同表で定める金額を下らないこと」と規定されており、同基準に従い条例で定める金額以上の工事請負契約は議会の承認を条件とした仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結している。</p> <p>【支障事例】 議会の議決を要する条例で定める契約は、以前は地方自治体の判断に委ねられていたものを、議会と執行機関との間における財務に関する権利を合理的に分配する趣旨で政令に基準が定められたものである。現行制度でも、政令で定める基準額よりも高い金額で条例で定めることは可能であるが、基準が制定された趣旨を踏まえ、法改正当時は各自治体が基準額より高い金額で条例を定めることは困難であったと考えられる。</p> <p>近年の人員費や資材単価の高騰に伴って工事費は年々増加しており、結果として議会の議決を要する工事は増加傾向にあり、地方自治体及び地方議会の双方にとって負担の増加に繋がっている。条例改正により金額を引き上げるためには、議会に対して改正後の金額の算出根拠を明確に示す必要があるが、政令で定められた基準額の現在の適正額は自治体では算出することができない。また、議会には権限を縮小する改正に受け止められかねず、当事者間で権限分配の最適化を図ることは困難であり、現在も多くの自治体が政令で定める基準額と同額を下限額とした条例を改正できていない。</p> <p>中核市は政令に定める基準において「市(指定都市を除く)」に該当するが、指定都市が処理することができる事務の一部が移譲されている中核市の基準額は、その他の市とは別に区分することが適切であると考える。</p> <p>【制度改正の必要性】 近年の人員費や資材単価の高騰という外的要因によって実質的に議会に移転した範囲の権限について、政令により再び長の権限に戻すことで速やかに双方の権限分配の最適化を図る必要がある。</p> <p>【支障の解決策】 昨今の資材単価等の高騰や事務の効率化の観点から、地方自治法施行令第121条の2の2別表第3が規定する政令で定める基準額を適正な金額に引き上げる。また、別表第3に定める市町村の区分に新たに「中核市」を追加する。</p>	<p>本制度については、条例で議決すべき下限額を定めることとされているところ、基準額より高い金額で条例を定めることで本提案における支障の解消が見込まれるなど、制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため。</p>

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
197	福井県	○	×	×		「女性のチャレンジ賞」における各都道府県からの推薦に対する表彰枠の拡大	内閣府が実施する「女性のチャレンジ賞」において、各都道府県からの推薦に基づき選考されるが、全国での受賞者数が極めて限定的である。 【現行制度について】 「女性のチャレンジ賞」は、各都道府県等からの推薦に基づき選考されるが、全国での受賞者数が極めて限定的である。 【支障事例】 県として推薦を行う際、市町、関係団体、および市内各部署への照会、さらには過去の県男女共同参画関係表彰受賞者の経歴確認や実績の精査など、膨大な事務手続きが発生している。しかし、現状の表彰枠が限定的であるため、これほど多大な労力を投じて推薦を行っても、長年受賞に至らない状況が続いており、地方公共団体における事務負担と成果が著しく乖離している。このままでは、推薦に向けた関係機関の協力体制を維持することが困難になりつつある。女性のチャレンジ賞の目的が、「チャレンジの身近なモデルを示すこと」によって男女共同参画社会の実現のための機運を高めることならば、各都道府県からの推薦者を広く表彰することでその目的を達成することになるのではないかと。	国の直接施行する事務の改善要望であり、提案募集の対象外として整理されたため。
216	兵庫県、香美町	×	×	○		地域の実情を踏まえた特定地域づくり事業協同組合の制度運用	人材確保が困難なために特定地域づくり事業協同組合の設立に至っていない地域の事業者等も、特定地域づくり事業協同組合制度のメリットが享受できるよう、特定地域づくり事業協同組合の区域外派遣の禁止について緩和すること 【現状】 令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、①員外利用割合の制限緩和、②区域外派遣禁止の緩和について提案され、①については措置が講じられたが、②については、組合が位置する市町村以外へ労働者を派遣することができない状態が続いている。 【具体的な支障事例】 当県は3市町で組合が設立済みであるが、それぞれの地域において、業務繁忙期には派遣職員をフルに派遣しても組合員である事業者の人手不足が解消できない一方、業務閑散期には組合の派遣職員の仕事量が不足する状況にある。業務閑散期の仕事量を確保するために、組合員の確保や員外利用の促進により派遣先の確保に努めているが、産業構造に偏りがあり、事業者数が限られる人口急減地域では対応に限界がある。一方、人口急減地域ではあるものの組合未設立の市町については、複雑かつ広域的な知識を要求される組合の事務局人材が確保できないことが未設立の大きな要因に挙げられる。実際に、当県の組合未設立の複数市町においては、事務局となり得る人材が見つからず、組合設立の検討が進まない状況にある。このような市町においても、組合設立済みの市町の組合員や員外事業者と同じく、繁忙期には人手が足りず、働き手の確保に困っている事業者も一定数存在しているが、現行制度では区域外派遣が禁止されているため、組合未設立の市町の事業者においては、組合制度のメリットが享受できない状況にある。なお、制度上、複数の市町村を組合の地区とすることも可能とはなっているが、市町における施策の位置づけの違いや、財政負担割合の設定等が支障となり、130を超える全国の認定組合のうち該当する組合は3団体に留まっていることから、現行制度で当該支障の解決を図る困難度合いは明らかであり、組合未設立地域の事業者でも組合制度のメリットにより事業維持・事業拡大が図れる手段を講ずる必要がある。また、そのような区域外派遣から新たな地域づくり人材を確保できる可能性も踏まえ、制度設計時の想定課題に因われ過ぎることなく、地域の実情を踏まえた制度運用も可能とすべきと考える。	令和5年に類似の提案があり、関係府省庁と協議したものの協議決定に至らず、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めで議論すべき論点が明確に示されていないため。
218	兵庫県、相生市、川西市、加東市、市川町、香美町	×	×	×		生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)の貸付利用者にかかる生活保護の取扱いの統一	生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)の貸付利用者にかかる生活保護の取扱いを、「保護の停止」に統一するとともに、担保となる不動産の再評価に係る費用を、借入申込み時に実施する担保不動産の評価に係る費用と同様に、保護の実施機関が負担すること 【現状】 生活福祉資金の「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」(以下、「貸付金」という。)については、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有または住み続けることを希望する「要保護の高齢者世帯」であって、「本制度を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関が認めた世帯であること」など一定要件に該当する世帯に対し、都道府県社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が貸付業務を行っている。不動産を担保とするため、貸付金借入申込時に担保不動産の評価及び根拠当権の設定・登記が、貸付契約から一定期間ごとに担保不動産の再評価を行うことが必要となっており、借入申込時の必要手続きに要する費用は、貸付金制度利用者が「要保護の高齢者世帯」であることから、保護の実施機関が負担する一方、再評価に要する費用等は社協が負担することと規定されている。なお、制度利用者が要保護世帯ではない「不動産担保型生活資金」においては、いずれの手続きに要する費用も「借受人負担」となっている。他方、貸付金制度利用者にかかる生活保護については、保護の実施機関の判断で「保護の廃止」ではなく「保護の停止」として差し支えないとされている。 【具体的な支障事例】 不動産を担保とする生活資金制度の利用等手続きに要する費用は「借受人負担」が原則とされている一方、貸付金については、借受人の状況を鑑みて「借受人負担」の代わりに保護の実施機関が負担している。その考え方においては、借入申込時に要する費用に限定する必然性はなく、貸付金の利用手続き全般において保護の実施機関が費用負担すべきであり、貸付業務を行う社協に費用負担させることは整合性に欠ける。現行の取扱いの要因として、貸付金の利用世帯については、保護の実施機関は「保護の停止または廃止」を行う必要があるため、制度利用の前段階である借入申込時のように生活扶助(一時扶助)として費用を支出することができないことにあると推察される。しかし、①貸付金の利用開始時は「保護の停止」を行うことに統一、②担保不動産の再評価が必要な場合は職権で「停止の解除」を行うとともに、生活扶助として費用支出、③改めて職権で「保護の停止」を行うことで、保護の実施機関が費用負担することは可能と考える。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としな理由
221	兵庫県、加東市、香美町	○	×	×		介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分不服がある場合の審査請求先を都道府県知事とする義務付けを廃止すること	【現状】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」)は、旧障害者自立支援法(平成18年施行)時代より、「障害者(児)の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう、障害者又は障害児の保護者が市町村の行った介護給付費等に係る処分不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について迅速に審査を行う」として、審査請求先を都道府県と義務付ける規定を設けている(出典:平成17年12月26日厚生労働省障害保健福祉主管課長会議資料5)。現行の障害者総合支援法では第97条がこの規定にあたる。 一方で、行政不服審査法は、約50年ぶりの改正により、平成28年4月から新しい行政不服審査制度に変わっている。旧制度では、「処分」を行った行政庁(処分庁)に対する「異議申立て」と、処分庁の上級行政庁(原則)に対する「審査請求」の二本立てとなっていたが、新制度では、不服申立ての手続を「審査請求」に一本化し、審査請求先は、処分庁に上級行政庁がない場合は処分庁、上級行政庁がある場合は最上級行政庁を原則とするとしている。また、処分に関与しない職員が審理手続きを進める「審理員」制度や、行政不服審査会等の「第三者機関」が審査庁の裁決の判断を審査するといった審査の公平性・透明性を高めるための仕組みが導入されている。 【具体的な支障事例】 「介護給付費等に係る処分」(障害福祉サービスの支給に関する事務)は市町村の自治事務であり、都道府県は市町村の上級行政庁にあたらないが、障害者総合支援法第97条の規定により、行政不服審査法の改正前後とも、都道府県が審査請求先となっている。 障害者総合支援法の当該規定は、平成18年の旧自立支援法時代に、障害者(児)の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう、支給決定を行った市町村ではなく都道府県が客観的な立場から審査を行う目的で設けられた。 しかし、行政不服審査法の改正により、同法による審査請求手続の中で、審理員制度や行政不服審査会等第三者機関によるチェック機能が確保されるようになり、あえて都道府県が審査庁とならずとも、処分庁において客観的な審査を行うことが可能となっている。 また、処分庁である市町村が担うことで、都道府県が実施することと比較して、より迅速な対応が可能となるなど、行政不服審査制度の趣旨である迅速な権利利益の救済や行政の適正な運営の確保に資するものとする。 新しい行政不服審査制度が始まって10年が経過し、その運用も定着している。障害者総合支援法第97条による都道府県への義務付けは、既に本来の意味を失っていると考えられ、地方分権の観点からも、廃止されるべきである。	現行の不服審査に関する一般規則を定める行政不服審査法の適用に係る指摘に留まっており、制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため。
222	兵庫県、千葉県、神奈川県、明石市、相生市、養父市、朝来市、たつの市、市川町、香美町	○	×	×		熱中症特別警戒情報に係る初動対応の強化等に向けた伝達方法の見直し	【現状】 熱中症特別警戒情報は、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に、速やかに命を守る行動をとることを促すために発令されるものである。そのため、市町村が指定するクーリングシェルターの開放準備等の初動対応の迅速化、住民への迅速かつ正確な情報提供を確保するとともに、自治体職員の負担軽減を図るため、国から都道府県、都道府県から市町村への二段階の情報伝達を、国から都道府県及び市町村へ同時に通知可能な伝達方法の構築を求める。 【具体的な支障事例】 全国的に発令事例はまだないものの、国から直接市町村が通知を受け取る場合と都道府県を経由する場合はタイムラグが発生するのは自明であり、その比較において、住民への注意喚起は確実に遅れることとなる。また、クーリングシェルターの開放準備の遅れや高齢者・子どもなど要支援者への見守り対応の遅れは、深刻な健康被害を伴う救急搬送の増加につながる恐れが当然あり、熱中症特別警戒情報の発表目的を鑑みると、可能な限り迅速化を図るべきと考える。 また、都道府県側の通信障害などのトラブルがあった場合、市町村への連絡が届かないことも想定されることから、リスク回避の観点からも、都道府県及び市町村への情報伝達は国が一斉に行い、中継回数をなくすることが重要となる。	令和6年に類似の提案があり、熱中症特別警戒情報を都道府県知事から関係市町村長へ通知すること等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを改めて通知しているところ、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
233	徳島県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、高知県、関西広域連合	×	×	×		建築物の改修に係る建築基準法上の扱いの合理化を通じた地方自治体における事務負担軽減	【現行制度及び支障事例】 建築基準法は、建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事を行うにあたり、建築士の国家資格をもつ設計者が設計し、建築確認・検査の手続において建築基準適合判定資格者の国家資格をもつ建築主事等が審査・検査を行うことを求めているが、一戸建て住宅等の階段の付け替え等の建築物の局部的な改修であっても、主要構造部(一種以上の過半の修繕又は模様替となり、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当することが多く、手続が必要となる)のかどうか、確認申請図書をどのように作成したらよいか等の相談が特定行政庁に非常に多く寄せられており、建築行政職員が減少する中、職員の大きな負担となっている。 【制度改正の必要性】 一戸建て住宅等の階段の付け替え等の局部的な改修であれば、建築物の建築基準法令の規定への適合性に係る影響は軽微であり、建築士が関与していれば、建築確認・検査の手続により第三者が法適合性を審査・検査する必要性は小さいと考えられる。 【支障の解決策】 例えば、局所的な改修にあつては、建築確認・検査の手続きに替えて、建築士の国家資格をもつ設計者による報告書等の提出をもって審査に替えることとする、建築確認・検査の対象を限定したうえで、条例において対象とすべき建築行為を追加することができることとする等、地方自治体における事務を合理化するよう求める。	提案団体で実施した建築確認・検査のうち、現状、大規模の修繕・模様替に係る申請実績が少なく、建築確認・検査は建築主事に加えて、指定確認検査機関でも実施できるなど、制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため。
246	中核市市長会	○	×	×		執務時間外の死亡届に係る事務手続きの見直し	【制度的背景】 死亡届に係る事務手続きは火葬を伴う関係上、死亡届の受領・受理、火葬許可申請書の受付、火葬許可証の作成・交付決定・交付を一連の事務として行う必要がある。令和2年4月施行の地方公務員法改正により、これらの業務を担う者を特別職の公務員として委嘱することができなくなり、正規職員または会計年度任用職員の配置が必要となった。 【中核市で生じている具体的な支障】 ① 宿日直業務の民間委託に伴い、執務時間外の火葬許可証交付業務を遂行できなくなった団体がある。特に年末年始等の長期休暇時には、正規職員を休日出勤させる必要が生じるなど担当課の負担が増大している。 ② 時間外に死亡届を受領しているものの、火葬許可証の交付は翌開庁日以降に行わざるを得ない団体があり、遺族等への再来庁を強いている。 ③ 会計年度任用職員により対応しているが、死亡者数の増加に伴い取扱件数が年々増加し、職員負担が増大するとともに会計年度任用職員の成り手不足が深刻化している団体がある。 【令和3年度提案(R3-008)以降の情勢変化】 ① 多死社会の到来:我が国の年間死亡者数は令和6年に160万人を超え過去最多を更新し、今後も増加が見込まれ、夜間・休日に対応件数も増加することが予測される。 ② 公務人材不足の深刻化:会計年度任用職員の募集困難が顕在化し、時間外業務の担い手確保が構造的課題となっている。 ③ 行政改革の加速:宿日直・守衛業務の民間委託化を進める中核市が増加し、現行制度での矛盾が拡大している。	平成28年に類似の提案があったほか、その後、今回の提案事項である死亡届及び火葬許可証についても、関係府省庁から、事務連絡等により委託不可であるとの見解が示されており、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
273	伊丹市	○	×	×	空家等対策協議会の構成員から市町村長を除くこと	空家等対策協議会委員の構成員から市町村長を除くことを求める。(空家等対策の推進に関する特別措置法第8条第2項)	【現行制度について】 空家等対策の推進に関する特別措置法第8条第2項における協議会の構成員に、「市町村長(特別区の区長を含む)」が規定されている。 【支障事例】 市長は、市政全体を司り、多岐にわたる市の事業等の方向性を示している。よって、個別の事業である空家等対策計画の作成や実施に関する具体的な協議については、専門家や市の担当部局で協議しているのが現状である。 市長を必須とするのではなく、各自治体で市長を構成員とするか否かを選択できるようにすべきだ。 【制度改正の必要性】 市長村の実情に応じて市町村自らが構成員を決定する事で、各市町村の実情に応じた協議が可能となる。 【支障の解決策】 協議会の構成員について「市町村長(特別区の区長を含む)のほか、」を「市町村長(特別区の区長を含む)」と見直しをすることで支障が解決すると考える。 地方分権制度では、地域の実情に応じて対策を講じることを阻害してはならず、市長を構成員にするかについては、自治体の判断に委ねるべきである。告示により市長が案件により出席が選択できることとなっているが、市町村が独自に構成員を選択することへの解決策とはなっていない。 法はあくまでも、構成員として義務付ける場合のみ規定されるものであって、市町村の条例で定めることが法と条例の役割分担であると考えている。	現行制度でも対応可能であることが明らかな事項であり、提案募集の対象外として整理されたため。
306	田原本町	○	○(3)	×	普通交付税算定事務における「基礎数値」の報告に係る運用の見直し	普通交付税の算定事務において、国から市町村へ配布される算出資料となるExcel様式に、報告等により国がすでに把握・確定している「基礎数値」を、あらかじめ入力(自動反映)した状態で市町村へ配布するよう、運用の見直しを求める。	6月から7月にかけては、決算統計(地方財政状況調査)の作成、健全化判断比率等の算出・報告、さらに議会の決算委員会に向けた準備等が重なる、財政部門における1年で最も過酷な繁忙期である。 その時期に、普通交付税の算定事務の通知があり、短期間で作成しなければならない、算出資料自体は提出不要であるにもかかわらず、すでに国にデータが存在し確定している数値を手入力(転記)するだけの作業のために、時間外労働(残業)を余儀なくされている。 当町では、令和7年度算出資料の中で5,039ある記入箇所のうち、1,209箇所を転記している。	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外として整理されたため。
362	京都府、滋賀県、京都市、大阪市、全国知事会、関西広域連合	○	×	×	「公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査について(依頼)」の廃止等	例年照会のある「公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査について(依頼)」について、廃止。または、他省庁照会との一元化することにより、業務負担の軽減を図るよう見直しを求める。	本調査については、令和3年度に一定の簡素化が図られているものの、毎年四半期毎の照会を受けているが、庁内全体に関わる調査内容であることから、事務負担が大きい。本調査の内容については、全く同じではないものの、国土交通省からも類似の照会があることや、財政状況の公表においても、予算の執行状況については公表をしているなど、重複が考えられる。また、本照会内容については、HPで公表されているものの、どのような形で活用されているのかが分からない。 令和5年度の地方分権提案において、「経済財政運営と改革の基本方針2014」を踏まえ、地方財政の透明性と財政マネジメントの強化を目的として実施しているとのことだが、本調査による具体的な効果が不明確である。また、その当時、各省庁にも情報提供を行うとのことであったが、例えば、国土交通省からの類似の照会においても、その簡素化が図られているわけではない。地方自治体において、人口減少、人材不足により業務効率化が求められている中、地方自治体の業務負担の軽減を図るため、本照会の廃止、又は他省庁照会との一元化を求めるもの。	令和5年に類似の提案があったが、関係府省庁より、「本調査は、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において公共事業の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表する」と明記されていることを踏まえ実施しているもの、今後もこれらの内容を満たすことができるよう継続して調査を行うことが必要である」との見解が示されており、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めで議論すべき論点が明確に示されていないため。
379	米子市	×	×	○	就学前の児童の健康診断に係る回数の基準緩和	『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準』及び『家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準』に明記されている一年に2回の健康診断を、自治体の判断で実施の回数を選択できるよう基準の緩和を求める。(具体的には1回とする。)	【集団検診の実施に係る負担】 ・集団検診は、施設側と日程調整が必要になり、休診日に日程を調整するため、日程調整が難しく、医師の負担となっていること。 ・大きい施設では複数回に分けて実施する必要があること。 【入園児に対する年2回の健康診断に対する必要性への疑義】 ・昨今は6か月健診、1歳半健診、3歳児健診と様々な健診健康の機会があるほか、医療費も無償となっており医療機関を受診する、機会は増えており、医師が健診に対する必要性を感じていないこと。(幼稚園は学校保健安全法に則るので年1回でいい。) ・令和7年9月に施行された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、市町村の乳幼児健診と園の健診が重複する場合は、園での健診を省略することが可能となったが、これは、園児によって健診時期が異なることから、園での定期健診自体がなくなるわけではなく、園、医師双方の負担軽減につながっていない。	令和6年の類似の提案において議論が行われ、「乳幼児健康診断の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる」と、実施頻度の緩和につながる改正が令和7年9月に施行されており、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めで議論すべき論点が明確に示されていないため。